



0029284-000

678-24

不動産銀行法釈義

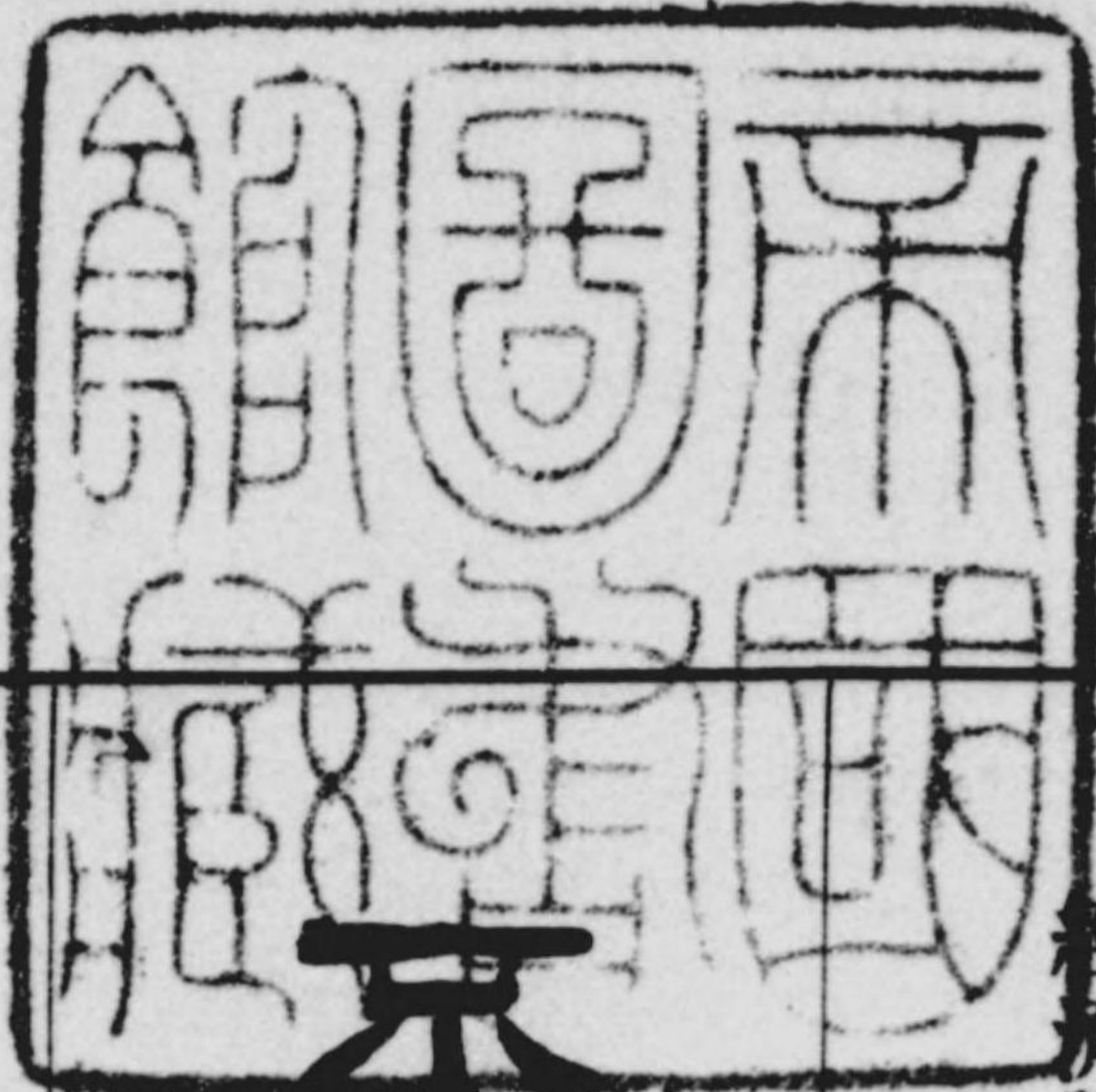
杉本正幸・著

巖松堂書店

昭和9

ADI

249



經濟學博士 杉本正幸 著

東京
動產銀行法釋義

東京 巖松堂書店發兌



序

一國の金融政策上不動産金融の統制を必要とする事は寔に明かなり。不動産金融の統制には機關に關するものと機能に關するものとあり。機關の統制は必ずしも之が統一を要せず各機關各其の所を得整然として有機的に其の機能を發揮し得れば可なり。機能の統制に付ては種々の項目ありと雖も現今主要なるものは抵當物の擔保價格及び貸付金額に關するものなり。現在不動産金融を爲せるものは不動産銀行の他に普通銀行貯蓄銀行信託會社保險會社信用組合無盡會社等あり。我國の現狀に於ては此等の機關の不動産金融を爲す事を禁ずるを得ずと雖も決して之を無統制に放任すべからず。仍つて不動産金融統制法を制定し此等の機關に於て不動産抵當貸付を爲す場合は抵當物の擔保價格の評價並に貸付金額に付専門の不動産銀行に對すると同様の制限を加へ此等の機關に於て貸付くる金額は自己の慎重に鑑定したる抵當物の價格の三分の二以内とし且つ第一順位の抵當に限る旨を定むるの要あるべし。然れども普通銀行の不動産貸

付を第一抵當に限り抵當物の擔保價格の三分の二以内の金額を貸付くるものとせば借主は人的信用を加味せる貸付を受くる事能はずして不利なるべきに因り更に對人信用を加味するものは別個の第二抵當貸付と爲し以て此の缺陷を補足すべきもの歟。此の如くならば何時にても第一抵當附債權は不動産銀行に於て肩代り得るの便宜ありとす。若しも此の統制を不可なりとせば少くとも銀行法中に普通銀行の行ふ不動産抵當貸付金の總額は該銀行の拂込資本金及び準備金の總高を超過すべからざる旨を規定するの要あるべし。然れども不動産以外確實なる擔保物少き地方に在りては其の實情に因り勅令を以て右總高に定期預り金の四分の一若くは二分の一又は全額迄等適宜の額を附加し得べき旨を規定すべきもの歟。此の如くならば地方經濟の實情に適應し且つ銀行に於て短期資金の長期化に惱むの憂あらざるべきなり。貯蓄銀行に對しても亦之に準じて適當の制限を爲すの要あるべし。其の何れにせよ不動産金融上の根本的對策を樹立せんと欲せば叙上の諸機關と共に不動産銀行を如實に理解せざるべからず。況んや日常不動産銀行業務に従事せらるる諸賢竝に不動産銀行の改善を企圖せら

るる諸賢亦不動産銀行を徹底的に知悉せらるるの要ある事言を俟たざるべし。故に先づ茲に純粹不動産銀行たる日本勸業銀行農工銀行及び兼營不動産銀行たる北海道拓殖銀行朝鮮殖産銀行等の設立の趣旨竝に右諸銀行法各條の沿革及び其の解釋を説述せんと試みたり。本書にして多少叙上の目的に役立つ事を得ば光榮の至りなり。本書納めたる諸外國の立法例定款例は曩きに駐外大使公使領事閣下より我全國農工銀行同盟會に賜りたる資料に依り各銀行法の解釋は日本勸業銀行總裁馬場鏐一博士北海道拓殖銀行頭取松本脩氏朝鮮殖産銀行頭取有賀光豊氏竝に全國農工銀行同盟會々長東京府農工銀行頭取鈴木茂兵衛氏等の與へられたる資料に負ふ所多し。茲に各位の御厚意を表明して深く謝意を表す。

昭和九年十月

著者

例言

- 一、本書中の勅又は●は日本勸業銀行法農又は●は農工銀行法農補又は●補は農工銀行補助法拓又は●拓は北海道拓殖銀行法殖又は●は朝鮮殖産銀行令を示せるものなり。
- 二、本書中(法何)若くは(令何)とあるは其の記述中の事項に直接関係の法令と其の條文なり。例せば産業組合の記述中に(法二)とあるは産業組合法第二條にして金融組合の記述中(令二)とあるは金融組合令第二條を表示せるものなり。
- 三、又(施何)としたるは當該記述に直接関係ある法律の施行規則を表示せるものにして例せば漁業權に關して(施一)とあるは漁業法施行規則第十二條なるが如し。
- 四、外國の事例の引用は英米獨佛等の順序に依る慣例なるも本邦の不動産銀行法は大陸系統に屬するものなるを以て本書に於ては此の例に據らず獨佛等歐羅巴諸國を先きにし英米を後にしたり。

五、本書中各條に關係ある外國の立法例及び定款例を各條説明の末尾に掲げたるも其の説明と比較論評とを避けたるは決して其の勞を惜みたるに非ずして含蓄的示唆的ならんと欲したるに由る。讀者各位に於て進んで之を討究せらるるに於ては却つて興深く理解を深化せらるる所以なるべし。

六、本書中に記述せる外國の不動産金融機關の組織別を示せば次の如し。
株式會社

マイニンゲン獨逸抵當銀行

バイエルン抵當手形銀行

佛蘭西不動産銀行

西班牙不動産銀行

ゾー不動産銀行【瑞西】

ウエストランド抵當銀行【和蘭】

農業抵當會社【英吉利】(但し株式は全部英蘭銀行及び其の他の四大銀行に於て引受け政府及び個人の引受なし)

株式土地銀行【亞米利加合衆國】

州立の機關

下埃地利州抵當銀行

ベルン州抵當金庫【瑞西】

チューリッヒ州銀行【瑞西】

國立の機關

亞爾然丁國立不動産銀行

相互組織の機關

聯邦土地銀行【亞米利加合衆國】

七、本書及び曩きに公刊せる拙著「不動産金融論」「市街地價格論」「農地價格論」「不動産の評價」は共に不動産金融學の一體系を爲すものにして此等は不動産金融の研究若くは其の實務に従事せらるる各位に多少の貢獻を爲すものなる事を信ずるものなり。

參考書

大藏省 勸業農工兩銀行大意

大藏省 日本勸業銀行法逐條說明
 大藏省 農工銀行法逐條說明
 帝國議會議事速記録及同上委員會議事速記録
 日本勸業銀行 日本勸業銀行法關係帝國議會議事錄 其一其の二其の三
 日本勸業銀行 日本勸業銀行三十年志
 北海道拓殖銀行 北海道拓殖銀行二十年志
 北海道拓殖銀行 北海道金融史
 朝鮮殖産銀行 朝鮮殖産銀行十年志
 朝鮮殖産銀行 朝鮮殖産銀行令の特殊性及朝鮮殖産銀行の建議に依る朝鮮
 殖産銀行令改正案
 杉本正幸 全國農工銀行發達史
 杉本正幸 不動産金融論

目次

第一部 總論

第一章 不動産銀行の概念……………一
 不動産金融制度 大陸系統 英米系統 不動産金融機關 專門機關 公營組織 相互組織 株式組織 補助機關 純粹不動産銀行の意義 其の特質 兼營不動産銀行の意義 其の特質 獨逸の混同銀行……………三
 第二章 勸農兩銀行設立の趣旨……………三
 設立の必要 兩銀行分立の趣旨 組織の特色 業務の分野……………三
 第三章 勸農兩銀行任意合併法の趣旨……………一九
 合併の希望と其の必要 存続合併任意 割増附債券資金使途制限 合併せざる農工銀行との協定維持……………一九
 第四章 北海道拓殖銀行設立の趣旨……………二三
 農工銀行法の缺陷 貴族院の建議 提出案の理由……………二三

第五章 朝鮮殖産銀行設立の趣旨……………二五

朝鮮農工銀行の統一一大金融機關の必要

第二部 各論

第一章 總則……………二七

勸第一條乃至第四條 農第一條乃至第三條……………二七

組織 目的 本店位置 資本金 存立年限 株式金額 營業區域 銀行設立數

外國の立法例

拓第一條乃至第三條 殖第一條乃至第三條……………二九

組織 目的 本店位置 資本金 存立年限 外國の定款例

農第四條……………三〇

重役住所制限 組合主義の銀行組織 外國の立法例

殖第四條……………三二

記名式株券 株主制限 外國の定款例

農第五條 殖第五條……………三六

公共團體株主 外國の立法例

第二章 重役……………三九

勸第五條 拓第四條 殖第六條……………三九

業務機關 諮問機關 外國の立法例

勸第六條……………四〇

重役の職權 農工銀行重役 監査役の職權 地方顧問の職權 外國の立法例

勸第七條……………四一

重役選任方法 農工銀行重役 重役資格株 重役任期 地方顧問の選任

及任期 外國の立法例

殖第七條……………四二

重役の職權 北海道拓殖銀行重役 外國の定款例

拓第五條 殖第八條……………四七

重役選任方法 重役資格株 重役任期 外國の定款例

勸第八條 拓第六條 殖第九條……………四

兼業禁止 農銀頭取常務支配人 外國の立法例

第三章 株主總會……………三

勸第九條 殖第十條……………三

通常株主總會 外國の定款例

勸第十條 殖第十一條……………三

臨時株主總會

勸第十一條 殖第十二條……………三

臨時總會請求權 外國の定款例

勸第十二條 殖第十四條……………三

代理人制限 役員使用人代理禁止 外國の定款例

殖第十三條 勸第十三條……………一〇一

議決權制限 代理權制限 外國の定款例

殖第十五條……………一〇六

第四章 營業……………一〇九

總會決議の特例 外國の定款例

勸第十四條 勸第十五條 農第六條 農第七條ノ二 農第七條ノ五

拓第七條 拓第八條……………一〇九

本質的業務 年賦償還貸付 特質 定期償還貸付 貸付金額の制限 制限の標準となる金額 根抵當貸付 貸付年限 其の根據 抵當物 不動産貸付 漁業權 貸付 漁業權の性質 鐵道財團及び軌道財團貸付 鐵道財團の性質 軌道財團の性質 業主權 公共團體貸付 公共團體の性質 水利組合 水利組合聯合會 北海道士功組合 農會 耕地整理組合貸付 組合の性質 債務完済不能の意義 延滞者の處分 聯合會貸付 聯合會の性質 共同施行者貸付 其の性質 土地區劃整理組合貸付 其の性質 聯合會貸付 共同施行者貸付 十人連帶貸付 創始の趣旨 現狀 産業組合貸付 組合の性質 組合の種類 産業組合聯合會貸付 聯合會の性質 其の種類 生絲共同施設組合貸付 組合の性質 工業組合貸付 組合の性質 工業組合聯合會貸付 漁業組合貸付 組合の性質 組合の種類 漁

業組合聯合會貸付 森林組合貸付 組合の性質 畜産組合貸付 組合の性質 畜産組合聯合會貸付 住宅組合貸付 組合の性質 外國の立法例

殖第十六條……………一八一

年賦定期償還貸付 不動産及不動産上權利貸付 漁業權及財團貸付 十人連帯貸付 公共團體貸付 非營利産業法人貸付 金融組合の性質 同聯合會の性質 外國の定款例

勸第十四條ノ二 農第六條ノ二 農第七條……………一八六

市街地貸付開始 貸付金額制限 市街地の意義 制限額増加

拓第八條ノ三……………一八七

資金運用額制限 制限金額増加 朝鮮殖産銀行令

勸第十五條ノ二 農第七條ノ六……………一九九

割増附債券資金使途制限

勸第十六條 農第八條 殖第十八條……………二〇一

抵當權順位制限 特例 抵當權に優先する權利 第一抵當權の讓受 第二抵當貸付外國の立法例

勸第十七條 農第九條 殖第十九條……………二二一

抵當物制限 抵當に徴せざる不動産 建物 添抵當 外國の立法例

勸第十八條 農第十條 殖第二十條……………二二九

貸付金限度額 鑑定價格 貨幣主義 債券貸付問題 貸付金の交付 貸借證書 公正證書の效力 外國の立法例 交付する貸付金に關する外國の立法例

勸第十九條 農第十一條……………二二九

年賦金算定方法 年賦金の構成 貸付金利子の構成 年賦金額の變更 既往 貸付利率引下 外國の立法例

勸第二十條 農第十二條……………二三七

年賦金回收の保障 削除の理由

勸第二十一條 農第十三條……………二四九

据置及其の年限 外國の立法例

勸第二十一條ノ二 農第十三條ノ二……………二四一

中間据置 天災事變 不可避の事故

勸第二十二條 農第十四條……………二四二

遅延利子支拂義務 民法第三百七十四條の適用 年賦金と遅延利子 定期償還
金と遅延利子 約定利子と遅延利子 貸付金の消滅時効 抵當附債權讓渡 代
位辨濟 外國の立法例

勸第二十三條 農第十五條 殖第二十一條……………二四九

期限前償還權 償還手數料 定期貸付金の期限前償還 据置中の償還 外國の
立法例

勸第二十四條 農第十六條 殖第二十二條……………二五五

抵當物解除請求權 償還金額の限度

勸第二十五條 農第十七條 殖第二十三條……………二五七

延滞に因る期限前償還請求權 實際上の取扱 外國の立法例

勸第二十六條 農第十八條 殖第二十四條……………二六一

抵當補充請求權 其の要件 價格減少の原因 期限前償還請求權 外國の立法例

勸第二十七條 農第十九條……………二六八

收用に因る期限前償還請求權 補償金に對する抵當權の實行

農第二十一條 拓第十一條……………二七〇

貸付金使途違反に因る全部償還請求權 外國の立法例

勸第二十八條 農第二十條 拓第十一條ノ二 殖第二十五條……………二七三

拂込強制處分請求權 監督官廳の處分

勸第二十九條……………二七九

債券の引受 農工債券 北海道拓殖債券 産業債券 朝鮮殖産債券

勸第三十條……………二八二

實況調査權

勸第三十一條 勸第三十二條ノ二 農第二十四條 拓第七條 殖第二十七條

殖第二十八條……………二八四

附帶的業務 公金取扱 外國の立法例 代理店 代理貸付 特別擔保貸付

債權質借入

勸第三十一條ノ二 農第七條ノ三 拓第七條ノ二……………二九〇

附帶的業務 債權質貸付 抵當證券質貸付 抵當證券の性質 定期償還貸付 貸

付金額制限 貸付條件 外國の立法例

勸第三十一條ノ三 農第七條ノ四 拓第七條ノ三……………二九四

附帶的業務 抵當證券賣買

勸第三十一條ノ四 農第二十二條.....二九

附隨的業務 保護預り 定期預金 預り金 預り金額制限 外國の立法例

勸第三十二條 農第二十三條.....三〇

附隨的業務 有價證券買入 預け金 手形割引 短期貸付 定期預金の運用 當座預金貸越 抵當附債權質貸付 擔保の有無 外國の立法例

勸第三十二條ノ三.....三一

附隨的業務 債券管理

拓第七條.....三二

普通銀行業務 株券債券質貸付 社債券の應募引受 爲替荷爲替 產物貨物擔保貸付 預り金 保護預り 手形割引 擔保附社債信託業務 他銀行代理 其の他の業務

拓第八條ノ二.....三七

有價證券短期貸付

殖第十六條.....三八

短期金融業務 產物貨物質貸付 有價證券質貸付 爲替荷爲替 公社債券應募引受 擔保附社債信託業務

殖第十七條.....三九

預り金 保護預り 預り金の運用

拓第九條 殖第二十六條.....四〇

餘裕金の運用

勸第三十三條 農第二十五條 拓第十條 殖第二十九條.....四一

業務の範圍 不動産所有 代位辨濟取得 所有不動産の利用 外國の立法例

自行債券賣買 外國の立法例 借入金 外國の立法例

殖第六十八條.....四二

普通銀行業務 貯蓄預金業務

第五章 債 券.....四三

勸第三十四條 勸第三十五條 農第二十六條 拓第十二條 殖第三十條

殖第三十一條.....四四

本質的業務 債券の性質 質權の有無 無記名式利札附 發行總額 拂込資本金
引當 制限額増加 準備金の加算 貸付金引當 引當金額増加 各種債券引當
券面金額 債券の發行 債券契約の性質 發行方法 發行の意義 債券申込證
記載要項 券面記載要項 商業登記總會決議の特例 發行時期の特例 債券申
込證要項特例 外國の立法例

勸第三十五條ノ二勸第三十五條ノ三農第二十六條ノ二農第二十六

條ノ三 拓第十二條ノ二 拓第十二條ノ三 殖第三十三條 殖第三十四條…… 三六六

債券賣出方法 賣出發行要件

勸第三十五條ノ四…… 三七一

債券種類 割引債券發行方法

勸第三十六條 農第二十七條 拓第十三條…… 三七三

債券償還方法 債券償還資源 債券の据置 所持人の請求權 臨時償還 買入
銷却 元利金受領義務 償還年限 償還額 償還金の再貸付 定期償還貸付金

問題 割増金 割増金の性質 割増金額 外國の定款例

勸第三十六條ノ二 殖第三十六條…… 三九五

債券買入銷却 其の方法 貴族院の修正說 農工債券 北海道拓殖債券 朝鮮殖
産債券 買入銷却の利益 外國の立法例

勸第三十七條 農第二十八條 拓第十五條 殖第三十五條…… 三九三

高利債券借換 舊債券償還期限 借換債券の据置

勸第三十八條 農第二十九條…… 三九五

利子支拂期 利子支拂方法 据置債券 割引債券 外國の立法例

勸第三十九條 農第三十條 拓第十四條…… 四〇〇

債券臨時償還 年賦貸付金の延滞 引受債券の回收不能 拂込延滞期間 定期
償還貸付金の延滞

勸第四十條 農第三十一條 拓第十五條ノ二 殖第三十七條…… 四〇五

免責時効 商法の時効 民法の時効 國債の時効 外國の定款例

勸第四十一條 農第三十二條 拓第二十九條 殖第三十八條…… 四〇七

偽造變造模造取締 有價證券偽造罪 模造販賣罪 外國の立法例

勸第四十二條…… 四一〇

債券利札喪失救済方法 公示催告手續 再渡債券の請求 債券記番號登錄 舊條

農第三十三條……………四三

削除の理由

第六章 準備金……………四四

勸第四十三條 農第三十四條 拓第十六條 殖第三十九條……………四四

準備金 外國の定款例

第七章 政府の監督及び補助……………四〇

勸第四十四條 農第三十五條 拓第十七條 殖第四十條……………四〇

政府の監督 外國の立法例

勸第四十五條 農第三十六條 拓第十八條 殖第四十一條……………四二

定款の變更 外國の立法例

勸第四十六條 農第三十七條 拓第二十一條ノ二 殖第四十二條……………四三

支店代理店設置

勸第四十七條 農第三十八條 拓第十九條 殖第四十三條……………四七

配當認可 配當金消滅時效

勸第四十八條 農第三十九條 拓第二十一條 殖第四十四條……………四五

違反行爲制止 外國の立法例

勸第四十九條 農第四十條 拓第二十二條……………四七

業況報告 外國の立法例

勸第五十條 農第四十一條……………四八

貸付割引制限

勸第五十一條 農第四十二條 拓第二十條……………四九

最高利子歩合認可 實行利率 外國の立法例

勸第五十二條 殖第三十二條……………四三

債券發行認可 勸業債券 朝鮮殖産債券 農工債券 北海道拓殖債券 外國の立

法例

勸第五十三條 農第四十三條 拓第二十三條 殖第四十五條……………四五

監理官設置 外國の立法例

勸第五十四條 農第四十四條 拓第二十四條 殖第四十六條……………四五

監理官の職權 外國の立法例

勸第五十五條……………四四九

利益金補助

農第四十五條 農補第一條乃至第五條……………四五〇

株式引受資金補助 利益金補助 株式引受資金使途制限 配當及積立金補助 府

縣持株の配當

農補第六條 農補第七條 農補第八條……………四五五

府縣持株離權禁止 府縣持株交付 市町村基本財産 勸銀株式に準用

拓第二十五條 拓第二十六條……………四五七

政府の株式引受 利益金補助

殖第六十九條 朝鮮殖産銀行設立命令……………四五八

利益金補助 配當金補助 外國の立法例

第八章 罰 則……………四六三

勸第五十六條 農第四十六條 拓第二十七條 殖第四十七條……………四六三

監督上の強制方法 過料 銀行法違反

勸第五十七條 拓第二十八條 殖第四十八條……………四七二

役員個人の罰則

勸第五十八條 農第四十七條 殖第四十九條……………四七三

削除の理由 過料處分手續準則

農第五十二條 拓第三十四條……………四七四

銀行法の適用

附 録

日本勸業銀行法……………四七七

農工銀行法……………四八九

農工銀行補助法……………四九〇

北海道拓殖銀行法……………五〇二

朝鮮殖産銀行令……………五〇八

第一
部
總
論

第一章 不動産銀行の概念

不動産金

不動産銀行とは不動産金融を専門の業務と爲せる金融機関なり。不動産金融機関は總て其の國の不動産金融制度に依りて定まる。各國の不動産金融制度は



自北に大陸系統に分たれ一つは歐羅巴大陸系統を形成し他は英米系統を形成せり。歐羅巴各國及び我國は前者に屬し英吉利英領加奈陀亞米利加合衆國等は後者に屬す。大陸系統不動産金融制度の特色は獨立の法制を定めて不動産金融機關を設立せしめ之を國家の嚴密なる監督の下に置くものにして我國に日本勸業銀行法、農工銀行法、北海道拓殖銀行法及び朝鮮殖産銀行令あり、獨逸に土地金融組合の法律的基礎を成す定款（又は土地金融組合令）及び抵當銀行法（Hypothekbankgesetz）あり、佛蘭西に不動産信用社團に關する大統領令（Décret du 28 février 1882, sur les sociétés de crédit foncier）あり、伊太利に不動産銀行に關する單獨條文（Testo Unico 16 luglio 1905, n. 640）あり、瑞西には各州に州銀行又は抵當金庫に關する法律（Gesetz betreffend Errichtung einer Hasler Kantonalbank, Loi sur la Caisse Hypothécaire du Canton de Berne）あり、西班牙には西班牙不動産銀行設立に關する法律（Ley de 24 de diciembre de 1872 creando el Banco Hipotecario de España）あり、亞爾然丁には國

英米系統

立不動産銀行基本法 (Ley Organica del Banco Hipotecario Nacional) あり、何れも之に準據して特別の不動産金融機關を設立せるが如き之なり。英米系統不動産金融制度の特色は別に獨立の法律を設けず銀行信託會社等の金融機關をして動産金融又は信託業務と共に雜然として之に當らしむるに在り、近年稍此の制度に變態を生じ農地金融に關する限りに於て大陸系統制度に近接するの傾向あり農業經濟復興の爲め特殊機關を創立したれどもなほ未だ全般的には從來の特色を改めず。即ち英吉利に於ては千九百二十八年農業金融法 (Agricultural Credit Act) の制定あり之に依り農業抵當會社 (Agricultural Mortgage Corporation) の設立を見たれども右は農地抵當及び農地改良貸付並に農業動産金融に限り市街地に及ばず、市街地に於ては古くより建物協會法 (Building Societies Act) に依る建物協會あり其の數一千余に上り (一九三一年現在) 多大なる成績を擧げ居れども右は主として貯蓄的投資並に住宅の建築若くは住宅の買入れを爲さんとする人人を援助する事を目的と爲せる相互組織の機關にして一般的なる不動産金融機關にあらず。英領加奈陀に於ては金融會社法 (Loan Companies Act) 信託會社法 (Trust Companies Act) 及び金融信託會社法 (Loan and Trust Corporations Act) 等に依り金融會社又は信託會社等に於て不動産金融をも兼營

し、亞米利加合衆國に於ては千九百十六年聯邦農地貸付法 (Federal Farm Loan Act) の制定あり之に依り聯邦土地銀行及び株式土地銀行の創立ありたれども此等は悉く農地金融機關にして市街地金融を掌らず。千九百三十二年の聯邦住宅金融銀行法 (Federal Home Loan Bank Act) に依る聯邦住宅金融銀行は住宅を抵當とする金融の疏通を圖る事を目的とするものに過ぎず。建物金融協會 (Building and Loan Association) も亦英吉利の建物協會と同じく中産階級以下の者に住宅資金を得せしめんとする相互的組織にして一般的不動産金融機關にあらず。此の如くにして市街地は勿論一般的には農地金融も亦州銀行業法 (State Bank Law) 又は州信託會社法 (State Trust Companies Law) 等に依る普通銀行貯蓄銀行モーゲージ會社 (Mortgage Brokers, Security Houses, Bond Houses 等を含む) 又は信託會社等に於て雜然として之に當れり。

不動産金融機關

右は制度の概説なり。然らば此等の制度に依り如何なる不動産金融機關の存するや以下之に就て記述を進めんとす。凡そ一國の不動産金融機關は之を専門に行ふ機關と之を附隨的若くは附帶的に營む補助的機關との二大系統に區分せらる。(一)此の専門不動産金融機關には公營並に相互組織又は株式組織の三種あり。(二)公營組織に屬するものは獨逸の獨逸農業中央銀行聯邦銀行地代銀行土地

公營組織

相互組織

改良地代銀行・プロイセンの土地銀行及び土地信用金庫聯邦及び市町村の債券發行機關等並に塊地利の各貯蓄金庫各州立抵當銀行西班牙の小地主獎勵金庫瑞西の各州立銀行各抵當金庫及び亞爾然丁國立不動產銀行等なりとす。(四)相互組織の不動產金融機關に屬するものは我國の住宅組合建築復興信用組合、獨逸の獨逸振替組合、獨逸地方銀行・プロイセン州組合及び貯蓄金庫組合、振替組合に依り設立せられたる共同の銀行施設、土地金融組合、中央土地金融組合、土地金融組合類似の組合市街地金融組合、中央市街地金融組合、工業金融組合等。佛蘭西の農業信用國立金庫、農業信用縣金庫、不動產信用組合等。白耳義の中央信用金庫、不動產金融部等及び英吉利の建物協會、亞米利加の聯邦土地銀行、國民農地金融組合、建物金融組合等之なり。(ハ)株式組織の不動產金融機關には銀行と然らざる會社とあり前者は更に純粹不動產銀行と兼營不動產銀行とに分たる。純粹不動產銀行は我國の日本勸業銀行及び農工銀行、獨逸の抵當銀行、佛蘭西の不動產銀行、西班牙の不動產銀行、白耳義の不動產銀行、伊太利の不動產銀行、亞米利加の株式土地銀行等にして兼營不動產銀行は我國の北海道拓殖銀行、朝鮮殖產銀行、獨逸の混同銀行等之に

株式組織

屬す。不動產金融會社として數ふべきものは我國の復興建築助成株式會社、英吉利の農業抵當株式會社、加奈陀の金融土地會社、亞米利加のモーゲージ會社等之なり。以上は専門の不動產金融機關なるが、(ニ)補助的不動產金融機關は普通銀行、貯蓄銀行、信託會社、保險會社、無盡會社、土地建物會社、信用組合等にして各國とも大同小異なり。専門の不動產銀行なき國に於ては動產金融機關に於て不動產金融をも兼ね行ふものなること既述の如し。

補助機關

純粹不動產銀行の意義

偕て本書に於て講述せんと欲する不動產銀行は既に讀者の諒解せられたるが如く不動產金融機關中の専門不動產金融機關たる株式組織の純粹不動產銀行及び兼營不動產銀行なりとす。純粹不動產銀行の不動產金融機關としての地位は前陳の如し。純粹不動產銀行とは不動產金融のみを専門の營業科目と爲せる株式會社なり。不動產金融とは自己資金及び他より調達せる資金を以て不動產抵當貸付を行ふ事を謂ふ。最初先づ自己の資本金を以て抵當貸付を爲し其の抵當債權を引當として債券を發行して資金を調達し再び之を資源として抵當貸付を行ふ組織が不動產金融の最も發達せる正系のものなり。我國に於ては法律上不

動産銀行と命名せられたるものなきも日本勸業銀行及び農工銀行は實質上の純粹の不動産銀行なり。右は佛蘭西の不動産銀行及び獨逸の抵當銀行土地改良地代銀行等に則りて創造したるものなるを以て最も之に近似せり。即ち佛蘭西に於ては不動産信用社團に關する大統領令第二條を以て不動産の所有者にして不動産に抵當權を設定する事に依りて借入金爲さんとする者に對して長期年賦償還の方法に依り償還を可能ならしむる事を目的とする不動産信用社團を規定し、第四條には此の信用社團は社債又は抵當債券を發行する權限を有すと規定せり。獨逸の抵當銀行法第一條に依れば株式會社又は株式合資會社にして其の營業の目的が土地抵當貸付及び之に因り取得したる抵當債權に基き債券を發行するものを抵當銀行と爲せり。故に抵當銀行法に基きて設立せる株式會社は總て抵當銀行なり。我國に於ては日本勸業銀行及び農工銀行共に株式會社にして前者は全國を通じて唯一の機關とし後者は全國的には複數なるも一府縣内一行に限るものとす。農工銀行法に依り設立したる銀行は何れも農工銀行名に其の所在府縣名を冠せり。例せば東京府農工銀行又は神奈川縣農工銀行と謂ふが如し。

此の點獨逸の抵當銀行と異なれり。獨逸の抵當銀行は必ずしも抵當銀行と稱せず。例せばプロイセン中央土地信用債券銀行株式會社 (Preussische Central-Bodenkreditbank) プロイセン抵當株式銀行 (Preussische Hypothekenbank) 又はフランクフルト債券銀行株式會社 (Frankfurter Pfandbrief-Bank) と名付くるが如し。

(一) 勸業兩銀行立法案者は既に兩銀行を不動産抵當銀行と稱したるも其の後不動産銀行なる名稱の普く世間に通用するに至りしは昭和二年全國農工銀行同盟會が時の大藏大臣に提出せる不動産金融に關する請願書中に農工銀行法を不動産銀行法に改め現在農工銀行を新法に依る純粹不動産銀行たらしめられん事を要望し引續き之が實現の運動を爲せるに因るものなり。

(二) 獨逸には實際上株式合資組織の抵當銀行なし。無限責任社員を有する株式合資會社の組織は抵當銀行たるに適せざるなり (F. Dannenhann, Deutsche Hypothekbank, 1928, S. 104.)

其の特質

純粹不動産銀行の特質を究明すれば次の如し。不動産銀行とは特別の法律に基きて設立せる株式會社にして國家の監督の下に不動産抵當貸付を行ひ且つ之に因りて得たる抵當債權を引當として債券を發行する事を本質的業務と爲せるものなり。此の意義に於て不動産銀行には次の如き五個の特質あり。(一) 不動産銀行は特別の法律に基きて設立せるものなり。我國に於ては日本勸業銀行法又

八
は農工銀行法に依り設立せられたる銀行以外同種類の銀行を設立する事を得ず。之れ同じく特別の法律に基きて設立する銀行なれども普通銀行又は貯蓄銀行と異なる重要な點なり。日本勸業銀行は全國を通じて唯一行とし農工銀行は各府縣一行に限るものとするに反して普通銀行又は貯蓄銀行に於ては同一府縣内に二行以上の設立を妨げず。(二)不動産銀行は株式會社なり。故に一般的には商法の適用あり日本勸業銀行法又は農工銀行法の規定にして商法の規定に異なるものは特別法たる後者の規定に従ふべき事勿論なり。農工銀行に對しては尙銀行法の適用ありとす。(三)不動産銀行は國家の監督の下に業務を行ふものなり。大藏大臣は日本勸業銀行監理官及び農工銀行監理官を置き常時其の業務を監視せしむ。其他本法並に規則に依り一切の業務を監督せることを俟たず。(四)不動産銀行は不動産抵當貸付を専門の本質的業務と爲せるものなり。不動産抵當貸付を附帶的に行ふものは純粹の不動産銀行にあらず。専門に本質的業務として抵當貸付を掌る事を要す。然し乍ら不動産銀行と雖も本業に附帶し若くは附隨せる業務又は公共的貸付を行ふ事を妨げざるものとす。(五)不動産銀行は年

賦償還貸付金及び定期償還貸付金の債權を引當として債券を發行するものなり。勸業債券又は農工債券を發行し得る特權を有することは勸農兩銀行の最大なる特色なり。此の抵當貸付と云ふ授信的業務と債券の發行と云ふ受信的業務とは株式會社をして不動産銀行たらしむる中樞的特質にして此の二者を二つの機關に分割するに於ては不動産銀行と稱すべきものなし。

兼營不動
産銀行の
意義

兼營不動産銀行の不動産金融機關としての地位も亦前述の如し。兼營不動産銀行とは不動産銀行業務と普通銀行業務とを専門の營業科目と爲せる株式會社なり。不動産銀行業務は既に説明済なるが普通銀行業務とは預金の受入と金銭の貸付又は手形の割引とを併せ爲す事爲替取引を爲す事を謂ふ(銀行法第一條)。純粹不動産銀行も亦預金の受入手形の割引を營むと雖も右は附隨的に過ぎざるに反し兼營銀行に於ては此等を本質的業務として爲すものなり。故に(一)兼營銀行の最大なる特質は一個の機關を以て右の如き二個の機能を実現するに在り。兼營不動産銀行に於て他の普通銀行業務を營むを許すは其の機關の特別の事情と傳統とに因るものなり。我國に於て兼營不動産銀行と認むべきものは北海道拓殖

其の特質

銀行及び朝鮮殖産銀行なりとす。何れも特別法に基きて設立せられ他に同種類の銀行を設立する事を許さず。前者は北海道(後樺太を加ふ)の拓殖金融を疏通する目的を以て設立したるものにして右地方に於ては當初より普通銀行の本支店は交通便利なる都會地に集注し僻遠の地は全く金融機關の便宜に浴する事能はざりしのみならず一般的に農村貸付資金を充實するには普通銀行業務を営むの要ありしに因るものなり。朝鮮殖産銀行に於て普通銀行業務を営むは其の傳統に因るものにして舊朝鮮農工銀行の兼營業務を繼承せるものなるが其の必要の根據及び理由は北海道拓殖銀行と同旨趣なり。(二)北海道拓殖銀行及び朝鮮殖産銀行の普通銀行業務は不動産銀行業務と共に其の内容を列舉的に規定せられ其の以外の業務を営む事を得ざるものとす。蓋し兩銀行は兼營銀行なりと雖も本來は不動産金融及び公共金融を主眼とし短期金融は單に普通銀行の缺陷を補足せんとするにあるを以て普通銀行業務の廣大なる領域に深入して不動産金融の遂行に不都合を生ずるが如き事なきを期したるものなり。(三)兩銀行は國家の監督に服すべきものにして大藏大臣は北海道拓殖銀行監理官を置き朝鮮總督は朝鮮殖産

銀行監理官を置き共に其の業務を監督せしむるものとす。

獨逸の混同銀行

兼營不動産銀行は獨逸に其の例多しバイエルン抵當手形銀行バイエルン商業銀行・バイエルン社團銀行・ニュールンベルヒ社團銀行等の所謂混同銀行(gemischtes Hy-pothekbank)之なり。何れも抵當銀行法公布前即ち千八百九十八年以前抵當金融以外の商業金融をも營みつつありたるものにして抵當銀行法第四十六條の經過規程に於て之を許されたるものなり。其の傳統に因る點は我朝鮮殖産銀行と同様なり。此等の本質は銀行の抵當附債權所有高が債券所持人のみならず他の債權者に對しても同程度に於て責任を負ふ點に在り。右は理論的に相異なる種類の信用間に在りて互に相補ひ二分せるものを一の信用機關に於て管理し兩部門の爲めに促進的盡力を爲さしめんとする考案に基きて設立したるものなり。然れども右は債券賣出に因りて得たる資金を一時的の業務上の利益に比例して抵當權又は短期信用に投資する意味にあらずして其の本質に於て自己の株式資本のみに倚賴せる純粹抵當銀行よりも遙に多額なる營業資金を短期の受動的取引に因り受入れたる資金中より抵當貸付の爲めに運用する事を得たるを意味するものなり。

但し債券自體は直接抵當權と關係し抵當附債權に基きて發行せらるるものとす
(F. Schulte, Die Hypothekbank, 1918, S. 141.)

(三) 本法施行前ニ設立セラレタル抵當銀行ニシテ其ノ定款ニ從ヒ千八百九十八年以前ヨリ第五條ニ規定シタル營業範圍ヨリ廣キ營業ヲ爲セルモノハ第五條ノ規定ノ適用ヲ受ケザルモノトス
(第四六條第一項)

(四) 獨逸抵當銀行法第五條 抵當銀行ハ抵當貸付及抵當債券發行ノ外左ノ業務ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

- 一 抵當債權ノ讓受、讓渡及抵當債權ニ對スル質貸付
- 二 内國公法人若ハ内國公法人ノ完全ニ保證セルモノニ對スル無抵當貸付及其ノ債權ニ基ク債券ノ發行
- 三 鐵道ヲ抵當トシテ内國ノ輕便鐵道事業ニ對スル貸付及其ノ債權ニ基ク債券ノ發行
- 四 有價證券ノ口錢賣買但シ定期取引ヲ爲スコトヲ得ズ
- 五 金錢又ハ物品ノ寄託ヲ受クルコト
- 六 手形指圖證券及之ニ類似セル證券ノ取立
- 七 抵當貸付ヲ爲ス目的ヲ以テ獨逸レンテンバンククレディットアンシユタルトヨリ貸付ヲ受クルコト及此ノ貸付ニ對シ擔保ヲ提供スルコト(以下省略)

第二章 勸農兩銀行設立の趣旨

設立の必要

日本勸業銀行法及び農工銀行法の公布は明治二十九年四月二十日なるが當時發表せられたる「勸農兩銀行大意」に依り設立の趣旨を要約すれば次の如し。「凡そ農工業の利益は甚だ薄きものなり。而して此の既に些少なる利益を回收するに於て又頗る長き期間を要するが故に短期高利の資金に頼りて之が改良發達の目的を達せんこと到底爲し得べきにあらず。然るに一般の商業銀行は専ら運轉の敏活を尙び短期の貸付を以て主たる業務と爲すものなるが故に之に向つて固定の放資を求め長期低利の貸出を強うべきにあらず。此の缺點を補はんを欲せば普通銀行以外に於て農工業に必要な資金供給の途を求めざるべからず。蓋し例へば殖林拓地の如き數十年の後に非ざれば利益の回收期し難く其の利益も亦一年僅に三四朱に過ぎず田畑耕作の如きに於ても尙且つ五六朱に止まるを例とす。工業も亦其の成功を永遠に期するもの多きのみならず其の未だ貨物とならざるや輒く通貨に易ゆること能はざるを以て之に使用する資本も短期にして

は其の利益を見るに由なし。今若し此の如き薄利長期の事業に向て一割以上の短期資金借入を爲さんか收支損益相償はず遂に利息の驅る所となりて或は抵當物件を競賣せられ或は自ら事業を停廢するの止むを得ざるに至るべし。之れ今日の實際に於て農工業者の負債驚くべきの巨額に上り一般に失落困頓の狀況を呈する所以ならずや。果して然らば農工業は其の本然の性質に於て既に己に特別の資金供給を要するものと謂ふべし。之れ則ち大體低利長期の資金特に年賦償還貸付の機關たる勸業農工兩銀行設立の必要なる所以なり。今や戦後の經營は施設せられ其の結果は國民の負擔を増加すと云ふに歸す。國民をして此の負擔に耐へしむる方法は唯一あるのみ。即ち殖産興業の途を開發し之が改良發達の策を講ずるの外あらざるなり。蓋し強兵の實は富國の結果なり民豊にして國富み國富みて然る後ちに兵強し現今歐米列國の汲々として相努むる所皆生産の増殖實業の獎勵にあらざるなきは之が爲めのみ。故に苟も此の競争場裡に立ちて必勝を期せんと欲せば我も亦此の方針を以て進行せざるべからず。之れ戦後の今日に於て特に兩銀行設立の急務たる所以なりとす。

兩銀行分
立の趣旨

「國家富強の源泉たる農工業改良發達の機關として不動産抵當銀行設立の必要なるは幸に世の是認する所となり中央には日本勸業銀行地方には農工銀行を設置する事となれり。日本勸業銀行は全國に涉り専ら大規模の事業を目的とし農工銀行は各地方に限り小規模の事業を目的とする組織にして例へば數萬圓數十年を要する開墾又は灌溉排水の如き大工事は其の資金の供給を日本勸業銀行に仰ぎ其の他府縣郡市町村の經營に係る大工事の類も皆此の銀行の領域に屬す。之に反して各地の農工業者が僅少なる不動産を抵當として耕作又は製作上に必要なる農具肥料原料器械買入等の資金を借入れんとするに當りては其の資金の供給を農工銀行に仰ぎ又市町村水利組合の如きものと雖も勸業銀行を煩はず迄もなき小工事に向ては尙此の銀行に資金の供給を仰ぐを得べし。此の如く所謂中央機關と地方機關との區別を設けたる所以のものは大に其の理由あり若し唯一の中央機關が地方にまで翼を張り即ち支店組織を以て働くものとせば不幸にして一朝其の營業上に失敗を招く事あらんか殆んど全國を擧げて其の災害を被らしむる虞あるのみならず唯一の中央機關を以て各地大小總ての農工業並に地

方特殊の必要に應ずるが如きは事實既に至難の業なりとす。即ち中央機關としては日本勸業銀行を東京に設け地方機關としては農工銀行を各地方に置き以て各機關の働をして各自分立せしめたるの理由蓋し茲に在て存す。然るときは縱令日本勸業銀行にして多少の損失ありとするも其の影響は各地方の農工銀行には及ばざるべく又一地方の農工銀行にして如何なる蹉跌ありとするも之が爲め中央なる日本勸業銀行若くは他の地方の農工銀行の營業を傷くる事なかるべきなり。然ればとて全然支店組織を排斥すと云ふに非ずして各地要所に日本勸業銀行支店を設け各地方必要なる場所に農工銀行の支店を設置するは法律の指定する所にして望む所なり。

組織の特色

「茲に又我國特有の組織と謂ふべきは中央機關と地方機關とは以上の如き區別に依り各獨立の働を爲すも尙此の兩機關の間に親密なる脈絡の通ずるに在り。其の脈絡とは何ぞや。曰く農工債券の引受に依り日本勸業銀行の強大なる信用を以て農工銀行の狭小なる信用を助くるの途を開き及び農工銀行を以て日本勸業銀行の代理店たらしむること則ち之なり。人如何なる點を以て日本勸業銀行

業務の分野

と農工銀行との働くべき領域を分つべきやと云はんか此の兩者は法律上中央機關と地方機關たるの區別あるのみならず一方は府縣郡以下に一方は市町村以下に貸付くるの明文あり且つ業務の實際に於て自ら事業の大小金額の多少に依り分業を生ずべし。大體に於て日本勸業銀行と農工銀行とは其の目的を同うするものにして只分業上其の事業に大小の差あるに過ぎざれども茲に兩者の間尙一の著しき差異の點あり。彼の農工銀行法が對人信用を以て貸付金を爲す事即ち小作人又は小工業者に抵當を要せずして資金を貸付くるの途を開けることなり。即ち對人信用の方法に依り小農小工業者に資金を供給するの途を開きたれども日本勸業銀行法に在りては曾つて此の如き規定あるを見ず。對人信用貸付は何故に此の如く農工銀行にのみ限られたるか蓋し對人信用貸付なるものは常に其の人に親暱し其の性質を知り日常の舉動を悉くし生計の狀況を極むるにあらざれば危険多きにあり。此等の事たる日本勸業銀行の如く地方と離隔せる中央機關に在りては到底之を望む事を得ず農工銀行の如く地方に密接の關係を有するものにして始めて能くすべきなり。」

叙上の趣旨に關する詳細竝に兩銀行設立前維新後の財界及び普通銀行の發達創始竝に不動産金融機關創始の必要、勸農兩銀行の設立等に關する詳細に就ては拙著「全國農工銀行發達史」及び「不動産金融論」に詳述せるに依り重複を避けて茲に省略に従ふものなり。

第三章 勸農兩銀行任意合併法の趣旨

日本勸業銀行及び農工銀行の合併に關する法律は大正十年四月二十二日公布せられたるが本法制定の趣旨として時の大藏大臣が帝國議會に於て説明せられたる要領次の如し。^{合併の希望と其の必要}「近時農工銀行中農工債券の發行容易ならざる等の爲め資金を得るに困難なるものありて貸付の普及を圖る上に不便あり之が爲めに日本勸業銀行に合併を希望する者あり其の數少からず。惟ふに勸業銀行と農工銀行とが中央地方の二者に分れ各其の分野を明かにして活動を爲すは兩銀行設立當初の事に屬し今や既に二十年を経過せり。當初此の如き分野を明かにしたるは中央集權の機關のみを以てしては地方の事情に精通を缺くを以て地方農民の需要に應じて普く資本を融通すること困難なりと認めたるに由る。之れ主要の理由なり。然るに今日に於ては設立以來二十年の星霜を経勸業銀行も地方の事情に通曉するに至り地方に於て農工銀行と勸業銀行との業務に競合を來すが如き狀況となり互に競争を避くるの必要を感じ或る條件の下に活動しつつあるが如き

状況となれり。此の如くにして最初中央集権の機關にては地方の事情に精通せずとする懸念は最早失はれたり。而して他面農工銀行中には貸付資金を得ること困難なる者もある形勢となれるに因り貸付資金の調達困難なるが如き農工銀行が勸業銀行に任意合併せんとする希望を有するに於ては此等に對し之を合併せしめ、勸業銀行の強大なる資金を以て低利且つ長期の貸付を努むる事になれば地方の農工金融を圓滑ならしむる上に於て裨益する所大なる事と思料す。然らば茲に新たに兩者の合併を爲し得る途を開くことは我國經濟界の趨勢に照し最も必要なる事なりと信ず。然も其の合併の方法たるや之を強制とせず任意と爲し農工銀行にして自ら充分なる活動を爲し得るものは從來通り依然として之を存續せしむるものとす。或は合併の結果資金の中央集中を來し却つて地方資金の普及を妨げんと云ふが如き説ありと雖も此の如き懸念に對しては先づ農工銀行の合併せる場合に於ては勸業銀行をして其の合併したる農工銀行の舊營業所の所在地に於て必ず支店を設置するの義務を負擔せしめ、且つ地方參與を置き該府縣に於ける貸付業務に參與せしめ地方監理官を置き勸業銀行支店貸付金分

存續合併
任意

割増附債
券資金使
途制限

布の公平を期せしむる等諸般の施設に周到なる注意を拂ふの外、更に割増金附勸業債券の發行に依りて得たる資金は特に低利を以て主として農業貸付並に工業團體各種組合及び十人以上連帶等の貸付に使用せしめ以て地方に於ける貸付資金の潤澤と普及とを圖らんとす。即ち割増附債券に依りて得たる資金の用途を制限し専ら農事即ち勸農兩銀行設立當初の趣旨に従ひ之を用ひしめんとするものなり。合併を希望せざる農工銀行に對しては現在勸農兩銀行間に存する貸付金額に關する協定即ち農工銀行の存在する府縣に於ては勸業銀行は一口三千圓以下の貸付を爲さずと云ふ事並に割増附債券の發行に依り得たる資金は其の半額を割きて農工債券に應ずると云ふ農工債券引受に關する協定の如きは依然として之を維持せしめ存續する農工銀行の營業上何等不利益なからしむるものとす。又或は斯くなれば自然勸業銀行が其の強大なる力を以て農工銀行を壓迫するならんと云ふ説あるも斯かる事は必ず惹起せしめず。唯農工債券に依る資金が割増附債券資金に依りて調達せられたる場合に於てのみ勸業銀行と同様なる使途に之を貸付せしむるのみ。其の他農工銀行の株主たる府縣が新たに勸業銀

合併せざる農工銀行との協定維持

行株主となれる場合に於ては依然として現在の如く離權を許さざるものと爲せり。」と。

二二

勸農兩銀行任意合併法律案は大正十年二月突如として現れたるが其の由つて來る所遠きものあり。此等の由來及び經過竝に合併反對論の詳細は拙著「全國農工銀行發達史」及び「不動産金融論」に記述しあり就て參看せられん事を望む。

(一) 大正十年三月六日衆議院議事速記録第二十二號五〇一頁及び大正十年三月十七日貴族院議事速記録第二十一號三四三頁。

(二) 大正九年三月の財界恐慌の爲め一般的に金融梗塞せる影響を受けたるに因る。

(三) 貴族院に於て地方顧問と修正せり。

第四章 北海道拓殖銀行設立の趣旨

農工銀行
法の缺陷

政府は明治二十九年農工銀行法及び農工銀行補助法を公布したる事前述の如くなるが右第二條に依れば當時政府は北海道にも内地同様農工銀行の設立を企圖したる事疑なしと雖も、農工銀行株主は同法第四條に従へば其の營業區域内に原籍及び住所を有する者なる事を要するに依り北海道に農工銀行を設立せんと欲せば北海道に原籍住所を有する者より株式を募集せざるべからず。然れども當時北海道に於て原籍住所を有する者にして有力なる者殆んど云ふに足らざりしを以て此の如きは到底實現し得べき事に非ざりしが故に道廳は該法の改正を政府に要求し亦民間に於ても別に有力なる一大金融機關を設置せん事を提唱する等の事ありしが、明治三十二年貴族院に於て「北海道の拓殖を迅速ならしむるは資本と勞力との注入を務むるに如くはなし近年移民の數漸次増加し勞力の供給大に望を囑するに足ると雖も獨り金融の機關未だ完からざるを以て資本の缺乏實に言ふに忍びざるものあり。而して現行農工銀行法は其の規程該道の事情に

貴族院の
建議

提出案の理由

適せざるもの蓋し尠からず。故に政府は當期議會に適當の銀行法案を提出し拓殖資本供給の途を設けられん事を望む」と謂ふ建議案を可決したり。之より先き政府に於ても北海道に特殊金融機關を設立せんと企てつつあり右建議案の提出に後るる事僅か數日にして北海道拓殖銀行法案を帝國議會に提出し遂に明治三十二年三月二十二日本法の公布を見るに至れるものなり。本法制定の理由は「北海道拓殖事業たる經營既に久しからざるにあらずと雖前途尙開發すべきもの甚だ多し然るに金融圓滑ならずして資本の缺乏に苦み事業遅々として進歩せざるは大に遺憾とする所なり。依て茲に適當の金融機關を設け以て其の資本を供給し富源の開發を圖らんとす。」と謂ふに在り。

第五章 朝鮮殖産銀行設立の趣旨

朝鮮農工銀行の統

朝鮮殖産銀行は朝鮮農工銀行を併合統一して設立せるものなるが其の趣旨は大正七年六月七日朝鮮殖産銀行令公布の際朝鮮總督府度支部長官の發表せられたる聲明書に明かなるに依り左に之を引用す。「抑朝鮮農工銀行は明治三十九年六月より漸次各地に設立せられたるものにして政府は其の株式を引受け或は多額の貸下金を爲し其の營業を保護し現今本店六支店四十一を各地に分布し設立以來農工資金の供給と併せて商業金融の任に當り金融機關の全然缺如したる朝鮮に於て周く金融の利便を理解せしめ殊に朝鮮農民の如き從來疲憊の極に達したるものに對し進みて資金の融通を圖り扶掖誘導只管其の向上發展に務め以て産業興隆の素因を與へ經濟思想の喚起に寄與するところ尠少ならざるものあり。然りと雖も其の擁する資本額は各行合計僅に二百六十萬圓にして創始の時に適應の施設も今は既に時代の推移に後ること遠く如上産業發達の狀態に對比し且つ最近經濟躍進の趨向に鑑み更に之を戰後來るべき大勢に想到して轉た其の

一大金融
機關の必
要

微弱なるを思はざるを得ず。依て茲に農工銀行組織の根本に革新を加へ農工銀行分立の制を改め之を統一して一大銀行となし朝鮮全道の資力及び信用を一團として内鮮兩地より普く資本を蒐集し材能ある理事者を擧げて其の管理を委ね以て半島將來の經濟に貢獻せむとす。」と謂ふに在り。

第二部 各論

第一章 總 則

純粹不動産銀行たる日本勸業銀行法第一條乃至第四條及び農工銀行法第一條乃至第三條は同性質の規定にして彼此錯綜せるを以て之を一括して講題と爲し各事項に分ちて説明するを便宜とす。

● 第一條 日本勸業銀行ハ株式會社トシ其ノ本店ヲ東京ニ置ク

【最初】日本勸業銀行ハ農工業ノ改良發達ノ爲メ資本ヲ貸付スルヲ以テ目的トスル株式會社ニシテ其ノ本店ヲ東京ニ置ク

【沿革】一、明治四十三年四月第二項トシテ左ノ一項ヲ加フ

日本勸業銀行ハ水産業ノ改良發達ノ爲メ資本ヲ貸付スルコトヲ得

二、明治四十四年三月本條ヲ現行條文ノ如ク改ム

● 第二條 日本勸業銀行ノ資本金ハ一千萬圓トス但シ株主總會ノ決議ニ依リ政府ノ認可ヲ經テ資本金ヲ増加スルコトヲ得

● 第三條 日本勸業銀行ノ各株式ノ金額ハ五十圓トス

【最初】日本勸業銀行ノ各株式ノ金額ハ二百圓トス

【沿革】大正十年四月二百圓ヲ五十圓ニ改ム

●第四條 日本勸業銀行ノ存立時期ハ設立免許ノ日ヨリ百箇年トス但シ株主總會ノ決議ニ依リ政府ノ認可ヲ經テ存立時期ヲ延長スルコトヲ得

●第一條 農工銀行ハ株式會社ニシテ其ノ資本金ヲ二十萬圓以上トシ各株式ノ金額ハ二十圓トス

前項ノ株式金額ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ五十圓迄ニ上スコトヲ得

【最初】農工銀行ハ農工業ノ改良發達ノ爲メ資本ヲ貸付スルヲ以テ目的トスル株式會社ニシテ其ノ資本金ヲ二十萬圓以上トシ各株式ノ金額ハ二十圓トス

【沿革】一、明治四十三年四月第二項トシテ左ノ一項ヲ加フ

農工銀行ハ水産業ノ改良發達ノ爲メ資本ヲ貸付スルコトヲ得

二、明治四十四年三月第一項中農工業ノ改良發達ノ爲メ資本ヲ貸付スルヲ以テ目的トスルノ字句並ニ第二項ヲ削ル

三、大正三年三月第二項トシテ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ株式金額ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ五十圓迄ニ上スコトヲ得

●第二條 農工銀行ハ北海道又ハ一府縣ヲ以テ一營業區域トス但シ土地ノ情況ニ依リ勅令ヲ

以テ北海道又ハ一府縣ヲ二個以上ノ營業區域ニ分割スルコトヲ得

●第三條 農工銀行ノ設立ハ一營業區域内ニ一行ヲ以テ限トス

右各條は勸農兩銀行の、(一)組織、(二)目的(後ち)、(三)本店の位置、(四)資本金、(五)株式金額、(六)營業區域、(七)銀行設立數、(八)存立年限等を規定したるものなり。

組織

勸農兩銀行は何れも株式會社トす。従つて本法に規定せざる事項に付ては商法の規定に従ふべきものなる事は總論叙説の如し。兩銀行組織中の特色は農工銀行の組織に組合主義の精神を取入れたる事之なり。之に關し本法立案者は、農工銀行は其の組織に於て株式會社なりと雖も其の精神は組合主義に外ならず。他日信用組合の成立を見る曉には信用組合の本源となるべきものにして今日彼の二十人以上の連帶責任者に對人信用貸付を爲すは實に信用組合に向つて救済助力を與ふるの必要なるに淵源したるものにして所謂二十人以上の連帶責任と云へるは取も直さず他日の信用組合其の者となるべきなり。農工銀行法の組合主義を採用せる證據は尙此の外にも存す。例へば株式金額を小ならしめたるに

依りても知る事を得べし」と謂へり。

目的

立法當時の各第一條には兩銀行の貸付目的に關する規定ありしも明治四十四年削除せられたり。然れども此の目的規定の削除は勸農兩銀行の特質を擴充せるものなるを以て重要な意義を有し決して之を觀過するを得ざるものなり。勸農兩銀行は元來其の本質は不動産銀行なれども特に殖産興業に關する金融を専門と爲し其の各第一條に於て「農工業の改良發達の爲め資本を貸付するを以て目的とする株式會社にして」云々と規定し、更に農工銀行法第七條に於て貸付を爲すは資金を左の事項に使用する場合に限る、(一)開墾排水灌漑及耕地土質の改良、(二)耕作道路の築造又は改良、(三)殖産事業、(四)種苗肥料其の他農工業用の器具機械舟車獸畜の購入、(五)農工業用建物の築造又は改良、(六)前各項の外農工業の改良」と規定せり。即ち農工銀行は以上列擧せる事項を目的とする場合の外貸付を爲すを得ずと云ふ意味なり。之に反し勸業銀行の貸付項目に付ては同法第一條に前述の如き目的規定あるの外更に別段の規定なし。元來同一性質の銀行にして一方には貸付項目を規定し他の一方には之なきは如何なる理由に基きしや

と云ふに、(イ)勸業銀行は全國唯一の中央機關にして直接に監督し得るを以て銀行に於て目的外の營業を爲したるや否やは直に明瞭なるに依り貸付金の使途を明記するを要せず。之に反して農工銀行は地方機關にして監督上直接なる事を得ざるを以て資金の用途を明記せざるべからず。(ロ)勸業銀行は大事業に對する貸付を目的と爲すものなれば借主が貸付金を其の目的外に使用すると否とは判明し易く従つて其の取締の點に於ても容易なるに依り農工銀行の如き細密なる規定を要せざるに由ると爲せり。而して尙此等の貸付制限の嚴守を期するが爲めに農工銀行法第二十一條は借主にして貸付の目的に反して資金を使用したるときは償還期限前と雖も貸付金全部の償還を要求する事を得と規定したり。勸業銀行法には斯かる規定なきも定款を以て定むべきものとせり。然るに實際上出來上りたる定款には此の規定なし。蓋し取締上農工業の改良發達以外に資金を貸付せざるに因り必要なしとしたるものなるべし。

(一)工業と雖も紡績其の他の如き一般的大工業にあらず製造其の他毎戸作業の如き家庭的工業を主眼とせるものなり。

此の如き制限を設けたるは蓋し當時普通銀行の業域を浸蝕するものなりと云ふ反對論盛なりしを緩和し兩銀行は農工業金融以外他に進出せざることを確保せるものと思料せらる。然るに此等の制限規定の存するに因り兩銀行別して農工銀行の貸付は設立第十年を経るも事績の見るべきもなく明治四十年の交より之が撤廢の要求熾烈となるに従ひ斯かる制限規定の存置は時代の要求に適應する所以にあらざる事が漸次明瞭となり解釋上寛大に貸付範圍を擴張するに至りしが明治四十三年漁業法の改正あり漁業權が一つの抵當たり得る權利となれる機會を以て同時に勸農兩銀行は水産業の改良發達の爲め資金を貸付する事を得るものとせり。然れども此の改正は寧ろ都市不動産所有者の要求を煽れるの觀あり都市に於て頻りに論議の種となれり。其の事情次の如し。都市は年年膨脹し各種産業も發達し資金の需要増加するに拘らず原則として市街地不動産所有者は勸農兩銀行より資金の融通を受くること能はず。然るに市街地不動産所有者中工業に従事せるものは所謂農工業者として獨り資金融通の便利を享受せり。今亦水産業者は本法の恩典に浴するを得る事となれるも市街地住民は依然

として與らず。此の如きは國家の特別なる保護の下にある銀行の業務として當を得ずと云ふにあり。之に呼應して農工銀行中には貸付金の使途にして間接に廻り還つて農工業に關係を及ぼすに於ては抵當物が農地たると市街地たるとは問ふの要なしと解し市街地抵當貸付を爲すものあり政府も斯かる實情に鑑みて遂に明治四十四年四月此等の目的及び制限規定を削除するに至れり。此の制限規定削除に就ては勸農兩銀行に於て市街地貸付を爲すは立法の精神に副はざるの嫌あり農業に注ぐべき資金を市街地に注入すれば農工資金は之に因りて缺乏す。餘力あれば可なるが如きも農業資金は益多きを要する今日一般商業銀行及び興業銀行の關係しつつある方面に勸農兩銀行が進出し最も必要なる農業資金を之に割くは立法上好ましからざる現象なりとする反對論あり。相當有力なりしを以て之を緩和するが爲めに後述する市街地貸付制限規定を設けたるものなり。此の間の事情は當時理財局長が第二十回全國農工銀行同盟會大會に於て爲せる次の演說要旨を以て知るべし、「勸業銀行法及び農工銀行法の改正に就ては諸君多年の希望と政府に於て數年間研鑽の結果とが相合致して兩銀行法の改正

となり議會の協賛を経來る七月一日より實施せらるるに至れり。此の改正に就ては議會並に民間に於ける反對少からず其の茲に至る迄には非常なる苦心を爲せり勿論諸君の盡力は元より察するに餘りあり。反對論の要點は勸農兩銀行の設立の趣旨産業資金を散布するに在るを以て之を改正して一般不動産抵當銀行と爲すときは設立の趣旨を没却して其の貸付は便利なる市街地にのみ偏するの虞ありと爲すものの如し。然れども今回の改正は兩銀行が依つて以て存立し居る根本の改正に非ずして放資の方法を改むる爲め換言すれば一般不動産に對する金融の發達を計らんとするに在り。從來兩銀行の放資には其の目的に制限ありしも目的に依りて放資する事が事實可能なりや否や貸出少量の時代に於てはいざ知らず最早今日の如き状態にありては一々之が目的を調査するが如きは到底不可能と云はざる可からず。要するに今回の改正は放資の目的を撤廢して一般不動産に對する金融を圓滑にし都鄙の調節を計るにあれば之が實行に當りては充分其の本能を發揮して論者の云ふが如き弊に陥らざらん事に注意を望む。普通銀行との關係に就ては今回の改正に依り何等普通銀行の範圍を侵したるも

のなく普通銀行と勸農兩銀行との間に於ては自ら其の力も違ひ掌るべきものも異なるを以て此の間截然として何等相扞格する所なきなり。則ち理に於ては毫も差支なしと雖も唯諸君の遣り口に於ては大に注意すべきものあり。何となれば不動産抵當銀行として其の目的を問はず放資するときは普通銀行の債權は漸次借換となりて償還せらるると同時に普通銀行に對する質種次第に縮少するが故に、此の場合勸農共に一齊射撃的態度に出づるが如きは最も留意すべき事に屬し此の點に關する程度並に手加減は一に諸君の方寸にあり萬遺算なかるべきを信ずと雖も敢て一言すと。尙政府は衆議院に於て「外國には短期貸付を爲す普通銀行の外に一方に於ては不動産に融通する不動産銀行あり又他方に於ては小農工業等に對する産業資金を融通する機關備はれるも我國に於ては未だ此等の機關備はらず斯かる状態に置く事は國富の増進を致す上に於て宜しからず。然らば別に不動産銀行を造らんか勸業銀行農工銀行等あり目的は制限せられ居るも既に不動産に貸付を爲し不動産銀行の一部を爲し居れるに拘らず其の任務の足らざる部分の爲めに別に特典を有する不動産銀行を造るは政策上宜しきを得た

るものに非ざるが故に既に成立せる銀行をして併せて其の任務を爲さしめんとする事即ち此の改正案の目的なり」と説明せり。又貴族院に於て「勸農兩銀行法の改正は此の第一條の改正に依り全部に其の性質を變更せるものと思ふ……即ち農工業の發展の爲めに置かれたる二つの銀行を土地抵當銀行と性質を變へらるるなり。然るに名稱は農工銀行とあり何故に之をも改正せざるや」との質問に對し、政府は「初より法律を斯様に規定するならば實質に合致するやう名稱を設くるも今日は改正なるに依り又日本勸業銀行農工銀行の名稱は今日既に充分社會に行渡り人の熟知せる所なるを以て今之を理論に拘泥して改むるは營業せる會社として避くべき事なりと考へ名稱は以前の儘に据置く次第なり」と言明せり。依つて此の改正の旨趣を知るべし。

本店位置

●第一條は日本勸業銀行の本店の位置を定め之を東京市に置くべきものとせり。農工銀行法には此の如き規定なし。各行とも府縣廳所在地に其の本店を置きたり。

資本金

●第二條は日本勸業銀行の資本金を規定したり。右は同行にして充分に信用

を保ち其の企圖する大目的を達するが爲めには資力の大なる事を要すと雖も資本金の十倍(現在は十五倍)即ち一億圓まで債券を發行し得るものとせば當分は一千萬圓の資本金にて事足るべしと爲し、且つ後日業務の擴張に伴ひ資本額の不足を感じ増資を爲さんとする場合に當り法律の改正を要するものとせば時機を失するの虞あるのみならず煩勞に堪へざるを以て但書に於て此の場合に應ずる便宜の方法を設けたるものなり。日本勸業銀行は株式會社なるに依り資本増加に付株主總會の決議を要するは勿論なるが尙政府(大臣)の認可を要し之なくんば株主總會の決議ありと雖も資本増加は許されず。依つて銀行は豫め資本増加の内認可を得るを例とし。●第一條も亦農工銀行の資本金を規定したり。農工銀行は第三條に規定するが如く北海道又は一府縣に通例一行とするを以て相當の資力を有せざれば充分其の機能を發揮するを得ずと雖も又資本過大なれば或は實際上設立を期し難き虞ありと爲し當時の財界の實情に徴し適當なる程度を擇び二十萬圓以上と定めたるものなり。農工銀行法には資本増加に關する規定なきに依り必然的に銀行法第六條の適用を受け資本金を變更せんとする場合には大藏大臣

の認可を受くべきものとす。右に關し豫め大藏大臣に内認可の申請を爲す事言を俟たず。

勸業銀行資本金

行名	公本稱	資本金	拂込	行名	公本稱	資本金	拂込	行名	公本稱	資本金	拂込
勸業	一一、七七五	八七、六一	兵庫	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	阿波	二、〇〇〇	一、五〇〇			
東京	七、〇〇〇	七、〇〇〇	三重	一〇、〇〇〇	九、二五〇	愛媛	六、〇〇〇	四、五〇〇			
神奈川	四、〇〇〇	四、〇〇〇	愛知	六、〇〇〇	四、五〇〇	大分	二、〇〇〇	一、五〇〇			
茨城	三、〇〇〇	三、〇〇〇	滋賀	二、〇〇〇	二、〇〇〇	鹿兒島	四、五〇〇	四、五〇〇			
福島	四、〇〇〇	三、五〇〇	濃飛	五、〇〇〇	計	一九六、二七五	一六四、九〇一				
宮城	五、〇〇〇	四、〇〇〇	岡山	三、〇〇〇	三、〇〇〇						
大阪	七、〇〇〇	七、〇〇〇	廣島	四、〇〇〇	三、〇〇〇						

(昭和九年十月十一日現在)

●第四條は日本勸業銀行の存立年限を定めたり。當銀行は獨占權を有し且つ債券發行の特典を有するを以て最初より無限に其の存立を許すべからずとして存立時期を限定せり。然も之を百年と爲し日本銀行の三十年、正金銀行の二十年に比し大に之を長からしめたる所以のものは此の銀行は年賦償還貸付を眼目と

存立年限

し或は五十年に互る貸付をも爲す等其の性質普通の商業銀行と異なるに依り最長貸付期限五十年の倍數を以て其の存立時期と定め充分に營業の餘地を與へたるものなり。勸業銀行の貸付年限は五十年以内なるが故に若しも同銀行の存立年限を五十年と爲すに於ては銀行創立初年のみ五十年の貸付を爲し得るに止まり翌年よりは之を爲し得ざる不都合を生ずと認めたるに由るなり。農工銀行の存立年限は法律に規定せずして定款を以て設立し當時政府の内示せる所謂模範定款第五條に當銀行の存立期間は設立免許の日より五十年とすと定めたり。蓋し之れ勸業銀行の年賦償還貸付年限は最長五十年なるに農工銀行に在りては最長三十年としたるに由るものとす。然るに農工銀行設立以來多くの年所を経るに従ひ年賦償還貸付年限にして農工銀行の存立年限以上に達するものも生ずるに至れるが登記所中には斯かる契約年限の登記を受理せざる者ありたるに依り農工銀行定款の規定せる存立年限を削除せるもの多く或は之を百年と改めたるものもあり現(六)在五十年とする規定を存置せるものは僅か四行に過ぎ(七)ず。

(三) 日本銀行の營業年限は開業の日より滿三十年とす但株主總會の決議に依り營業の延期を請願

することを得(日本銀行條例三條)。

(三) 日本銀行の營業年限は條例第三條に據り明治四十五年十月十日より滿三十年とす但株主總會の決議に依り營業を繼續せんとするときは其延期を請願し更に政府の許可を受くへし(日本銀行定款四條)。

(四) 横濱正金銀行の營業年限は開業の日即ち明治十三年二月二十八日より滿二十箇年とす但株主總會の決議に依り營業の延期を請願することを得(横濱正金銀行條例三條)。

(五) 當銀行の營業期間は明治十三年二月二十八日より大正五十九年二月二十七日迄とす但し滿期に至り株主總會の決議を經大藏大臣の許可を得るに於ては更に年限を定めて延期することを得(横濱正金銀行定款二條)。

(六) 滋賀縣農工銀行。

(七) 福島、宮城、愛知、愛媛の各農工銀行。

株式金額

株式金額に關する規定は●第三條及び●第一條中に在り。最初勸業銀行株式は二百圓とし農工銀行株式は二十圓としたり何れも商法に對する特例なり。當時の商法は資本十萬圓以上の會社に於ては株式金額は五十圓を下る事を得ずと規定し(舊法一七五條)通例五十圓株式なりしに拘らず勸業銀行に限り特に之を二百圓と

したるは他なし銀行の基礎を拔群に鞏固ならしめんが爲めなり。然るに大正十年四月勸業兩銀行任意合併法律の公布あり農工銀行中勸業銀行に合併せらるる者ある場合に於て舊農工銀行株主に二百圓株券を交付するときは農工銀行株主は十株を以て勸銀株式一株を得るに過ぎず。此の如きは農銀株式を特に小額と爲したる旨趣に反するを以て株式界の通例に従ひ之を現行法の如く一株五十圓に改めたるものなり。却説立法當時の商法の規定に従へば資本十萬圓以上の會社に在りては株金は五十圓を下るを得ざりしと雖も(五七條)農工銀行は資本金二十萬圓以上なるに拘らず株金を特に二十圓としたるは成る可く株主の數を多からしめ資産の豊かならざる者も株主となる事を得せしめんとしたるに在り。農工銀行にして四分の一拂込を以て營業を開始するに於ては僅か五圓の拂込を以て株主となるを得べく第一回拂込金額僅かに五圓なりとせば此の銀行を利用する所の小農工業者と雖も容易に此の銀行の株主たるを得べきなり。此の如く農工銀行は成るべく其の營業區域内に原籍を有する資産家は勿論小農工業者に至る迄共に其の株主たらしめ以て銀行と借主との間に利害を一致せしめんとしたる

ものなり 當時立案者は之を以て組合主義の特徴なりとし次の如く誇示したり。此の如く其の株主と銀行を利用する者とを合體せしむるは組合主義の特質にして農工銀行の株主は地方の農工業者即ち銀行より資金の貸付を受くる者なりと云ふは之れ農工銀行法が組合主義を採れるを證するに足るものなり。株主は其の地方に原籍及び住所を有せざるべからずとせるも(四條亦同じく組合主義を採用するの一證にして地方に密接の關係を有する人民の集合より成立する此の銀行は歸する所信用組合の巨大なるものと謂つて可なり)と。然るに二十圓の如き小額株式を以てしては資本増加の際不便を感ずるものありと爲し明治四十五年衆議院に於て株式金額を五十圓以内とする改正法律案を提出し政府は法第一條の第二項として「前項の株式金額は大藏大臣の認可を受けたるときに限り之を五十圓迄上すことを得」と追加する事に同意せるも貴族院に於て否決せられ、越えて大正三年再び衆議院提出改正法律案として株式金額二十圓を五十圓に改めんと企てたるが政府は前回の如く原則として小額株式主義を固守し唯必要ある場合に限り例外を認むる事に同意し現行法の如く改正を見たるものなり。現在此の

追加條文に依り五十圓株式と爲せるものは愛知縣農工銀行一行のみなり。曾つて昭和二年の金融恐慌後政府に於て銀行の基礎を鞏固ならしむるが爲めに配當減額を懲懣せられし際從來一割配當を維持せる農工銀行は其の資本の構成が他の普通銀行貯蓄銀行等と異なり貯蓄的投資を主眼と爲せる株主に在るの故を以て減配を爲すに於ては株主の所得を減じ却つて經濟復興の目的に反するものなりとして除外例を求め之を認容せられたる事あり。

營業區域

●第二條は農工銀行は北海道又は一府縣を以て一營業區域とし土地の情況に依り之を二個の營業區域に分割する事を得るものとせり。勸業銀行法には何等之に關する明文なきを以て其の營業區域は當然全國に互るものとす。農工銀行の營業區域を限定せるは借主と密接せしめ競争の弊を根絶し其の利益を普及せしめ農工銀行をして成るべく地方的機關たらしめんが爲めに外ならず。但書に於て營業區域の分割を認めたるは他日府縣の分合若くは其の他の事情に因り一個の農工銀行のみを以て不足を感ずる等必要已む能はざる場合なきに非ざる事を慮り豫め勅令を以て從來の一營業區域を二個以上に分割し得る途を開き置き

たるものなり。尙農工銀行の營業區域は其の所在府縣の行政區劃に依るものとする結果抵當地が兩府縣に跨れる場合あり。斯かるときには關係銀行協議の上便宜の銀行に於て貸付を爲し得るものとせり。

銀行設立
數

●第一條に依り明瞭なるが如く日本勸業銀行は全國を通じ唯一行とし二行以上の設立を許さざるものとす。支店を設置する事の可なるは言を俟たず。日本勸業銀行の設立は明治三十年六月にして現在三十八箇の支店を有せり。次に●第二條は農工銀行の設立は一營業區域内に一行を以て限りとし全國的には複數なる事を規定したり。農工銀行は農工業者の側面より觀れば小規模を以て成るべく各地に設立せらるる事を便利と爲すべしと雖も此の銀行が容易に債券を發行する事を得て監督の充分に行届く事を得るが爲めには一地方に許多の小銀行の設立せらるるは得策にあらざるが故に北海道又は一府縣を以て其の營業區域とし各區域に一行を限り設置するものとし其の區域内に於て情況に應じ許多の支店又は代理店を設け貸付の普及を圖る事は妨げなきのみならず却つて望む所なりとせり。農工銀行は明治三十一年十月より同三十三年八月に至るまでの間

に於て全國各府縣四十六行設立せられたり。其の後大正十年四月勸農兩銀行任意合併法律の公布あり同十年八月より昭和九年十月迄の間に於て二十九行は勸業銀行に合併し現在農工銀行數は十七行支店六十二なりとす。前述の如く本法は北海道にも農工銀行の設立あるべき事を規定したるに拘らず現在北海道には農工銀行と稱するものなく別に北海道拓殖銀行の存在せる事情は既に第一部第四章に説述したる所の如し。

(八) 現在農工銀行次の如し括弧内の數字は支店を示せり。

東京府(二)、神奈川縣(一三)、茨城(二)、福島縣(二)、宮城縣、大阪、兵庫縣(八)、三重縣(一三)、
愛知縣(六)、滋賀縣(四)、濃飛(二)、岡山縣(二)、廣島縣(二)、阿波、愛媛縣(四)、大分縣、鹿兒島
縣(三)。

右各條に關係ある外國の立法例次の如し。

外國の立
法例

(一) 獨逸抵當銀行法

第一條(第一項) 株式會社及株式合資會社ニシテ土地ニ對シ抵當貸付ヲ爲シ且ツ其ノ抵當債權ニ基キ債券ノ發行ヲ目的トスル營業ヲ爲サントスルモノ(抵當

銀行)ハ聯邦參議院ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス
第二條 合名會社、合資會社、有限責任會社、登記シタル組合及自然人ハ第一條第一項ニ規定セル營業ヲ爲スコトヲ得ズ

マイニンゲン獨逸抵當銀行定款

第一條 千八百六十二年十二月十三日ノ國家ノ認可ニ依リ「獨逸抵當銀行」ナル商號ノ下ニ設立セラレタル當株式會社ハマイニンゲンニ住所ヲ有シザクゼンマイニンゲン公國政府ノ監督ニ從フ(以下省略)
伯林ニ一ノ支店ヲ置ク(以下省略)
更ニ支店ヲ設置スルニハ監督官廳ノ認可ヲ要ス

第四項省略

第三條(第一項) 當株式會社ノ資本金ハ一千二百三十萬ライヒス馬克トシ二百七十株(舊株式即チ創立時)ハ一株二十ライヒス馬克、二萬八千七百七十四株ハ百ライヒス馬克、二千六百三十七株ハ六百ライヒス馬克、七千五百五十七株ハ千ライヒス馬克、優先株三百株ハ千ライヒス馬克トス(以下省略)

(二) 佛蘭西不動産銀行定款

第一條 當銀行ハ佛蘭西不動産銀行ト稱ス

當銀行ノ目的ノ如シ

一 年賦償還又ハ定期償還ノ方法ニ依リ不動産ヲ抵當トシテ長期又ハ短期ニ濟崩シ又ハ然ラズシテ不動産所有者ニ貸付ヲ爲スコト

二 貸付金額ヲ超エザル限度ニ於テ抵當債券ノ發行又ハ賣買ヲ爲スコト

當銀行ハ不動産貸付、土地ノ改良農業ノ發達土地ノ舊債償還ヲ容易ナラシムル爲メ大藏大臣ノ認可ヲ經テ前項以外ノ方法ニ依ルコトヲ得(第四項以下省略)

第三條 當銀行ノ存立期間ハ千八百八十一年十二月三十一日ヨリ九十九箇年トス

當銀行ノ營業本部及其ノ住所ハ巴里トス

第四條 當銀行ノ資本金ハ三億法トス(以下省略)

資本金ハ額面五百法ノ株式六十萬箇ニ分チ全額拂込済トス

第三項省略

當銀行ハ各株式五百法ノ新株式四十萬株ヲ發行シテ其ノ資本金ヲ五億法ト爲スコトヲ認可セラルル但シ一回又ハ數回ニ分チ重役會ニ於テ決定セラルベキ日時條件及方式ニ從ヒ之ヲ發行スベシ

第五項省略

(九)本許可ニ從ヒ千九百三十二年新株式十五萬株發行セラレタリ從テ不動産銀行ノ資本金ハ三億七千五百萬法、株式七十五萬株トナリタリ

(三) 西班牙不動産銀行及小地主獎勵金庫構成規則

第二條 不動産銀行ノ資本金ハ依然五千萬ベセータス、一株五百ベセータストシ十萬株ニ分チ政府ノ許可ヲ得テ一億五千萬ベセータス迄増加スルコトヲ得不動産銀行ノ存立時期ハ千九百七十一年一月三十一日ニ終了スル九十九箇年トス不動産銀行ハ其ノ住所ヲマドリツド市ニ有シ地方ニ支店ヲ設置シ外國ニ代理店ヲ設置スルコトヲ得

(四) 和蘭ウエストランド抵當銀行定款

第一條 當銀行ハウエストランド抵當銀行ト稱ス當銀行ハ歐洲内ノ國內ニ存

在シ又ハ確立セル不動産及不動産權利ニ對スル第一抵當貸付及最高抵當金額ト等シキ金額マデノ債券ノ發行ヲ目的トス

當銀行ハ本店ヲ海牙ニ置キ支店ヲ有スルコトヲ得

第四條 當銀行ハ法律ニ依ル合法的延長ヲ除キ當銀行設立ニ關スル定款ノ定ムル日附ヨリ起算シ五十箇年存續スルモノトス

第七條(第一項) 當銀行ノ資本金ハ五百萬盾トシ之ヲ十口ニ分チ各一口ハ一株二千五百盾ノ株式二百株トス

(五) 英吉利農業金融法

第一條(第一項) 本法ニ依リ設立スル會社ノ主タル目的左ノ如シ

(イ) 農地ヲ抵當トシテ貸付ヲ爲スコト

(ロ) 千八百六十四年及千八百九十九年土地改良法ニ依リ農業上ノ用途ニ使用セラルル資金ノ貸付ヲ爲スコト

第二條(第一項) 本法ニ依リ設立スル會社ハ有限責任トシ千九百九年乃至千九百十七年ノ會社法ニ依リ登記セラルルコトヲ要ス

(六) 亞米利加合衆國聯邦農地貸付法

第四條 聯邦農地貸付管理委員會ハ速カニ全合衆國(アララスカ)ヲ十二區ニ分チ之ヲ聯邦土地銀行管區トシ番號ヲ附シテ指示スベシ該管區ハ農業資金需要ノ狀況ニ應ジ之ヲ區劃シ一州乃至數州ヲ包含シ得ルモ一州ヲ分割シテ二區以上ニ跨ラシムルコトヲ得ズ管區ノ境域ハ隨時管理委員會ノ裁量ヲ以テ改正スルコトヲ得

聯邦農地貸付管理委員會ハ各聯邦土地銀行管區内ニ一聯邦土地銀行ヲ設立シ其ノ本店ハ該管理委員會ノ指定スル管區内ノ都市ニ置クモノトス各聯邦土地銀行ハ其ノ名稱中ニ本店所在地タル都市名ヲ付ス聯邦土地銀行ハ聯邦農地貸付管理委員會ノ承認ヲ得テ該銀行管區内ニ支店ヲ設クルコトヲ得(以下省略)

第五條 聯邦土地銀行ハ少クトモ資本金七十五萬弗以上ノ應募ヲ得ルニ非ザレバ其ノ業務ヲ開始スルコトヲ得ズ(以下省略)
聯邦土地銀行ノ資本金ハ一株ノ金額五弗ノ株式ニ分割シ一般個人會社組合又

ハ各州政府若ハ合衆國政府ニ於テ之ニ應募シ所有スルコトヲ得
第三項以下省略

① 第一條 北海道拓殖銀行ハ北海道及樺太ノ拓殖事業ニ資本ヲ供給スルヲ以テ目的トス
北海道拓殖銀行ハ株式會社トシ其ノ本店ヲ北海道札幌ニ置ク

【最初】北海道拓殖銀行ハ北海道ノ拓殖事業ニ資本ヲ供給スルヲ以テ目的トス
北海道拓殖銀行ハ株式會社トシ其ノ本店ヲ北海道札幌ニ置ク

② 第二條 北海道拓殖銀行ノ資本金ハ三百萬圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケテ之ヲ増加スルコトヲ得
【沿革】明治四十四年三月第一項中「北海道ノ拓殖事業」ヲ「北海道及樺太ノ拓殖事業」ニ改ム

③ 第三條 北海道拓殖銀行ノ存立時期ハ五十箇年トス但シ政府ノ認可ヲ受ケテ之ヲ延長スルコトヲ得

④ 第一條 朝鮮殖産銀行ハ株式會社トシ其ノ本店ヲ京城ニ置ク

⑤ 第二條 朝鮮殖産銀行ノ資本金ハ一千萬圓トシ之ヲ二十萬株ニ分チ一株ノ金額ヲ五十圓トス但シ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ資本金ヲ増加スルコトヲ得

● 第三條 朝鮮殖産銀行ノ存立期間ハ設立登記ノ日ヨリ百年トス但シ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ之ヲ延長スルコトヲ得

組織

● 兼營不動産銀行たる● 第一條乃至第三條及び● 第一條乃至第三條も亦前掲純粹不動産銀行の例に準じ之を一括して説明するを便宜とす。

目的

● 北海道拓殖銀行朝鮮殖産銀行ともに株式會社なり。従つて本法に別段の規定なき限り前者は商法後者は朝鮮民事令に依り商法の適用を受くるものとす。拓殖銀行は北海道及び樺太の拓殖事業に資本を供給するを目的とす。最初は北海道のみなりしが明治四十四年樺太を加へたり。● 第一條は明治三十三年の立法にして農工銀行に準ずべきものなるに依り農工銀行が農工業の改良發達を目的とするものなるに準じ此の目的を定めたるものなれども北海道樺太に於て利用する資金の調達は總て拓殖事業に關係あるものと解し従前農工銀行の經驗したるが如き膠柱の歎あらしむべからず。若しも本條を嚴格に解するに於ては拓殖事業以外に資本を供給し又は借主が之を使用するときは目的違反となり● 第十一條に依り期限前償還を要求せざるべからずと雖も實際上目的違反ありや否や

一々之を調査するが如きは到底實行し難き所なり。若しも● 第十一條は任意規定なるを以て銀行の都合に依り必ずしも期限前償還を要求するに及ばずとせば何の爲めに斯かる規定を存するや意味なきに至るべく法律の威信にも關すべし。殖産銀行には斯かる規定なしと雖も凡そ銀行業務の目的は全體の法文に依り明瞭なるを以て特に之を規定するの要なかるべきものなり。

本店位置

拓殖銀行は本店を札幌に置き殖産銀行は之を京城に置くものとせり。何れも其の首府にありて全道又は全鮮の業務を統一し借主の便宜を圖り其の目的を達せんとするに在り。支店は拓殖銀行に於て三十一個殖産銀行に於て五十三個なり。支店數の多き事は兼營不動産銀行設置の目的に適うものと謂ふべし。

資本金

拓殖銀行の資本金は三百萬圓なり。蓋し立法當時の北海道の實情に徴し株式募集上可能額を此の程度と認めたるに由るべし。殖産銀行に於ては一千萬圓なり。當時本店六行支店四十一個の朝鮮農工銀行を併合統一し全鮮の産業資金を充分に供給せんと企圖せるに因り資本金も亦巨額を要すとしたるものなり。何れも大藏大臣又は朝鮮總督の認可を経之を増加する事を得。現在北海道拓殖銀

行は資本金二千萬圓内拂込済千二百五十萬圓なり。朝鮮殖産銀行は資本金三千萬圓内拂込済二千萬圓なり。株式金額は殖産銀行令は一株五十圓と規定し拓殖銀行法は之を商法に委したるを以て一株五十圓なり。

存立年限

拓殖銀行は五十年殖産銀行は百年とす。何れも認可を得て延長する事を得るに依り此の長短は問題にあらず。唯五十年の場合には長期の年賦貸付金登記の場合に不便を生ずべきこと農工銀行存立年限に關して説明せる所の如し。本條に關係を有する外國兼營銀行の定款例を擧ぐれば次の如し。

外國の定款例

(一) 獨逸バイエルン抵當手形銀行定款

第一條 當株式會社ハミュンヘンニ本店ヲ有シ「バイエルン抵當手形銀行」ト稱シ千八百三十五年六月一日以來存在ス

第四條 資本金ハ四千五百一萬二千五百ライヒス馬克トシ左ノ如ク之ヲ分ツ
一 通常株式資本金ハ四千五百萬ライヒス馬克ニシテ之ヲ左ノ如ク分ツ
二 萬九千五十株ハ千ライヒス馬克一萬九千株ハ百ライヒス馬克
七萬株ハ二百ライヒス馬克二千五百株ハ二十ライヒス馬克

二 優先株式資本金ハ一萬二千五百ライヒス馬克ニシテ一株百ライヒス馬克トシ百二十五株ニ分ツ(以下省略)

必要ト認ムル増資及其ノ方法ニ付テハ取締役會及監査役會ノ共同申出ニ基キ總會之ヲ決ス(以下省略)

(二) 瑞西ヴォー不動産銀行定款

第一條 ヴォー不動産銀行ハ千八百五十八年十二月一日「濟崩抵當金庫」ナル名稱ノ下ニ設立セラレ千八百七十四年八月十五日ヴォー州立抵當金庫ナル名稱ノ下ニ改造セラレ千九百一年二月十二日附ヴォー州大集會(Grand Council)ノ命令ノ適用ヲ受ケ同年七月一日以來現在ノ名稱ヲ付セララル事トナリタリ
營業所ハローザンヌニ在リ
ヴォー州ニ數箇ノ代理店ヲ置ク

第二條 ヴォー不動産銀行ノ資本金ハ五千萬法トス

資本金ハ之ヲ十萬株ニ分チ各株ヲ五百法トシ全額拂込済ナリ

● 第四條 農工銀行ノ取締役及監査役ハ農工銀行ノ營業區域内ニ住所ヲ有スルコトヲ要ス

【最初】農工銀行ノ營業區域内ニ原籍及住所ヲ有スル者ニ非サレハ其ノ株主トナルコトヲ得ス。株主ニシテ農工銀行ノ營業區域外ニ原籍又ハ住所ヲ移轉スルコトアルモ株主タルノ資格ヲ失フコトナシ

【沿革】一、明治四十四年三月第一項中「原籍及」並ニ第二項中「原籍又ハ」ヲ削ル

二、大正三年三月第一項中「營業區域内ニ住所ヲ有スル者ニ非サレハ其ノ株主トナルコトヲ得」ストアルヲ「取締役及監査役ハ農工銀行ノ營業區域内ニ住所ヲ有スルコトヲ要ス」ニ改メ第二項ヲ削ル

重役住所制限

本條は農工銀行重役の住所を制限せるものなり。もと本條は前掲沿革に示すが如く農工銀行の株主は其の銀行の營業區域内に原籍及住所を有する事を要するものとせり。其の旨趣次の如し。「農工銀行は其の營業區域内一行に限れるを以て若し之を全然營利的會社たらしむるときは其の特權を濫用し借主を害し自ら不當の利を貪るの弊なきを保せず。故に本條の規定を設け此の銀行は之を利用せんと欲する者をして設立せしめ初より營利を目的とする事を許さず。即ち株式會社の組織を以て組合主義を實行せしめ銀行の利益をして一地方に公平周密に普及せしめんとす。又農工銀行の株主たる營業區域内に原籍及び住所を有

組合主義の銀行組織

する者及び地方團體は銀行の借主と同地方の者なるを以て平常借主の行爲を目撃し且つ地方經濟の情況に通ずるが故に銀行の爲めに間接の監督を爲すの利益もあるべし」と。理正に然りと雖も農工銀行の資本小額なる場合には其の營業區域内に原籍及び住所を有する株主を得るに不便なきも資本を増加する場合には經濟力弱き地方に於ては甚だ不便なりしを以て先づ明治四十四年「原籍」と云ふ制限を削り住所ある事のみを要件と爲し府縣内の法人も亦株主たり得るものとするも、尙資本吸收上支障多かりしに因り大正三年住所制限をも削除し全く自由に各府縣より資本を受入れしむるに至れり。然れども同時に全く資本の注入を自由に爲すときは中央の大資本家が地方農工銀行株式を獨占し經營を支配するに至る事なきにあらずと云ふ懸念あり。斯かる弊害を未然に防止せんと欲し該府縣に住所を有する者にあざれば取締役又は監査役たる事を得ざるものと爲したるものなり。本條に關係ある外國の立法例次の如し。

外國の立法例

(一) 和蘭ウエストランド抵當銀行定款

第三十七條(第二項) 取締役ハ海牙又ハ其ノ隣接都市ノ一ニ住所ヲ有スルコト

ヲ要ス但シ常任監査役ハ取締役ノ一人ニ對シ別ニ通知スルマデ本規定ヲ免除スルコトヲ得

(二) 西班牙不動産銀行及小地主獎勵金庫構成規則

第三條(第二項) 現在其ノ職ニ在ル者ノ再選ノ場合ヲ除キ本條ニ列舉セル何レノ職ト雖西班牙國籍ヲ有セザル者之ニ當ルコトヲ得ズ

(三) 亞爾然丁國立不動産銀行基本法

第十條 總裁及副總裁ハ亞爾然丁市民タルベキモノニシテ外國市民二人以上理事タルコトヲ得ズ

(四) 亞米利加合衆國聯邦農地貸付法

第四條(第十三項) 聯邦土地銀行ノ理事ハ其ノ選舉若ハ任命セラレタル管區内ニ少クトモ二箇年居住シタルコトヲ要シ且ツ地方理事ハ其ノ選舉區内ノ居住者タルコトヲ要ス(以下省略)

● 第四條 朝鮮殖産銀行ノ株券ハ記名式トス

帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニ非サレハ朝鮮殖産銀行ノ株主ト爲ルコト

ヲ得ス

【沿革】明治三十九年(光武十年)初メテ農工銀行令公布、大正三年制令第二十一號農工銀行令公布、左ノ如ク定ム

第三條 農工銀行ノ營業區域内ニ於テ主トシテ農業又ハ工業ヲ營ミ一年以上引續キ住所ヲ有スル日本ノ臣民又ハ會社ニ非サレハ其ノ農工銀行ノ株主ト爲ルコトヲ得ス但シ日本臣民又ハ會社カ相續又ハ合併ニ因リ株式ヲ取得スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

株主ハ前項ノ要件ヲ缺クニ至リタルトキト雖國籍ヲ喪失スル場合ヲ除クノ外其資格ヲ失フコトナシ

第四十三條 本令施行ノ際現ニ農工銀行ノ株式ヲ有スル者ハ第三條ノ規定ニ拘ハラズ仍其株式ヲ有スルコトヲ妨ケス

記名式株券

株主制限

本條は銀行株券は必ず記名式たる事を要すと規定したり。内地の不動産銀行法には名文なきも總て其の株券は記名式なり。又殖産銀行株主は帝國臣民若くは法人たる者に限ると定めたり。蓋し朝鮮統治上銀行の性質に鑑み此の制限を必要としたるものなり。内地に於ても勸業銀行立法當時衆議院に於て「日本勸業銀行の株主は帝國臣民に限るものとす」と定めんとする修正意見ありしも勸業

銀行の株式は動産にして動産上の権利は内外人を區別する事を得ずとする政府の反對あり。然らば日本銀行條例に於て「日本銀行の株券は總て記名式となし日本人の外賣買讓渡する事を許さず」とあるは如何との反駁に對し、政府は日本銀行條例は明治十五年の立法にして當時は斯かる規定を設くるも差支なかりし時代なるが今日は條約の上に穩當を缺くが故に斯かる法文は設くる事を得ずと答へ此の修正案は消滅に歸したり。之に反し農工銀行法は最初前述の如く其の株主は該府縣内に原籍を有する者なる事を要したる結果外國人は株主と爲る事を得ざりしものなり。本條に關係ある外國の定款例は次の如し。

外國の定款例

(一) 獨逸バイエルン抵當手形銀行定款

第六條(第一項) 通常株式ハ無記名式トシ優先株式ハ記名式トス

(二) 瑞西ヴォー不動産銀行定款

第四條(第一項) 株式ハ記名式又ハ無記名式トス(以下省略)

●第五條 農工銀行ノ營業區域内ノ府縣市町村及市制第六條ノ規定ニ依リ指定セラレタル市ノ區モ亦其ノ株主タルコトヲ得

【最初】農工銀行ノ營業區域内ノ府縣市町村モ亦其ノ株主タルコトヲ得

【沿革】一、大正三年三月「府縣市町村」ノ下ニ「及市制第六條ノ規定ニ依リ指定セラレタル市ノ區」

ヲ加フ

二、大正十五年三月「郡」ヲ削ル

公共團體株主

本條は株主となるべき者の範圍を擴め銀行の利益を圖るのみならず地方團體をして銀行に關係を有し銀行をして公益に勉めしむると同時に放資の途を開きたるものとす。大正三年市制第六條の規定に依り指定せられたる市の區を加へたるは市制の改正に依り右の如き區が法人となり財産を有する事を得るに至りしに因り、大正十五年郡を削除せるは郡制廢止の結果に因るものとす。

(一〇) 勅令を以て指定する市の區は之を法人とす其の財産及營造物に關する事務其の他法令に依り區に屬する事務を處理す(市制六條第一項)。

●第五條 政府又ハ公共團體ハ朝鮮殖産銀行ノ株主ト爲ルコトヲ得

公共團體株主

本條は●第五條と同旨趣なり。政府も亦株主となる事は銀行の成立を容易ならしめ信用を高むる所以なり。北海道拓殖銀行法には之に關する規定なしと雖も●第二十五條に依り政府は百萬圓を限度として同行株式を引受けたるを以て

政府が同行株主となり得る事自明なるべし。本條に關係を有する外國の立法例は次の如し。

外國の立法例

亞米利加合衆國聯邦農地貸付法

第五條(第二項) 聯邦土地銀行ノ資本金ハ一株ノ金額五弗ノ株式ニ分割シ一般個人會社組合又ハ各州政府若ハ合衆國政府ニ於テ之ニ應募シ所有スルコトヲ得

第二章 重役

●第五條 日本勸業銀行ニ總裁副總裁各一人理事監査役各三人以上ヲ置ク

前項ニ規定スルモノノ外農工銀行ノ存在セサル府縣毎ニ地方顧問二人以内ヲ置クコトヲ得

【最初】日本勸業銀行ニ總裁副總裁各一人理事監査役各三人以上ヲ置ク

【沿革】大正十年四月第二項トシテ現行條文ヲ加フ

業務機關

本條第一項は銀行の業務機關を定めたるものなり。總裁副總裁理事監査役は日本勸業銀行の重役にして此等の役員は法律上必ず置かざるべからず。理事及び監査役の員數は定款を以て株主總會に於て之を定むるものとせり(一八)。農工銀行の重役に就ては農工銀行法に何等の規定なきを以て商法の原則に従ふべきものとす。商法は株式會社の業務執行機關は取締役とせり(九六)。農工銀行に於ては定款を以て取締役の互選に依り頭取副頭取又は常務取締役を置く事を定めたるものあり(一九)。農工銀行の取締役數は最少なるもの三名最多なるもの九名以内

監査役は最少なるもの三名最多なるもの六名以内なり。本條第二項は總裁の諮問機關を定めたり。本項は大正十年勸農任意合併法律制定當時追加せるものにして政府の原案は最初地方參與二人以上を置くとして規定したり。蓋し農工銀行を合併して勸業銀行の支店と爲すに於ては支店長を以てしては到底地方の實情に適應する貸付は爲し難しと云ふ反對論を緩和せんが爲めに地方參與を置かんと企てたるものなり。然るに貴族院に於て參與と謂へば業務に關與するが如くに解せらるるも大藏大臣の説明に依れば地方參與は業務には關與せず顧問の如きものなりと云ふを以て顧問と改むるに若かずと爲し現行法の如く修正可決したるものなり。

(二) 定款に頭取常務を置くとして規定せる農工銀行は東京、神奈川、茨城、大阪、岡山、廣島、大分、鹿兒島の八行なり。

(三) 定款に頭取のみを置くとして規定せる農工銀行は福島、宮城、滋賀、愛媛の四行なり。

(四) 定款に頭取を置く事を規定し且つ常務取締役の設置を任意とせる農工銀行は兵庫、三重、濃飛、阿波の四行なり。

(四) 定款に頭取、副頭取、常務取締役を置くとして規定せる農工銀行は愛知縣なり。
本條に關係ある外國の立法例次の如し。

外國の立法例

(一) マイニンゲン獨逸抵當銀行定款

第五條 當銀行ノ機關左ノ如シ

一 取締役會

二 監査役會

三 總會

第六條(第二項) 取締役會ハ監査役會ニ依リ任命セラルベキ二人以上ノ取締役

ヨリ成ル此ノ外取締役代理ヲモ任命スルコトヲ得(以下省略)

第八條(第一項) 監査役會ハ八人以上ノ監査役ヨリ成ルコトヲ要ス監査役ノ數

ハ總會ニ於テ之ヲ定ム(以下省略)

(二) 佛蘭西不動産銀行定款

第十八條 總裁ハ千八百五十四年七月六日ノ勅令ニ準據シ本行ノ業務ヲ總括

執行ス

副總裁ハ二人トシ總裁ガ委任スル所ノ職務ヲ行ヒ且ツ總裁ガ不在缺勤又ハ疾病ノ場合ハ其ノ任命ノ順序ニ依リ總裁ノ職務ヲ行フ

第二十四條(第一項) 理事ハ二十人以上二十三人以下トス理事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ内三人ハ大藏省出納官中ヨリ之ヲ選任ス

第三十六條(第一項) 監査役ハ三人トシ株主總會ニ於テ之ヲ任命ス

(三) 和蘭ウエストランド抵當銀行定款

第十七條(第一項) 當銀行ハ七人以上ヨリ成ル監査役ノ總監督ノ下ニ二人ノ取締役ニ依リテ管理セララル監査役ハ其ノ内ノ三人ヨリ成ル常任監査役ニ日常ノ監督管理ヲ委任ス

(四) 西班牙不動產銀行及小地主獎勵金庫構成規則

第三條(第一項) 不動產銀行ハ一人ノ總裁ノ統理ノ下ニ株主總會ニ於テ選舉セラレタル十二人ノ理事及大藏大臣ノ定メタル二人ノ理事ヨリ成ル理事會ニ依リ管理セララルモノトス總裁ハ政府任意ニ之ヲ任免ス株主總會ニ於テ選舉セララル理事ノ數ハ二十二入迄増加スルコトヲ得政府ハ又理事會ノ提議ニ依リ

二人ノ副總裁ヲ任命ス

(五) 亞爾然丁國立不動產銀行基本法

第八條 不動產銀行ハ理事會之ヲ管理ス政府ハ上院ノ協賛ヲ經テ理事會員ヲ任命ス理事會ハ任命ノ日ヨリ四年間在職シ銀行ヲ代表スル總裁ニシテ且ツ業務ノ首長タルモノ一人及在職同ジク四年間ニシテ二年毎ニ半數宛ヲ八月三十一日ニ更迭スベキ理事八人ヨリ成ルモノトス

理事會ハ總裁ノ辭職不在又ハ故障アルトキ之レガ職務ヲ執行スベキ副總裁ノ任命ヲ爲スベシ

第三項以下省略

(六) 亞米利加合衆國聯邦農地貸付法

第四條(第九項) 聯邦土地銀行ノ理事ハ七人トシ次項ノ規定ニ依リ選任セラレ其ノ任期ハ三年トス理事ノ中三人ハ地方理事ト稱シ農地金融組合ヨリ選出シ農地金融組合及聯邦土地銀行ノ代理店ヲ經由シテ借入レタル者ヲ代表シ他ノ三人ハ管區理事ト稱シ聯邦農地貸付管理委員會之ヲ任命シ一般公益ヲ代表ス

同條(第十二項後段) 農地金融組合及聯邦土地銀行ノ代理店ヲ經由シテ借入レタル者ハ地方理事候補者ノ指名ト同時ニ該銀行管區一圓ニ對シテ一人ノ總務理事ノ候補者ヲ指名スベシ聯邦農地貸付管理委員會ハ總務理事トシテ最多數ノ指名ヲ得タル者三人ノ中ヨリ一人ヲ總務理事ニ任命ス其ノ任期ハ千九百二十五年マデトシ爾後ノ總務理事ノ任期ハ三年トス

④ 第四條 北海道拓殖銀行ニ取締役四人以上監査役三人以上ヲ置ク

⑤ 第六條 朝鮮殖産銀行ニ頭取一人理事三人以上監事二人以上ヲ置ク

業務機關

本條は銀行の業務機關を定めたるものなり。拓殖銀行に於ては取締役四人監査役三人は法定最少數として必ず之を置かざるべからず。殖産銀行に於ては亦同じく最少數として頭取一人理事三人監事二人を置かざるべからず。而して拓殖銀行に於ては取締役は頭取を互選し尙業務の都合に依り副頭取一人を互選する事を得るものとせり(定款二)。之に反して殖産銀行に於ては頭取は法律に依り定まるものとす。商法に依れば株式會社の取締役は最少數三人監査役は一人な

るが右兩銀行に於ては業務執行の完璧を期せんが爲めに特に定員を増加したるものなり。外國の兼營、不動産銀行の本條に關係ある定款例は次の如し。

外國の定款例

(一) 獨逸バイエルン抵當手形銀行定款

第九條(第一項) 取締役會ハミュンヘンニ其ノ住所ヲ有シ商法ノ意味ニ於ケル會社ノ取締役會ヲ構成ス

第十三條 監査役會ハ七人以上ノ監査役ヨリ成ルモノトス

(二) 瑞西ツォー不動産銀行定款

第三十四條 評議員會ハ會長一人(評議員中ヨリ任命セラレ任州參事會ニ依リ任命セラ

ル十人及株主總會ニ依リ任命セララル他ノ十人ノ評議員ヲ以テ構成ス(以下

第四十二條(第一項) 監査委員會ハ評議員會長及州參事會ノ任命セル四人ノ監

査委員ヲ以テ構成ス

第四十八條(第一項) 取締役會ハ左ノ者ヲ以テ構成ス

一 當銀行ノ總裁タル會長

二 取締役二人

●第六條 總裁ハ日本勸業銀行ヲ代表シ其ノ事務ヲ總理ス

副總裁ハ總裁事故アルトキ其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキ其ノ職務ヲ行フ

副總裁及理事ハ總裁ヲ補助シ定款ノ定ムル所ニ從ヒ日本勸業銀行ノ業務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス

監査役ハ日本勸業銀行ノ業務ヲ監査ス

地方顧問ハ定款ノ定ムル所ニ依リ當該府縣内ニ於ケル日本勸業銀行ノ業務ニ關シ總裁ノ諮問ニ應ス

【最初】總裁ハ日本勸業銀行ヲ代表シ其ノ事務ヲ總理ス

副總裁ハ總裁事故アルトキ其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキ其ノ職務ヲ行フ

副總裁及理事ハ總裁ヲ補助シ定款ノ定ムル所ニ從ヒ日本勸業銀行ノ業務ヲ分掌ス

監査役ハ日本勸業銀行ノ業務ヲ監査ス

【沿革】大正十年四月第三項中「業務ヲ分掌ス」ヲ「業務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス」ニ改メ第五項トシテ左ノ一項ヲ加フ

地方顧問ハ定款ノ定ムル所ニ依リ當該府縣内ニ於ケル日本勸業銀行ノ業務ニ關シ總裁ノ諮問ニ應ス

重役の職
權

本條第一項乃至第三項は業務執行上に於ける重役の職權を定めたるものにして立案者は次の如く説明せり。「總裁は裁判上と裁判外とを問はず銀行を代表する專權を有しまた銀行業務の執行は總て其の指揮監督の下に在り。副總裁理事と雖も銀行の業務を執行するに當りては總裁の指揮監督を受けざるべからず。從つて總裁は銀行に對し總ての業務に關し責任を負ふものとす。此の如く總裁に重大の權力を與へたる所以は此の銀行の如き大會社に在りては業務執行の統一は頗る必要なるが故なり。此の如く總裁の職務は重大にして其の範圍極めて廣汎なるに依り普通の理事にして總裁代理の任に當ること難し。故に特に副總裁を置き以て總裁疾病其の他の事故あるときは其の代理者となり缺員のときは之に代て其の職權を行はしむ。副總裁及び理事は總裁を補佐する職務なるを以て銀行營業上の重要な事件に就ては協議に與かると雖も又一面に於て個々其の職司を定め以て銀行業務を執行するの規定を設け而して其の權限は定款を以て定むるに任ず。此の分掌業務は固より總裁の指揮監督を受けて執行するものとす。此の分掌業務に就ては副總裁理事各自單獨に責任を有するものとす。尤も

農工銀行
重役

總裁は事務を總理するを以て常に其の責任を免る事を得ず」と。大正十年勸農任意合併法律の公布あり之と同時に地方顧問を置くに當り理事を業務を分掌する理事と業務に參與する理事とに分ちたり。何れも總裁の定むる所に従ひ業務を分掌し又は之に參與するものとす(七條一)。農工銀行に於ては頭取又は常務取締役と謂ふも法律上は何れも同じ取締役に於ては定款を以て取締役相互間に業務の分擔を定めたるに過ぎず、原則上取締役は株式會社の執行機關として其の會社の業務を執行する職務及び權限を有するものなり。又對外關係に於ける業務執行に於ては取締役は會社の營業に屬する一切の裁判上又は裁判外の行爲を爲す權限を有するものとし(商法一七〇條二、項六二條一項二)、取締役の代表權に加へたる制限は之を以て善意の第三者に對抗するを得ざるものとす(商法一七〇條二項六)。尙農工銀行に於ては定款を以て頭取は銀行を代表し業務一切を總理し支配人以下の行員を任免黜陟し常務取締役は頭取を補佐し頭取事故あるときは其の職務を行ふと規定せるもの多し。勸業銀行監査役の職權は銀行業務を監査するものとす、元より商法の規定に依るべし。農工銀行監査役も亦同じ。地方顧問は農工銀行の合併して

監査役の
職權地方顧問
の職權

勸業銀行の支店と爲れる府縣内に於ける業務に付總裁の諮問に應じ意見を開陳するものとす(七條一)。之れ支店長の足らざる所を補ひ支店業務を公益的に行はしめんが爲めなり。本條に關係ある外國の立法例次の如し。

外國の立
法例

(一) マイニンゲン獨逸抵當銀行定款

第六條(第一項) 取締役會ハ裁判上及裁判外ニ於テ當會社ヲ代表ス

第九條 監査役會ハ通常法律又ハ定款ニ定ムル權利義務ヲ有スル外左ノ權利義務ヲ有ス

- 一 發行スベキ抵當債券及其ノ他ノ債券ノ券面金額利率償還期日及様式ヲ定ムルコト
- 二 抵當債券及其ノ他ノ債券ノ引當トナル貸付ノ條件ノ原則ヲ定ムルコト
- 三 抵當債券ノ引當トナル貸付ノ鑑定規則ヲ定ムルコト
- 四 輕便鐵道事業貸付ノ基準タル原則ヲ定ムルコト
- 五 取締役會ノ一般業務規定ヲ發布スルコト
- 六 總會ニ提案スベキ事項ニ付決議ヲ爲スコト

七 營業所建設ニ要スル土地ノ取得及之ガ再讓渡ニ付同意スルコト
八 支店設置ノ同意

七四

(二) 佛蘭西不動産銀行定款

第十八條 總裁ハ千八百五十四年七月六日ノ勅令ニ準據シ當銀行ノ業務ヲ總括執行ス

副總裁ハ二人トシ總裁ノ委任スル職務ヲ行ヒ總裁ガ不在缺勤又ハ疾病ノ場合ハ其ノ任命ノ順序ニ依リ總裁ノ職務ヲ行フ

第二十一條 總裁ハ職員ヲ任免シ巴里及地方ノ事務組織ヲ定ム

總裁ハ諸通信ニ署名シ本行ニ對スル諸支拂金ノ取立ヲ爲シ諸領收證手形及國庫中央銀行供託所及其ノ他當銀行ノ取引銀行ニ對スル支拂手形ヘノ裏書及免責文言ニ付署名ス

總裁ハ第三十四條ニ掲ゲタル決議ヲ執行シ之ニ依リテ發行スル證書ニ署名ス總裁ハ一切ノ保存行爲ヲ爲シ第三者ニ對シ當銀行ヲ代表シ裁判所ニ原告被告トシテ訴訟行爲ヲ爲ス

總裁ハ株券ニ署名シ抵當債券ニ檢印ス

第二十三條 重役會ハ總裁副總裁理事及監查役ヲ以テ組織ス

第三十四條 重役會ハ總裁ニ專屬セザル當銀行ノ業務特ニ契約及和議ノ締結資金ノ運用國債及其ノ他ノ有價證券ノ讓渡債權及自己ノ債務者ニ屬スル無體財產權ノ買入保證附又ハ無保證權利ノ讓渡抵當權各種物權及債權ノ拋棄故障及滯納者ニ對シテ爲セル登記ノ解除原告被告トシテ訴訟行爲等ニ關スル事項ヲ決議ス

重役會ハ必要ト認ムルトキハ營業本部建設ノ爲メノ不動産ノ買入ヲ許容ス重役會ハ債權ノ回收ヲ確保スル爲メ競賣ニ依リ不動産ヲ取得スルコトヲ許容ス

但シ當銀行ハ競落價額ガ一萬法ヲ超ユル場合ニ於テハ元金遲延利息金等ノ合計金額ノ四分ノ一ヲ超ユル金額ヲ以テ之ヲ競落スルコトヲ得ズ
流込不動産ハ重役會ノ決議ニ依リ之ヲ競賣又ハ任意賣却シ若ハ交換スルコトヲ得交換ハ當銀行ノ支拂フベキ補足金額ガ不動産價格ノ四分ノ一ヲ超エザル

七五



コトヲ要ス

重役會ハ内部管理ニ關スル規則契約ノ一般條件借入申込ニ對スル承認當銀行債券ノ製造發行買入及賣却債券擔保附貸付有擔保又ハ無擔保借入營業費債務者ノ拂込ヲ容易ナラシムル爲メ保險會社ト爲ス契約其ノ他本定款第一條ノ豫見スル場合ト同一目的ヲ有スル諸事項地方ニ於ケル支店事務所及代理店ノ設定廢止等ヲ決議ス

重役會ハ株主總會ニ提出スベキ年度計算書配當金ノ決定若ハ資本金ノ增加定款ノ變更存立期間ノ延長及期限前ノ當銀行解散ニ關スル總會提出事項等ヲ決議ス

重役會ノ決議ハ總裁之ヲ認可シ且ツ署名スルニ非ザレバ執行スルコトヲ得ズ

第三十七條 監査役ハ定款ガ正確ニ執行セラルルヤヲ監視ス

監査役ハ重役會ニ出席シ發言權ヲ有ス

監査役ハ債券ノ製造及發行ヲ監視ス

監査役ハ貸借對照表年度計算表ヲ審査シ正當ト認ムルトキハ意見ヲ付シテ株

主總會ニ提出ス

監査役ハ何時ニテモ帳簿簿記其ノ他凡ユル文書ヲ閱覽シ金庫及有價證券ヲ検査スルコトヲ得

監査役ハ監査役全員ノ贊同ヲ經テ臨時株主總會ヲ招集スルコトヲ得

(三) 和蘭ウエストランド抵當銀行定款

第十七條 (既掲ニ付省略)

(四) 西班牙不動産銀行及小地主獎勵金庫構成規則

第三條(第一項) (既掲ニ付省略)

(五) 亞爾然丁國立不動産銀行基本法

第八條 (既掲ニ付省略)

(五) 佛蘭西不動産銀行總裁の年俸は四萬法各副總裁の年俸は二萬法とす(定款二〇條)。各理事は無俸給とし株主總會の定むる額の手當を受く(定款二九條)。

(六) 西班牙不動産銀行總裁の俸給は二萬五千ベセータス以下なることを得ず副總裁の俸給は一萬二千五百ベセータス以下なることを得ず(定款四四條)。

(七) 亞爾然丁國立不動産銀行總裁の報酬は月額國貨三千ベツと定む。國貨九千ベツを其の出席の

割合に比例して理事會員の間に毎月分與すべき額と定む(基本法八條)。

●第七條 總裁副總裁ハ四百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ政府之ヲ命シ其ノ任期ヲ五箇年トス但シ其ノ任期滿限ノ後再任ヲ命スルコトヲ得

理事ハ二百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命シ任期ヲ五箇年トス但シ其ノ任期滿限ノ後本條ノ手續ニ依リ再任ヲ命スルコトヲ得

監査役ハ百二十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選定シ其ノ任期ヲ三箇年トス但シ其ノ任期滿限ノ後再選スルコトヲ得

地方顧問ハ當該府縣内ニ住所ヲ有シ百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ政府之ヲ命シ其ノ任期ヲ三箇年トス但シ其ノ任期滿限ノ後再任ヲ命スルコトヲ得

【最初】總裁副總裁ハ百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ政府之ヲ命シ其ノ任期ヲ五箇年トス但シ其ノ任期滿限ノ後再任ヲ命スルコトヲ得

理事ハ五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命シ任期ヲ五箇年トス但シ其ノ任期滿限ノ後本條ノ手續ニ依リ再任ヲ命スルコトヲ得
監査役ハ三十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選定シ其ノ任期ヲ三箇年トス但シ其ノ任期滿限ノ後再選スルコトヲ得

總裁副總裁理事及監査役ハ任命若ハ選定ノ六箇月前ヨリ引續キ本條規定ノ株數ヲ所有スルモノニ限ル

【沿革】一、明治四十三年四月第四項ヲ削ル

二、大正十年四月第一項中「百株」ヲ「四百株」ニ第二項中「五十株」ヲ「二百株」ニ第三項中「三十株」ヲ「百二十株」ニ改メ第四項トシテ現行條文ヲ加フ

重役選任方法

本條は重役選任の方法を定めたるものなり。斯かる株式組織の銀行に特權を附與して之を設立する所以のものは公益上の目的を達せんが爲めに外ならず。之従つて銀行が自行の利益のみに偏するの弊に陥る事を豫防せざるべからず。之に關し政府は固より嚴重なる監督を爲すべしと雖も(參照七章)國家の意思が充分に銀行に行はるるが爲めには外部的監督のみを以て足りりとせず、銀行業務を總理する總裁及び之に代るべき副總裁の任命權を政府に與へ、且つ總裁及び副總裁をして銀行に對し利害關係を厚からしめん事を要すと爲し其の所有株式數をも定めたるものなり。然し乍ら業務執行者を總て政府の任命に歸するは極端なりとし理事は株主の信任して選舉するものに委せんとしたるも之を全く株主總會のみに一任するときは公益上の目的を達する上に於て尙掛念ありと認め株主總會

に於て選舉せる候補者中より選擇して任命するの權を政府に留保せるものなり。而して第二項但書に「本條の手續に依り」としたるは一度理事に任命せられたるものが任期満了の際其の儘再任せらるる事を得るに非ずして株主總會に於て再び二倍の候補者を選擧する手續を要する事を明かにせるものなり。監査役を株主總會の選定に委したるは監査役は株主に代りて銀行業務を監査すべきものなるに由る。本條中理事の場合は選舉と謂ひ監査役の場合は選定と稱するは理事は政府の任命に依りて定まり監査役は株主總會の選出に依りて直ちに定まるを以て此の區別を設けたるものなりと謂ふ。商法に於ては取締役又は監査役は何れも株主中より之を選任すと規定せり(一八六四條)。農工銀行の重役は皆此の原則に依るものなり。本條第四項最初の規定は重役は相當期間株主として銀行に關係を有したる事を要し從來縁なき者を俄に重役と爲す事を防がんとしたるものなれども斯くては適任者を得難しとして明治四十三年之を削除せり。總裁副總裁の資格株は四百株以上とし理事は二百株以上監査役は百二十株以上とす。農工銀行に於ては取締役の資格株を五百株以上とするもの三重、四百株以上とする

農工銀行
重役

重役資格
株

もの神奈川、三百株以上とするもの大阪、兵庫、滋賀、二百株以上とするもの東京、福島、愛知、濃飛、廣島、阿波、百株以上とするもの茨城、宮城、岡山、愛媛、大分、鹿兒島等なりとす。農工銀行監査役の資格株は三百株以上とするもの兵庫、三重、二百株以上とするもの神奈川、大阪、滋賀、百株以上とするもの東京、福島、愛知、濃飛、岡山、廣島、阿波、大分、鹿兒島、五十株以上とするもの茨城、宮城、愛媛等なりとす。何れも銀行の資本金額職責及び適任者を得べき範圍等を考慮して定めたるものならんも監査役の資格株を取締役の資格株以下とするは當を得たるものに非ざるべし。勸業銀行總裁副總裁及び理事の任期は五年とす農工銀行の取締役は一般法の規定に従ふ故三年を超ゆることを得ず(商法一六六條)。勸業銀行監査役の任期は三年なるも農工銀行監査役は二年を超ゆる事を得ず(商法一八〇條)。何れも再選を妨げざるものなり。地方顧問は當該府縣内に住所を有し財界の實情に通曉し經驗聲望ある百株以上の株主中より政府之を命じ其の任期は三年とし再任を命ずる事を得るものとせり。本條に關係を有する外國の立法例次の加し。

外國の立
法例

(一) マイニンゲン獨逸抵當銀行定款

第六條(第二項後段) 監査役會ニ依リテ任命セラレタル取締役トノ任用契約ハ監査役會議長若ハ議長代理ニ依リ當會社名義ヲ以テ締結スルモノトス
第八條(第二項) 監査役ノ任期ハ監査役任命後第四營業年度ノ貸借對照表ヲ決議スル總會ノ終了マデトシ此ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ任命ノ行ハレタル營業年度ハ加算セズ辭任シタル監査役ト雖モ再選スルコトヲ得

(二) 佛蘭西不動産銀行定款

第十九條(第一項) 總裁ハ就任前佛蘭西不動産銀行株式二百株各副總裁ハ百株ヲ所有スベシ

第二十四條 理事ハ二十人以上二十三人以下トス理事ハ株主總會ノ選任スル所ニシテ内三人ハ大藏省出納官中ヨリ選任ス

理事ハ毎年全員ノ五分ノ一ヲ改選ス退職員ハ最初ノ四年ハ抽籤ヲ以テ指定シ其ノ後ハ古參ノ順ニ依ル
理事ハ再選スルコトヲ妨ゲズ

第二十八條 各理事ハ選任後八日以内ニ當銀行ノ株式百株ヲ供託スルコトヲ

要ス(以下省略)

第三十六條 監査役ハ三人トシ株主總會之ヲ任命ス

監査役ノ任期ハ三年トシ其ノ三分ノ一宛改選ス但シ再選スルコトヲ妨ゲズ
當初二年ノ退職者ハ抽籤ニ依リテ之ヲ定ム

不動産信用社團令

第四十三條(第二項) 不動産信用社團ノ理事ノ選任ハ内務大臣及農務大臣ノ認可ヲ受クベキモノトス

(三) 和蘭ウエストランド抵當銀行定款

第十七條(第二項) 總會ハ二人ノ取締役ノ下ニ一人ノ副取締役ヲ任命シ取締役ノ一人ガ不在ノトキ之ニ代ラシム

第十八條 全監査役ノ三分ノ一(常任監査役一人ヲ含ム)ハ千八百九十四年七月以來毎年七月一日ヲ以テ辭任ス

各監査役ノ辭任時期ハ順番勤務名簿ニ依リテ之ヲ定ム辭任者ハ再選セラルルコトヲ得(以下省略)

第十九條 監査役ハ株主タルコトヲ要ス

第二十九條(第一項) 常任監査役ハ監査役之ヲ任命ス監査役ハ一人又ハ一人以上ノ常任監査役代理ヲ指定スルコトヲ得

第三十八條 各取締役ハ最低十株ノ株式所有者タルコトヲ要ス

(四) 西班牙不動産銀行及小地主獎勵金庫構成規則

第三條(第一項) (既掲ニ付省略)

第五條(第一項) 理事會ハ毎年其ノ三分ノ一宛更迭スルモノトシ辭任セル理事

ト雖モ再選セララルコトヲ得株主總會ニ於テ選舉セラレタル理事ハ其ノ任命

ヨリ一週間以内ニ不動産銀行ニ五十株ヲ供託スベキモノトス(以下省略)

(五) 亞爾然丁國立不動産銀行基本法

第八條(第一項第二項既掲ニ付省略)

第三項省略

總裁及理事ハ再選セララルコトヲ得

第五項省略

(六) 亞米利加合衆國聯邦農地貸付法

第四條(第十二項前段) 聯邦農地貸付管理委員會ハ管區理事ヲ命ズルニ當リ一人

ノ任期ヲ千九百二十四年十二月三十一日マデ他ノ一人ヲ千九百二十五年十二月三十一日マデ他ノ一人ヲ千九百二十六年十二月三十一日マデトス第一回ノ

任命以後ニ於テハ各管區理事ノ任期ハ三箇年トス各聯邦土地銀行第一回總會

ニ於テ地方理事ハ内一人ノ任期ヲ千九百二十四年十二月三十一日マデ他ノ一人ヲ千九百二十五年十二月三十一日マデト定ムベシ此ノ以後ニ於テハ地方理事ハ前述ノ手續ニ從ヒ選舉セ

ラレ其ノ任期ヲ三箇年トス(中略)總務理事ノ任期ハ千九百二十五年マデトシ爾

後ノ總務理事ノ任期ハ三箇年トス(以下省略)

第七條 頭取ハ朝鮮殖産銀行ヲ代表シ其ノ事務ヲ總理ス

頭取事故アルトキハ定款ノ定ムル所ニ從ヒ理事中一人其ノ職務ヲ代理シ頭取關員ノトキ

ハ其ノ職務ヲ行フ

理事ハ頭取ヲ補佐シ朝鮮殖産銀行ノ業務ヲ分掌ス

監事ハ朝鮮殖産銀行ノ業務ヲ監査ス

重役の職
權

本條は第六條と同じく業務執行上に於ける重役の職權を定めたり。頭取は裁判上裁判外を問はず銀行を代表する專權を有し業務は總て頭取の指揮監督の下に在り理事は頭取を補佐し頭取の命を承けて業務を分掌するものとす。而して頭取事故あるときは理事の一人之を代理し頭取缺員のときは理事の互選を以て頭取の職務を行ふものを定むとせり(定款二)。北海道拓殖銀行重役は農工銀行重役と同様商法の規定に従ふべきものとして本法に何等特例なし。仍つて定款を以て頭取は一切の業務を執行し副頭取は頭取事故あるとき其の職務を代理し頭取缺員のとき職務を行ふ事竝に副頭取及び取締役は頭取を補佐し業務を分掌するものなる事を規定したり(三五條)。外國の兼營不動産銀行の本條に關する定款例は次の如し。

北海道拓
殖銀行重
役

外國の定
款例

(一) 獨逸バイエルン抵當手形銀行定款

第九條(第二項) 取締役會ハ定款ノ定ムル權限内ニ於テ銀行ノ業務ヲ指揮管理
ス

(二) 瑞西ヅォー不動産銀行定款

第三十四條(後段) 評議員會ハ當銀行ノ上級機關ニシテ大ナル監督權ヲ有ス株
主ノ利害ハ此ノ機關ニ依存ス

第四十三條(第一項) 監査委員會ハ定款諸規則評議員會ノ決議事項ノ運用ニ付
監査ヲ爲シ銀行ノ活動ヲ適當ニ調節ス(以下省略)

第五十一條(第一項) 取締役會ハ定款ノ定ムル所ニ從ヒ銀行ヲ支配ス

第五十五條(第一項) 總裁ハ當銀行ノ事務ヲ總括シ諸委員會ノ決議事項ノ執行
ヲ圖ル

第五十七條 總裁ハ總テノ法律行爲ニ付當銀行ヲ代表ス

第五條 取締役ハ五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ
三箇年トス

監査役ハ三十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ二箇年
トス

第八條 頭取ハ朝鮮總督之ヲ命シ其ノ任期ヲ五年トス

理事ハ五十株以上ヲ有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ選舉シタル二倍ノ候補者中ヨリ朝鮮總督之ヲ命シ其ノ任期ヲ四年トス

監事ハ三十株以上ヲ有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ二年トス

重役選任方法
重役資格
株
重役任期

拓殖銀行は農工銀行と異なり本法を以て重役の選任方法及び任期を規定したり。取締役の資格株は法律上五十株以上なるが定款を以て百株以上とし監査役の資格株も亦法定數三十株以上なるを五十株以上と定めたり。何れも株主總會に於て選任し再選する事を得(三一條)。殖産銀行重役の選任方法は勸業銀行と同様なり。任期は頭取は五年にして勸銀總裁と同じきも理事は四年監事は二年にして勸銀の理事監事よりも各一年任期短かし。外國の兼營不動産銀行の本條に關係を有する定款例は次の如し。

外國の定款例

(一) 獨逸バイエルン抵當手形銀行定款

第十條(第一項) 監査役會議長ハ議長代理ト共ニ取締役會ノ總テノ服務關係竝
取締役ノ任命ヲモ含ム各取締役ノ任命關係及服務關係ヲ定ムベキ義務ヲ負フ
第十四條(第一項) 監査役會ヨリ毎年三人ノ監査役退キ通常總會ニ於テ改選ニ

依リ之ヲ補充ス監査役ハ服務年限ニ從ヒ其ノ職ヲ退キ場合ニ依リテハ抽籤ヲ以テ之ヲ行フコトアリ辭任セル監査役ト雖モ再選セララルコトヲ得

(二) 瑞西ゾー不動産銀行定款

第三十五條 評議員ハ株主タルコトヲ要シ各一株ヲ寄託シテ其ノ資格ヲ證明スルコトヲ要ス右株式ハ之ヲ大藏省へ送附ス

第三十七條 評議員及其ノ補缺員ノ任期ハ十年トシ三分ノ一ヲ改選シ再選スルコトヲ得補缺員ノ任期ハ前任者ノ任期ニ同ジ

第四十二條(第二項) 監査委員ノ任期ハ二年トシ再選ヲ許ス

第四十九條(第二項) 取締役及其ノ補缺員ノ任期ハ六年トシ再選ヲ許ス

第六十一條 總裁ハ事務取扱ノ保障トシテ四十株ヲ所有スルコトヲ要ス右株式ハ之ヲ大藏省へ送附ス

第六十三條 業務執行ノ保障トシテ各取締役ハ十五株ヲ所有スルコトヲ要ス二人ノ補缺取締役ニ付亦同ジ右株式ハ之ヲ大藏省へ送附ス

● 第八條 總裁副總裁及日本勸業銀行ノ業務ヲ分掌スル理事ハ在任中何等ノ名稱ニ拘ラス他

ノ職務又ハ商業ニ従事スルコトヲ得ス但シ大藏大臣ノ認可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラ
ス

九〇

【最初】總裁副總裁及理事ハ在任中何等ノ名稱ニ拘ラス他ノ職務又ハ商業ニ従事スルコトヲ得ス
但シ大藏大臣ノ認可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

【沿革】大正十年四月「理事」ヲ「日本勸業銀行ノ業務ヲ分掌スル理事」ニ改ム

⑥第六條 取締役ハ在任中何等ノ名稱ニ拘ラス他ノ職務ニ従事スルコトヲ得ス但シ營利ヲ目
的トセサル職務ニシテ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

【最初】取締役ハ在任中何等ノ名稱ニ拘ラス他ノ職務ニ従事スルコトヲ得ス

【沿革】明治三十八年三月但書ヲ加フ

⑦第九條 頭取及理事ハ何等ノ名稱ヲ以テスルニ拘ラス他ノ職務又ハ商業ニ従事スルコトヲ
得ス但シ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

兼業禁止

本條は銀行經營者をして専心一意其の本務に従事せしめんと欲して設けたる
ものなり。他の職務とあるが故に官吏公吏議員と雖も大藏大臣の認可なき限り
之に就く事を得ず。尙拓殖銀行に於ては認可を受け得るは營利を目的とせざる
職務に限るものとせり。之に反して農工銀行重役に對しては本法に何等兼業禁

農銀頭取
常務支配
人

止の規定なし。もと農工銀行設立の際政府は所謂模範定款を示し之に準據して
各行定款を定めしめたるが右に依れば第二十七條に頭取は在職中他の銀行若く
は會社の役員と爲る事を得ずと規定せり。然るに此の事本法に規定なく甚だ窮
屈なりとして當時本規定削除の要望盛なりしが大藏省は知事に諭告して定款中
必ず此の規定を設けしめたり。唯熊本縣に於ては之が爲めに適當なる専任頭取
を得難く殆んど缺員を生ずるの情態に在りしを以て特に本規定の削除を許され
たる事あり其の後頭取専任制は廢止せられたるが昭和二年に至り頭取常務取締
役又は支配人にして他の會社の常務に従事せんとするときは大藏大臣の認可を
受くべきものとなれり(銀行法一三條農)。右は銀行法適用の結果なるが銀行法に於
て此の如く定めたるは常務重役にして他の業務に従事する事を成るべく避けし
めんとする方針に出でたるものにして本條の嚴守を期する爲め之に違反したる
ときは十圓以上千圓以下の過料の制裁あり(銀行法三五條)。然れども他會社の常務に従
事せざるとき例せば他會社の平重役となる事は差支なきものとす。本條に關係
を有する外國の立法例次の如し。

外國の立
法例

(一) 瑞西ヅォー不動産銀行定款

第六十四條 總裁常務取締役及使用人ハ如何ナル名義ヲ以テスルモ財政的產業的商業的企業主又ハ支配人タルコトヲ得ズ

(二) 亞米利加合衆國聯邦農地貸付法

第四條(第十三項後段) 聯邦土地銀行ノ管區理事ハ其ノ任期中ハ他ノ銀行業務土地抵當貸付業務若ハ土地抵當債權ノ賣買ヲ營ム會社組合若ハ商會等ノ役員若ハ使用人タルコトヲ得ズ

第三章 株主總會

通常株主
總會

●第九條 通常株主總會ハ毎年二回定款ニ定メタル時期ニ於テ總裁之ヲ招集ス

本條は別に説明を要せずして明瞭なり。商法の一般的原則に従へば定時總會の招集は取締役に於て之を爲すべきものなるも(七條)勸業銀行に於ては特に之を總裁の専權と爲したるものなり。通常總會と謂ふは舊商法の用語なり(舊法三〇〇條)。定款第二十二條は毎年二月及び八月之を招集する事を定めたり。農工銀行は何れも毎年一月七月の兩度之を開くものとせり。本條に關係を有する外國の定款例次の如し。

外國の定
款例

(一) マイニンゲン獨逸抵當銀行定款

第十五條 取締役會又ハ監查役會ハ總會ヲ招集ス當會社ノ招集機關ハ總會ノ通知ニ於テ總會開催ノ場所ヲ指定ス

通常總會ハ每營業年度ノ最初ノ六箇月内ニ之ヲ開ク(以下省略)

(二) 獨逸バイエルン抵當手形銀行定款

第十九條 總會ハ會議ノ少クトモ十八日前ニ官報ニ公告シテ之ヲ招集シ當銀行所在地ニ於テ之ヲ開ク

第二十條 通常總會ハ毎年一回遅クモ六月マデニ之ヲ開ク

(三) 佛蘭西不動産銀行定款

第三十八條(第一項) 適法ニ組織セラレタル總會ハ株主全部ヲ代表スルモノトス總會ハ通常又ハ臨時總會二十日前ニ於テ重役會ノ調製ニ係ル株主名簿ニ依ル二百人ノ大株主ヲ以テ組織ス

第四十條(第一項) 株主總會ハ毎年一回四月中ニ營業本部ニ於テ組織スルコトヲ要ス

(四) 和蘭ウエストランド抵當銀行定款

第四十一條(第一項) 通常總會ハ千八百九十四年以來毎年遅クモ五月三十一日マデニ海牙ニ於テ開催ス

(五) 西班牙不動産銀行定款

第六十條 毎年五月通常總會ヲ開ク

(六) 瑞西ツォー不動産銀行定款

第二十六條 株主總會ハ全株主ヲ代表ス

株主總會ハ評議員會長之ヲ招集シ之ヲ統括ス評議員會長事故アルトキハ評議員タル一人之ニ代ル

株主總會ハ株式所有者(出席者又ハ代理人)ニ依リ組織セラレ通常五月ニ開會ス

第十條 通常株主總會ハ定款ニ定メタル時期ニ於テ頭取之ヲ招集ス

通常株主總會

本條は第九條と同旨趣なり。定款第三十七條を以て毎年二月及び八月之を招集する事を定めたり。北海道拓殖銀行に於ても亦同じ(定款三三條)。

第十條 臨時株主總會ハ臨時ノ事項ヲ議スル爲何時ニテモ總裁之ヲ招集スルコトヲ得

第十一條 臨時株主總會ハ臨時必要アルトキ頭取之ヲ招集ス

臨時株主總會

本條は別段説明の要なかるべし。商法第一百五十九條に對する特例なり。

第十一條 監査役又ハ總株金ノ五分ノ一以上ニ當ル株主ハ會議ノ目的ヲ示シテ臨時株主總會ノ招集ヲ總裁ニ請求スルコトヲ得

總裁前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ臨時株主總會ヲ招集スヘシ

前條は臨時株主總會の招集者を定め本條は其の招集を請求し得る者を定む。何れも商法第六十條及び第八十二條に對する特例なり。商法第八十二條に依れば監査役は株主總會を招集する必要ありと認めたるときは自ら之を招集する事を得るも勸業銀行の監査役は自ら株主總會の招集を爲す事を得ず唯之を總裁に請求する事を得るのみなり。之れ總裁の職權を特に重じたるに由るなり。又商法第六十條は資本の十分の一以上に當る株主は會議の目的を示して總會の招集を取締役に請求し得と規定するも勸業銀行法に於ては總裁に對し資本の五分の一以上に當たる株主の請求ある事を要す。之れ本條立案當時舊商法第二百一一條に於て總株金の少くとも五分の一に當る株主より申立つるときは臨時總會を招集せざる事を得ずと規定せるに依るものにして其の後商法は改正せられて前陳の如くなれるも本條は其の儘改正を見ざるものなり。蓋し總會招集の事を鄭重ならしめんが爲めならん。以上の請求を受けたるときは總裁は縱令自己に不利益なる事情ありと雖も臨時總會を招集せざるべからず。之れ本條第二項の存する所以なり。本條に關係を有する外國の定款例次の如し。

(一) マイニンゲン獨逸抵當銀行定款

第十五條(第三項) 臨時總會ハ第八條第三項ニ規定シタル場合ノ外監理官ノ要求ニ依リ又ハ監査役會若ハ取締役會ノ意見ニ從ヒ當會社ノ利益ノ爲メ必要ト認メタルトキ又ハ資本金ノ二十分ノ一以上ニ當ル株主ガ會議ノ目的及理由ヲ掲ゲ書面ニ依リ請求ヲ爲ストキ之ヲ招集スルコトヲ要ス

(二) 佛蘭西不動産銀行定款

第三十七條(第六項) 監査役ハ監査役全員ノ賛同ヲ經テ臨時株主總會ヲ招集スルコトヲ得

第四十條(第二項) 總裁ハ其ノ認可セル重役會ノ決議ニ依リ必要ト認メタルトキハ臨時總會ヲ招集スルモノトス

(三) 和蘭ウエストランド抵當銀行定款

第四十一條(第二項) 臨時總會ハ監査役之ヲ必要ト認メタルトキ又ハ常任監査役取締役若ハ少クトモ五十株ヲ代表スル株主ガ共同シテ書面ヲ以テ理由ヲ具シ監査役會長ニ之ヲ要求シタルトキ開會ス

(四) 西班牙不動産銀行定款

第六十條(第二項) 理事會ニ於テ必要ト認メタルトキハ總會ヲ召集スルコトヲ得又投票權ヲ有スル株主百人ノ請求アルトキ又ハ第五十八條第一項第七號ニ基キ監査役三人ノ請求アルトキハ二十日以内ニ總會ヲ召集スベキモノトス

第十二條 監事ノ全員又ハ資本ノ五分ノ一以上ニ當ル株主ハ會議ノ目的タル事項及其ノ召集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ頭取ニ提出シテ總會ノ召集ヲ請求スルコトヲ得
頭取前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ臨時株主總會ヲ召集スヘシ

臨時總會
請求權

本條は第十一條と同旨趣なり。

第十二條 株主總會ニ於テハ株主ハ議決權ヲ有スル株主ノ外代理ヲ委託スルコトヲ得ス但シ法定代理人ハ此ノ限ニ在ラス

日本勸業銀行ノ役員及用人ハ株主總會ニ於テ株主ノ代理人タルコトヲ得ス

代理人制
限

本條は株主總會に於ける株主の代理人となり得る者に制限を加へ責任なき者の爲めに總會の擾亂せらるる事を豫防したるものなり。但書の法定代理人は通常の代理人と異なり代理人を以てするに非ざれば本人の意思を發表する事能は

役員使用
人代理禁
止

ざるものなるを以て之を例外と爲せるは當然なり。本條第二項は行員及び使用人は縱令各自議決權を有する株主なる場合に於ても尙他の株主の代理人たる事を得ざるものとせり。此の規定は株主と役員との間に生ずべき利害の衝突上株主を擁護せんと企てたるものならんも實情に適せず。蓋し役員を非難せんと欲する株主は役員又は其の使用人を代理人として自己の議決權を行はしむる事なきは明瞭なり。之に反して役員を信任せる株主は代理人の氏名を記入せざる委任狀を銀行宛に送附し來るを常とするに依り本項の如き規定あるに於ては役員又は使用人外の株主を物色して代理人を定めざる可らざる不便あり。農工銀行に於ては従前此の如き定款の規定ありしも近年削除せるもの多く猶之を存するものは福島滋賀二行のみにして愛媛は役員のみ代理人たる事を得ざるものとせり。本條に關係を有する外國の定款例次の如し。

外國の定
款例

(一) 佛蘭西不動産銀行定款

第三十九條 總會ニ於テ株主ノ代理人タルベキモノハ議決權ヲ有スル株主ニ限ル

(二) 和蘭ウエストランド抵當銀行定款

第四十二條 各株主ハ總會ニ於テ文書ヲ以テ認メタル代理委任狀ヲ有スル株主ヲシテ自己ヲ代表セシムルコトヲ得
株主タル既婚婦人ハ夫ガ株主ニ非ズト雖モ夫ヲシテ自己ヲ代表セシムルコトヲ得

(三) 西班牙不動産銀行定款

第六十一條(第一項) 投票權ハ株主自身又ハ總會ノ議員タル他ノ株主ニ附與シタル代理委任狀ニ依リ之ヲ行使スルモノトス但シ未成年者及無能力者ハ其ノ法定代理人ニ依リ代表セラルルモノトシ既婚ノ婦人ハ其ノ夫之ヲ代表スルコトヲ得ルモノトシ一般ノ會社ハ之ヲ代表スルニ充分ナル權限ヲ有スル該會社員ノ一人ニ依リテ代表セラレ社團、公共的社團及之ニ類似ノ會社ハ之ヲ適法ニ代表スル者ニ依リテ代表セラルルモノトス此等總テノ場合ニ於テ代表者ハ株主タルノ資格ヲ有スル必要ナキモノトス

(四) 瑞西ウオー不動産銀行定款

第二十六條(第二項) 株主ノ代理人ハ法定代理人又ハ株主タルコトヲ要ス會社ノ機關ハ法律上ノ權限ヲ有スル代理人ニ依リ代表セラルルコトヲ要ス

第十四條 株主ハ株主ニ非サル者ヲ代理人トシ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得ス但シ法定代理人ハ此ノ限ニ在ラス

代理人制

本條は●第十二條第一項と同旨趣なり。而して●第十二條第二項の如き規定なく重役行員と雖も株主たる以上他の株主の代理人となり得るものと爲せるは立法上の一進歩にして便利なりと思料せらるるに却つて銀行は定款を以て役員及び使用人は法定代理人たる場合の外如何なる場合に於ても代理人たる事を得ず(第四〇條)と自ら之を制限したり。

第十三條 株主ノ議決權ハ一株ニ付一箇トス但シ十一株以上八十株ヲ増ス毎ニ一箇ヲ加フ

議決權制

本條は株主の議決權を制限したり。商法第六十二條は十一株以上を有する株主の議決權は定款を以て制限するを得べき旨を規定したるが本條は其の特例として十一株以上は十株を増す毎に一箇を加ふる事に定めたり。蓋し大株主の專横を防止せんが爲めなり。●第十三條には最初之に類する規定ありしも次の

如き事情に因り之を削除したり。

第十三條 削除

【最初】株主ノ議決權八十株ニ付一箇トス但シ十一株以上ヲ有スル株主ニ在リテハ五十株ヲ増ス
毎ニ一箇ヲ加フ

他人ノ代理ヲ爲ス者ハ五人以上ヲ代理スルコトヲ得ス又其ノ株數ハ總株數ノ十分ノ二以上ヲ
超過スルコトヲ得ス

【沿革】明治三十三年三月本條ヲ削ル

議決權制

削除前の本條第一項は株主の議決權に制限を加へ第二項は代理人の代理に屬する議決權に制限を加へ仍つて以て議決權の獨占に因る弊を防がんとせるものなるも實際には小株主多く約六千の株主中百株以上を有する者實に僅少にして此の制限の爲め大株主の權利を剝奪し却つて其の弊に堪へざるものあり。亦第二項に於て代理權を制限せるも株主總會に出席する者は僅か百四五十名に過ぎずして出席株主一人が五人宛代理するも尙其の數は法定數(商法三〇九條)に達せざる不便ありしを以て明治三十三年勸業銀行の要望に依り之を削除したり。農工銀行中には定款を以て議決權を制限せるものあり。何れも大株主の專横を考慮せる

代理權制

に因るものとす。

- (一) 茨城農工銀行。議決權は一株に付一個とす但し所有株數百一株以上五百株迄の部分に付ては五株毎に一個又五百一株以上の部分に付ては十株毎に一個とす。
- (二) 兵庫縣農工銀行。一株毎に一個とし百一株以上は十株を増す毎に一個を加ふ。
- (三) 滋賀縣農工銀行。一株毎に一個とし千一株以上は十株を増す毎に一個を加ふ。
- (四) 岡山縣農工銀行。一株に付一個とし一萬一株以上の部分に付ては十株毎に一個とす。
- (五) 阿波農工銀行。一株に付一個とし十一株以上は五株を増す毎に一個又百一株以上は十株を増す毎に一個を加ふ。
- (六) 愛媛縣農工銀行。一株以上三百株迄は一株毎に一個とし三百一株以上は十株を増す毎に一個を加ふ。
- (七) 大分縣農工銀行。一千株迄は一株に付一個とし一千株以上は二株毎に一個を加ふ。
- (八) 鹿兒島縣農工銀行。一株毎に一個とし百一株以上は十株を増す毎に一個を加ふ。

本條に關係を有する外國の定款例次の如し。

(一) マイニンゲン獨逸抵當銀行定款

第十八條 各株式ニハ額面價格二十ライヒス馬克毎ニ一票ヲ附與ス

外國の定款例

各優先株式ニハ前項ニ從ヒ額面價格ニ當ル投票權ノ十倍ノ投票權ヲ附與ス但シ監査役ノ選舉定款ノ變更又ハ當會社ノ解散ニ關スル決議ヲ爲ス場合ニ限ル
(以下省略)

(二) 獨逸バイエルン抵當手形銀行定款

第二十一條(第四項) 二十ライヒス馬克一株ニ付一票ノ投票權ヲ有ス
百ライヒス馬克ノ優先株式ハ四千票ノ投票權ヲ有ス但シ右投票權ハ監査役會ノ組織定款ノ變更又ハ解散ニ對シテノミ有效トス其ノ他ノ場合ニ於テハ百ライヒス馬克ノ優先株式ハ二百票ノ投票權ヲ有ス

(三) 佛蘭西不動產銀行定款

第四十五條(第二項) 各出席株主ハ四十株毎ニ一箇ノ議決權ヲ有ス但シ一人ニシテ五箇以上ノ議決權ヲ有シ又他人ノ代理ヲ爲スモノト雖モ十箇以上ノ議決權ヲ行フコトヲ得ズ

同條(第三項) 四十株未滿ノ所有者ト雖モ一箇ノ議決權ヲ行フコトヲ得

(四) 和蘭ウエストランド抵當銀行定款

第四十五條 投票權ハ各株主ニ依リ又ハ株主ノ名ニ依リ左記ノ如ク行使セラ
ル

- 一株乃至四株ハ一票ノ權利ヲ與フ
 - 五株乃至八株ハ二票ノ權利ヲ與フ
 - 九株乃至十二株ハ三票ノ權利ヲ與フ
 - 十三株乃至十六株ハ四票ノ權利ヲ與フ
 - 十七株乃至二十株ハ五票ノ權利ヲ與フ
 - 二十株以上ハ六票ノ權利ヲ與フ
 - 一人ニ依リテ又ハ一人ノ代リニ六票以上投票セラルルコトナシ
- 第三項省略

(五) 西班牙不動產銀行定款

第五十九條 定款ニ基キテ組織セラレタル總會ハ株主全部ヲ代表スルモノト
ス

第二項乃至第五項省略

株式數五十ハ一票ノ權利ヲ有シ百ハ二票ノ權利ヲ有シ漸次各五十株ニ對シテ一票宛ヲ増スモノトス

株式ヲ如何ニ多ク所有スルモノト雖モ十五票以上ヲ自身ニテ所有シ又ハ委任スルコトヲ得ズ但シ如何ナル株主ニテモ其ノ被代理人各人ノ分ガ十五票ヲ超エザルトキハ其ノ委任ヲ受ケタル總テノ株主ノ權利ヲ行使スルコトヲ得

(六) 瑞西ヅォー不動産銀行定款

第二十七條 議決權ハ之ヲ次ノ如ク定ム

- 一 一株乃至四株ノ株主ハ一票ノ議決權ヲ有ス
- 二 五株乃至十株ノ株主ハ二票ノ議決權ヲ有ス
- 三 十一株乃至二十株ノ株主ハ三票ノ議決權ヲ有ス
- 四 二十一株乃至五十株ノ株主ハ四票ノ議決權ヲ有ス
- 五十株以上百株マデノ株式ハ更ニ一票ノ議決權ヲ生ズ但シ一株主ノ議決權ハ百票ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十五條 定款ノ變更ハ資本ノ半額以上ニ當ル株主出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ

總會決議の特例

決ス

本條は株主總會決議に關する特例なり。通常總會は出席株主の過半數を以て決するものなるに定款變更の場合は商法第二百九條に依らざるべからず。之れ定款の變更は事重大なるに由るなり。然れども殖産銀行の如き特殊銀行に在りては定款の變更に付ては豫め監督官廳の内認可を得株主總會の決議を經更に認可を受くるものなるが故に別段二百九條の決議にも及ばざるべし。之れ本條に於て資本の半額以上に當る株主出席し其の議決權の過半數にて決議するを以て足るとしたる所以なり。本條に關係を有する外國の定款例次の如し。

外國の定款例

(一) マイニンゲン獨逸抵當銀行定款

第二十條(第二項) 強行法規ニ依リ絶對多數ニ依ル旨ノ規定ナキトキハ總會ノ決議ハ定款變更又ハ監查役任命ニ對スル異議ニ關スル場合ト雖モ多數決ニ依リ之ヲ行フ異種ノ株式ノ特別投票ニ付亦同ジ

(二) 佛蘭西不動産銀行定款

第四十二條 總會ニハ四十人以上ニシテ發行株式ノ十分ノ一以上ニ當ル株主

出席スルコトヲ要ス

第四十三條 第一回ノ總會ガ前條所定ノ二條件ヲ具備セザル場合ニハ十五日以上ヲ經過セル後更ニ第二回ノ總會ヲ招集スルコトヲ要ス

此ノ場合ニハ集會日ハ招集ノ日ヨリ十日間ヲ經過スルヲ以テ足ル

第二回ノ株主總會ニ於テハ第四十二條ノ條件ヲ要セズ

但シ第一回ノ總會ニ於ケル議事日程ノミヲ決議スルコトヲ要ス

(三) 西班牙不動産銀行定款

第六十五條(第一項) 總會ニ於テ決議ヲ爲スニハ少クトモ資本金ノ五分ノ一ヲ代表スル株主十五人ノ出席ヲ要シ又ハ十分ノ一若ハ其ノ以上ヲ代表スルトキハ株主三十人ノ出席ヲ要ス然ラザルトキハ新タニ招集ヲ爲スコトヲ要ス

第四章 營業

第十四條 日本勸業銀行ハ五十箇年以内ニ於テ年賦償還ノ方法ニ依リ不動産ヲ抵當トシテ貸付ヲ爲スモノトス

日本勸業銀行ハ不動産ヲ抵當トシ五箇年以内ノ定期償還貸付ヲ爲スコトヲ得但シ水産業ノ爲貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ漁業權ヲ抵當トスルコトヲ得

前項ノ貸付金額及第三十一條ノ二ノ貸付金額ハ拂込資本金及積立金總高ノ二倍ヲ超過スルコトヲ得ス

鐵道財團及軌道財團ハ本法ノ適用ニ付キテハ之ヲ不動産ト看做ス

【最初】日本勸業銀行ハ五十箇年以内ニ於テ年賦償還ノ方法ニ依リ不動産ヲ抵當トシテ貸付ヲ爲スモノトス

日本勸業銀行ハ年賦償還貸付金總高ノ十分ノ一ニ相當スル金額ヲ限り不動産ヲ抵當トシ五箇年以内ノ定期償還貸付ヲ爲スコトヲ得

【沿革】一、明治三十六年六月第三項トシテ左ノ一項ヲ加フ

日本勸業銀行ハ臺灣ニ於テ貸付ヲ爲ス場合ニハ業主權ヲ擔保ニ徵スルコトヲ得此ノ場合ニ於

テハ本法中ノ抵當ニ關スル規定ヲ準用ス

二、明治四十三年四月第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ水産業ノ爲貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ漁業權ヲ抵當トスルコトヲ得

三、大正三年三月第四項トシテ左ノ一項ヲ加フ

輕便鐵道財團ハ本法ノ適用ニ付キテハ之ヲ不動産ト看做ス

四、大正七年三月第四項中「輕便鐵道財團」ノ下ニ「及軌道財團」ヲ加フ

五、大正九年八月第二項中「年賦償還貸付金總高ノ十分ノ一」ヲ「拂込資本金及積立金總高」ニ改ム

六、大正十二年三月第三項(明治三十六年六月追加セルモノ)ヲ削ル

七、大正十五年三月第三項中「輕便鐵道財團」ヲ「鐵道財團」ニ改ム

八、昭和六年三月第二項中「拂込資本金及積立金總高ニ相當スル金額ヲ限リ」ヲ削リ第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ貸付金額及第三十一條ノ二ノ貸付金額ハ拂込資本金及積立金總高ノ二倍ヲ超過スルコトヲ得ス

●第十五條 日本勸業銀行ハ府縣市町村其ノ他法律ヲ以テ組織セル公共團體ニ貸付ヲ爲ス場合ニ於テ抵當ヲ徵セサルコトヲ得

耕地整理法ニ依リ耕地整理ヲ施行スル場合ニ於テ耕地整理組合若ハ其ノ聯合會ヨリ借用ヲ申出タルトキ又ハ共同施行者力連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ抵當ヲ徵セスシテ定期償還貸付又ハ年賦償還貸付ヲ爲スコトヲ得

産業組合、生絲共同施設組合、工業組合、漁業組合、森林組合、畜産組合、住宅組合又ハ其ノ聯合會ニハ抵當ヲ徵セスシテ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付ヲ爲スコトヲ得

農工銀行ノ存在セサル府縣内ニ於テ八十人以上ノ農業者工業者又ハ漁業者申合セ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ其ノ借用ノ確實ナルモノニ限り五箇年以内ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ又ハ十箇年以内ニ於テ年賦償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトヲ得
都市計畫法ニ依リ土地區劃整理ヲ施行スル場合ニ於テ土地區劃整理組合若ハ其ノ聯合會ヨリ借用ヲ申出タルトキ又ハ共同施行者力連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ抵當ヲ徵セスシテ定期償還貸付又ハ年賦償還貸付ヲ爲スコトヲ得

【最初】日本勸業銀行ハ府縣郡市町村其ノ他法律ヲ以テ組織セル公共團體ニ貸付ヲ爲ス場合ニ於テ抵當ヲ徵セサルコトヲ得

【沿革】一、明治三十六年六月第二項トシテ左ノ一項ヲ加フ

耕地整理法ニ依リ耕地整理ヲ施行スル場合ニ於テ參加土地所有者總員力連帶責任ヲ以テ借用

ヲ申出タルトキ又ハ整理委員カ規約ノ定ムル所ニ依リ借用ヲ申出タルトキハ抵當ヲ徴セスシテ定期償還貸付又ハ年賦償還貸付ヲ爲スコトヲ得

二、明治四十二年四月第二項中「參加土地所有者總員カ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキ又ハ整理委員カ規約ノ定ムル所ニ依リ借用ヲ申出タルトキ」ヲ「耕地整理組合ヨリ借用ヲ申出タルトキ又ハ共同施行者カ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキ」ニ改ム

三、明治四十三年四月第三項トシテ左ノ一項ヲ加フ

産業組合聯合會又ハ産業組合聯合會ニ加入セサル産業組合ニハ抵當ヲ徴セスシテ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付ヲ爲スコトヲ得漁業組合聯合會又ハ漁業組合聯合會ニ加入セサル漁業組合ニ付亦同シ

四、明治四十四年三月第三項ヲ左ノ如ク改ム

産業組合、漁業組合、森林組合又ハ其ノ聯合會ニハ抵當ヲ徴セスシテ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付ヲ爲スコトヲ得

五、大正四年六月第三項中「森林組合」ノ下ニ「畜産組合」ヲ加フ

六、大正九年八月第二項中「耕地整理組合」ノ下ニ「若ハ其ノ聯合會」ヲ加フ

七、大正十年四月第四項トシテ左ノ一項ヲ加フ

農工銀行ノ存在セサル府縣内ニ於テ八十人以上ノ農業者、工業者又ハ漁業者申合セ連帶責任ヲ

以テ借用ヲ申出タルトキハ其ノ信用ノ確實ナルモノニ限り五箇年以内ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトヲ得

八、大正十二年三月第三項中「畜産組合」ノ下ニ「住宅組合」ヲ加フ

九、大正十五年三月第一項中「郡」ヲ削リ第三項中「産業組合」ヲ「産業組合、重要輸出品工業組合」ニ改メ第五項トシテ左ノ一項ヲ加フ

都市計畫法ニ依リ土地區調整ヲ施行スル場合ニ於テ土地區調整組合若ハ其ノ聯合會ヨリ借用ヲ申出タルトキ又ハ共同施行者カ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ抵當ヲ徴セスシテ定期償還貸付又ハ年賦償還貸付ヲ爲スコトヲ得

一〇、昭和六年三月第四項中「定期償還ノ方法ニ依リ」ノ下ニ「又ハ十箇年以内ニ於テ年賦償還ノ方法ニ依リ」ヲ加フ

一一、昭和六年四月第三項中「重要輸出品工業組合」ヲ「工業組合」ニ改ム

一二、昭和八年三月第三項中「産業組合」ノ下ニ「生絲共同施設組合」ヲ加フ

●第六條 農工銀行ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス

一、五十箇年以内ニ於テ年賦償還ノ方法ニ依リ不動産ヲ抵當トシテ貸付ヲ爲スコト

二、拂込資本金及積立金總高ノ二倍ニ相當スル金額ヲ限り不動産ヲ抵當トシテ五箇年以内ノ定期償還貸付ヲ爲スコト

三 府縣市町村又ハ法律ヲ以テ組織セル公共團體ニ對シ無抵當ニテ本條第二號ノ貸付ヲ爲スコト

四 耕地整理法ニ依リ耕地整理ヲ施行スル場合ニ於テ耕地整理組合若ハ其ノ聯合會ヨリ借用ヲ申出タルトキ又ハ共同施行者カ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ無抵當ニテ本條第一號第二號ノ貸付ヲ爲スコト

五 十人以上ノ農業者工業者又ハ漁業者申合セ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出テタルトキハ其ノ借用ノ確實ナルモノニ限り五箇年以内ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ又ハ十箇年以内ニ於テ年賦償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコト

六 都市計畫法ニ依リ土地區劃整理ヲ施行スル場合ニ於テ土地區劃整理組合若ハ其ノ聯合會ヨリ借用ヲ申出タルトキ又ハ共同施行者カ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ無抵當ニテ本條第一號第二號ノ貸付ヲ爲スコト

【最初】農工銀行ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス

- 一 三十箇年以内ニ於テ年賦償還ノ方法ニ依リ不動産ヲ抵當トシテ貸付ヲ爲スコト
- 二 年賦償還貸付金總高ノ五分ノ一ニ相當スル金額ヲ限り不動産ヲ抵當トシテ五箇年以内ノ定期償還貸付ヲ爲スコト

三 市町村又ハ法律ヲ以テ組織スル公共團體ニ對シ無抵當ニテ本條第一號第二號ノ貸付ヲ爲スコト

四 二十人以上ノ農業者又ハ工業者申合セ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ其ノ借用ノ確實ナルモノニ限り五箇年以内ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコト

【沿革】一、明治三十三年三月左ノ一號ヲ加ヘ「四」ヲ「五」ニ改ム

四 耕地整理法ニ依リ耕地整理ヲ施行スル場合ニ於テ參加土地所有者總員カ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ定期償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコト

二、明治三十五年三月第四號中「申出タルトキ」ノ下ニ「又ハ整理委員カ規約ノ定ムル所ニ依リ借用ヲ申出タルトキ」ヲ加フ

三、明治三十六年六月第三號中「市町村」ノ上ニ「郡」ヲ加ヘ第四號中「定期償還ノ方法ニ依リ無抵當」ヲ「無抵當ニテ本條第一號第二號ノ」ニ改ム

四、明治四十二年四月第四號中「參加土地所有者總員カ連帶責任ヲ以テ」ヲ「耕地整理組合ヨリ」ニ「整理委員カ規約ノ定ムル所ニ依リ」ヲ「共同施行者カ連帶責任ヲ以テ」ニ改ム

五、大正八年四月第五號中「二十人」ヲ「十人」ニ改ム

六、大正九年八月第一號中「三十箇年」ヲ「五十箇年」ニ、第二號中「年賦償還貸付金總高ノ五分ノ一」ヲ「拂込資本金及積立金總高」ニ改メ、第四號中「耕地整理組合」ノ下ニ「若ハ其ノ聯合會」ヲ加

- 七、大正十年四月第五號中「農業者又ハ工業者」ヲ「農業者、工業者又ハ漁業者」ニ改ム
- 八、大正十五年三月第三號中「郡」ヲ削リ左ノ一號ヲ加フ
- 六、都市計畫法ニ依リ土地區調整ヲ施行スル場合ニ於テ土地區調整組合若ハ其ノ聯合會ヨリ借用ヲ申出タルトキ又ハ共同施行者カ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ無抵當ニテ本條第一號、第二號ノ貸付ヲ爲スコト
- 九、昭和六年三月第二號中「拂込資本金及積立金總高」ノ下ニ「ノ二倍」ヲ、第三號中「市町村」ノ上ニ「府縣」ヲ、第五號中「定期償還ノ方法ニ依リ」ノ下ニ「又ハ十箇年以内ニ於テ年賦償還ノ方法ニ依リ」ヲ加フ

●第七條ノ二農工銀行ハ第六條第二號ノ制限内ニ於テ漁業權ヲ抵當トシ五箇年以内ノ定期償還貸付ヲ爲スコトヲ得

【沿革】明治四十三年四月第七條ノ二トシテ本條ヲ加フ

●第七條ノ五 産業組合、生絲共同施設組合、工業組合、漁業組合、森林組合、畜産組合、住宅組合又ハ其ノ聯合會ニハ無抵當ニテ第六條第一號又ハ第二號ノ貸付ヲ爲スコトヲ得

【沿革】一、明治三十三年三月第七條ノ二トシテ左ノ一條ヲ加フ

産業組合法ニ依リ設立シタル無限責任ノ信用組合、購買組合及生産組合ニハ五箇年以内ニ於テ

定期償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトヲ得

二、明治四十年四月「産業組合法ニ依リ設立シタル無限責任ノ信用組合、購買組合及生産組合」ヲ「産業組合」ニ改ム

三、明治四十二年四月「産業組合」ヲ「産業組合聯合會又ハ産業組合聯合會ニ加入セサル産業組合」ニ改ム

四、明治四十三年四月第七條ノ二ヲ第七條ノ三トシ左ノ如ク改ム

産業組合聯合會又ハ産業組合聯合會ニ加入セサル産業組合ニハ無抵當ニテ第六條第一號又ハ第二號ノ貸付ヲ爲スコトヲ得漁業組合聯合會又ハ漁業組合聯合會ニ加入セサル漁業組合ニ付亦同シ

五、明治四十四年三月本條ヲ左ノ如ク改ム

産業組合、漁業組合、森林組合又ハ其ノ聯合會ニハ無抵當ニテ第六條第一號又ハ第二號ノ貸付ヲ爲スコトヲ得

六、大正四年六月「森林組合」ノ下ニ「畜産組合」ヲ加フ

七、大正十二年三月「畜産組合」ノ下ニ「住宅組合」ヲ加フ

八、大正十五年三月「産業組合」ヲ「産業組合、重要輸出品工業組合」ニ改ム

九、昭和六年三月第七條ノ三ヲ第七條ノ五トス

- 一〇、昭和六年四月「重要輸出品工業組合」ヲ「工業組合」ニ改ム
- 一一、昭和八年三月「産業組合」ノ下ニ「生絲共同施設組合」ヲ加フ

⑦ 第七條 北海道拓殖銀行ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス

- 一 五十箇年以内ニ於テ年賦償還ノ方法ニ依リ不動産ヲ抵當トスル貸付
- 二 五箇年以内ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ不動産又ハ漁業權ヲ抵當トスル貸付

第三號乃至第九號省略

第二項省略

漁業權ヲ抵當トシテ貸付クル場合ニハ有價證券又ハ不動産ヲ添擔保ニ徴スルコトヲ得
北海道拓殖銀行ハ五十箇年以内ニ於テ年賦償還ノ方法ニ依リ又ハ五箇年以内ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ北海道又ハ樺太ニ於ケル鐵道財團又ハ軌道財團ヲ抵當トスル貸付ヲ爲スコトヲ得

【最初】北海道拓殖銀行ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス

- 一 三十箇年以内ニ於テ年賦償還ノ方法ニ依リ不動産ヲ抵當トスル貸付
- 二 五箇年以内ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ不動産ヲ抵當トスル貸付

第三號乃至第五號省略

第二項省略

【沿革】一、明治四十三年四月第一項第二號中「不動産」ノ下ニ「又ハ漁業權」ヲ加ヘ第三項トシテ左ノ一項ヲ加フ

漁業權ヲ抵當トシテ貸付クル場合ニハ有價證券又ハ不動産ヲ添擔保ニ徴スルコトヲ得

二、大正九年七月第一項第一號中「三十箇年」ヲ「五十箇年」ニ改ム

三、大正十五年三月第四項トシテ左ノ一項ヲ加フ

北海道拓殖銀行ハ五十箇年以内ニ於テ年賦償還ノ方法ニ依リ又ハ五箇年以内ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ北海道又ハ樺太ニ於ケル鐵道財團又ハ軌道財團ヲ抵當トスル貸付ヲ爲スコトヲ得

⑧ 第八條 北海道、北海道ニ於ケル市又ハ法律ニ依リ組織スル北海道若ハ樺太ノ公共團體ニ對シ

北海道拓殖銀行ハ無擔保ニテ年賦若ハ定期償還ノ方法ニ依リ貸付ヲ爲スコトヲ得

耕地整理法ニ依リ耕地整理ヲ施行スル場合ニ於テ耕地整理組合若ハ其ノ聯合會ヨリ借用ヲ申出テタルトキ又ハ共同施行者力連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出テタルトキハ年賦若ハ定期償還ノ方法ニ依リ無擔當貸付ヲ爲スコトヲ得

十人以上ノ農業者、工業者又ハ漁業者申合セ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出テタルトキハ其ノ信用ノ確實ナルモノニ限り五箇年以内ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ又ハ十箇年以内ニ於

テ年賦償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトヲ得

産業組合、生絲共同施設組合、工業組合、漁業組合、森林組合、畜産組合、住宅組合又ハ其ノ聯合會ニハ年賦若ハ定期償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトヲ得

都市計畫法ニ依リ土地區劃整理ヲ施行スル場合ニ於テ土地區劃整理組合若ハ其ノ聯合會ヨリ借用ヲ申出タルトキ又ハ共同施行者カ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ年賦若ハ定期償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトヲ得

【最初】北海道區町村制ヲ施行セル區町村及其ノ他法律ヲ以テ組織セル北海道ノ公共團體ニ對シ北海道拓殖銀行ハ無擔保ニテ年賦若ハ定期償還ノ方法ニ依リ貸付ヲ爲スコトヲ得

【沿革】一、明治三十八年三月左ノ二項ヲ加フ

二十人以上ノ農業者又ハ工業者申合セ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出テタルトキハ其ノ信用ノ確實ナルモノニ限り五箇年以内ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトヲ得

産業組合法ニ依リ設立シタル無限責任ノ信用組合、販賣組合、購買組合及生産組合ニハ五箇年以内ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトヲ得

二、明治四十年四月第三項中「産業組合法ニ依リ設立シタル無限責任ノ信用組合、販賣組合、購買組合及生産組合」ヲ「産業組合」ニ改ム

三、明治四十二年四月第三項中「産業組合」ヲ「産業組合聯合會」又ハ「産業組合聯合會」ニ加入セサル産業組合ニ改ム

四、明治四十三年四月第三項ヲ左ノ如ク改ム
産業組合聯合會又ハ産業組合聯合會ニ加入セサル産業組合ニハ年賦若ハ定期償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトヲ得
漁業組合聯合會又ハ漁業組合聯合會ニ加入セサル漁業組合ニ付亦同シ

五、明治四十四年三月第二項トシテ左ノ一項ヲ加フ

耕地整理法ニ依リ耕地整理ヲ施行スル場合ニ於テ耕地整理組合ヨリ借用ヲ申出テタルトキ又ハ共同施行者カ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出テタルトキハ年賦若ハ定期償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトヲ得
第三項ヲ左ノ如ク改ム

産業組合、漁業組合、森林組合又ハ其ノ聯合會ニハ年賦若ハ定期償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトヲ得

六、大正四年六月第四項中「森林組合」ノ下ニ「畜産組合」ヲ加フ

七、大正九年七月第二項中「耕地整理組合」ヲ「耕地整理組合」若ハ其ノ聯合會ニ、第三項中「二十人」ヲ「十人」ニ改ム

八、大正十二年三月第一項中「北海道區町村制ヲ施行セル區町村及其ノ他法律ヲ以テ組織セル北海道ノ公共團體」ヲ「北海道ニ於ケル市又ハ法律ニ依リ組織スル北海道若ハ樺太ノ公共團體」ニ、第三項中「農業者又ハ工業者」ヲ「農業者、工業者又ハ漁業者」ニ、第四項中「畜産組合」ヲ「畜産組合、住宅組合」ニ改ム

九、大正十五年三月第四項中「産業組合」ヲ「産業組合、重要輸出品工業組合」ニ改メ第五項トシテ左ノ一項ヲ加フ

都市計畫法ニ依リ土地區調整ヲ施行スル場合ニ於テ土地區調整組合若ハ其ノ聯合會ヨリ借用ヲ申出タルトキ又ハ共同施行者カ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出タルトキハ年賦若ハ定期償還ノ方法ニ依リ無抵當貸付ヲ爲スコトヲ得

一〇、昭和六年三月第一項中「北海道ニ於ケル市」ノ上ニ「北海道」ヲ、第三項中「定期償還ノ方法ニ依リ」ノ下ニ「又ハ十箇年以内ニ於テ年賦償還ノ方法ニ依リ」ヲ加フ

一一、昭和六年四月第四項中「重要輸出品工業組合」ヲ「工業組合」ニ改ム

一二、昭和八年三月第四項中「産業組合」ノ下ニ「生絲共同施設組合」ヲ加フ

本質的業務

右各條は不動産銀行の主要なる本質的業務を定めたるものなり。不動産銀行の主要なる業務は元より不動産抵當貸付なりと雖も國家は不動産銀行に特權を附與する代償として更に公共的無抵當貸付をも爲さしむるものとせり。以下順

次之を説明せんに先づ不動産抵當貸付は年賦償還の方法に依るものと定期償還の方法に依るものとの二種に分ちたり。

年賦償還貸付

特質

産業の改良發達の爲めに要する資金の貸付年限は長期なる事を要し之に適切なる貸付方法は年賦償還なり。本條は年賦償還貸付を本質的業務中の第一義のものとせり。年賦償還貸付とは每期均等額の元利金を支拂ひ一定年限に元金を完済する方法なり。年賦償還貸付は二個の大なる特質を有す。借入金を少額に割賦して漸次済崩す事其の一なり。毎年の償還額が貸付期間中常に同額なる事其の二なり。第一の特質は農業經營の特質に適應し第二の特色は農業者の經濟に好適なり。此の特質は敢て農民に限らず都市に於ても俸給生活者貸地貸家業者其の他繼續的に一定の收益ある商工業者の負債を償還する手段として實情に適合するものと云はざるべからず。然れども右は商人の一時的資金調達方法としては必ずしも適當なるものにあらず。蓋し商人は一定金額を借入れて商品を仕入れたる場合其の商品を賣却すれば何等の困難もなく借入金を償還し得るに因るなり。此の年賦償還制度は獨逸のヘヒト博士の云へるが如く教育的力を有

し借主に儉約を教へ勤勉を奨むるものにして積極的に勤勞し消極的に節約せざれば毎年決定的に要求せらるる年賦金を規則的に産出する事を得ざるものなり。而も此の制度は亦貸主に取り安全確實なり抵當物の價格と貸付金の比率は時の経過と共に貸主に有利に轉廻し年々年賦金拂込の都度元金漸減するに因り貸付の擔保は次第に良好となり又借主に於ても殘元金少きに至りたるときは抵當物の一部解除を請求し之を他に利用するの利便ありとす。

定期償還
貸付

定期償還貸付とは豫め一定の辨濟期日を定め其の期日迄は利子のみを支拂ひ期日に及びて元金を支拂ふ方法なり。本條はもと定期償還貸付を本質的業務中第二義のものとしり。最初勸農兩銀行に此の業務を附與せる所以は元來不動産銀行は利益少きものなるが故に成るべく資本運轉の範圍を擴大し營業上の利益を増加すると同時に營業の確實性を害するの虞なく且つ不動産を抵當として銀行より年賦償還の貸付を受けんと欲する者が金融梗塞し金利高き場合は一時短期の借入を爲し他日金融緩漫となり金利の低下せる場合に契約を更新して年賦償還貸付を受くる便利を得せしめんが爲めに外ならず。即ち日本勸業銀行法第

貸付金額
の制限

十四條に年賦償還貸付に就ては「貸付を爲すものとす」と規定し定期償還貸付に就ては「貸付を爲す事を得」と規定せるに徴し將又定期償還貸付金高を勸業銀行に對しては年賦償還貸付金の十分の一、農工銀行に對しては五分の一に制限せるに徴すれば此の貸付を許したるは兩銀行をして唯其の餘力を以て此の業務を營せしめんが爲めなる事の法意を知るべし。此の如く定期貸付金に窮屈なる制限を附したる所以亦大に他に隠れたる理由あり。蓋し勸農兩銀行に無制限に定期貸付を許すに於ては普通銀行の業域を侵し競争の弊を生ずべしと云ふ有力なる反對論ありしを緩和せんとしたる事之なり。然れども私見に據れば立法當時年賦貸付金は債券を資源とし定期貸付金は拂込資本金積立金等を資源とする建前なりしに定期貸付金總高を年賦貸付金總高を標準として定めたるは當を得たるものに非ず。先づ第一定期貸付は前述の如く一定の期限を有し此の期限は法律上貸主借主雙方の利益の爲め定めたるものにして雙方共之を拋棄する事を得るも因つて相手方の利益を害したるときは損害を賠償せざるべからざるものなり。然るに若しも年賦貸付金總高の十分の一乃至五分の一に當る定期貸付を爲した

る後年賦貸付金の臨時償還多くして此の制限を超過するに至りたるときは借主の意に反して定期貸付金の回収を圖らざるべからざるの苦境に陥るべし。或は此の制限は貸付を爲す時の問題にして貸付後に於ては制限を超過するも差支なしと云はば斯かる制限は無意義に屬すべし。此の如く年賦貸付金の増減に因り定期貸付金の必然的に増減するは金融の圓滑を圖る所以にあらざるなり。又或は定期貸付は何れも年賦貸付に代はるべき一時性の便宜貸付なるを以て年賦貸付金高を標準とするものなりと云はば多少の理由を認むべしと雖も定期貸付は又定期貸付としての必要に因りて生じたるものにして必ずしも總て年賦に代るべき前提的行爲にあらざるを如何にせん。況んや明治四十四年市街地貸付開始後に於ては市街地の需要は定期に適するものあるを以て定期貸付の増加益顯著となり叙上制限の不可なる事明瞭となるに至れり。而して大正六年後ち第五章債券に對する貸付金引當に於て論述するが如き定期貸付需要増加に伴ふ事情に因り定期償還貸付金をも債券引當中に加へられたる時を以て右定期貸付は從來の第二義的性質を改めて年賦貸付と同じく第一義的業務となりたるものなるが

制限の標
準となる
金額

故に當時本條改正の要ありしも其の儘となり却つて大正八年衆議院に於て農工銀行の年賦貸付金總高に對する定期貸付金總高の制限五分の一を三分の一とする改正法律案を提出せるも成立せず大正九年に至り政府の提案を以て漸く合理的改正を施し勸農兩銀行の定期貸付金は拂込資本金及び積立金總高を超過すべからざるものとしたり。茲に積立金を加へたるは右は資本金と同様の作用を爲し株主勘定として整理せらるるものなるに依るべしと雖も私見に據れば積立金總高としたるは不可にして右は損失補填準備金配當平均準備金に限り特別積立金は除外せざるべからず。尙確實を期すれば配當平均準備金をも除外すべきものなり。此の準備金及び積立金は決算の都合に依り時時取崩さるる事あるに由るなり。其れは兎に角其の後昭和六年右を又拂込資本金及び積立金總高の二倍に相當する金額を限度とする事に改めたり。蓋し同年新に實施せられたる抵當證券法に伴ふ抵當證券貸付及び同時に新設せられたる不動産抵當附債權質貸付は何れも定期償還の方法に依るものなるを以て此等の需要大なるに於ては從來の制限にては不充分なりと認めたるに由るなり。之に反して北海道拓殖銀行に

根抵當貸付

は定期償還貸付を制限するの規定なし。蓋し同行は兼營不動産銀行なるを以て斯かる制限を附するの要なしと認めたるに由るべし。不動産根抵當貸付は定期償還貸付の一種なりと解し大正六年より之を取扱ひ得るものとせり。

貸付年限

第十六條に官有水面を埋立て民有に歸したるときは五十年以内地租を免除する旨の規定ありしに徴し埋立其他の大事業も大概五十年内には成功すべしと認めたるに由る。農工銀行の貸付年限を最初三十年以内としたるは小事業を目的と爲すと云ふ法の建前なりしに由るなり。北海道拓殖銀行貸付を三十年と規定

其の根據

したるも亦同様の旨趣に由るべし。然るに大正九年に至り開墾事業に對しては可及的長期の貸付を要するものと認め農工銀行及び北海道拓殖銀行の貸付も亦之を五十年に延長したり。右は貸付の最長期を定めたるに過ぎざるを以て此の範圍内に於て抵當物の種類に依り或は貸付金額の多寡に従ひ資金の利用方法に依り個個に貸付期限を定むる事を妨げず。又借主に於ても餘りに長期なる時は子孫に負擔を残すとして之を避くる者多く十五年以上を希望する者は稀なり。

次に定期償還貸付年限は五年以内とす。五年以内なるを以て一年にても半年にても可なるが如きも短期貸付を一年以内とする關係上定期貸付は一年以上とするを妥當とせり。

抵當物

不動産貸付

有抵當貸付の抵當物は不動産なるを原則とす。不動産とは如何なるものなりやに就ての論述は拙著「不動産金融論」及び「市街地價格論」「農地價格論」等に譲る。不動産の利用に因る収益及び不動産の價格は共に永續性を有し確實なるを以て長期金融の擔保として最も適當なるものなり。即ち貸付金の利子は年年の収益に依りて支拂はれ元金は不動産の賣却に因りて直ちに回收せらる。若しも貸付金にして少額なるときは元利金は年賦償還の方法を以て年年の収益より償却する事を得べし。不動産抵當に因りて得たる資金を産業に投ずる時は其の産業に因る純益を以て年賦償還を爲す事を得べし。之れ各國が産業の改良發達を圖らんが爲めに不動産金融機關を設置する所以なり。尙不動産以外に抵當物となるものあり漁業權又は鐵道財團軌道財團之なり。永小作權地上權又は借地權等の不動産上の權利は抵當物となる事を得ざるものとす。然れども建物を抵當

とする場合には其の敷地の地上權又は借地權は不可分の抵當物の内容たる事を要するは論なし。

漁業權貸付

漁業權は明治四十三年漁業法の改正あり之を一種の物權と爲し抵當權の目的と爲す事を得るに及びて水産業の改良發達を助成せんが爲めに抵當物に加へたるものなり。然れども漁業權は有期の物權なるを以て長期の年賦貸付に適せざるに因り之を抵當とする貸付は定期償還の方法に限るものとせり。漁業權とは行政官廳の免許を得て公共の用に供する水面及び之に連接して一體を成せる公共の用に供せざる水面に於て特定の方法に依り漁業を爲す權利を謂ふ。本法に於て漁業と稱するは營利の目的を以て水産動植物の採捕又は養殖を業とするを謂ふ(法二)。漁業に二種あり漁業法の適用を受けざるものを自由漁業と謂ひ之を受くるものを免許漁業と稱す。後者は更に左の四種に分類せらる。定置漁業、區劃漁業、專用漁業、特別漁業之なり。右は所謂特定の方法を定めたるものにして又同時に漁業權の種類をも定めたるものなり。(一)即ち定置漁業とは漁具を定置して爲す漁業を謂ひ、臺網類、落網類、掛網類、建網類、張網類、魷類、築類、漁業等之に屬し、(二)

漁業權の性質

區劃漁業とは水面を區劃して爲す漁業を謂ひ、一定の區域内に於て瓦石竹木等を沈設し又は筏を建設して爲す養殖業、土石竹木等の圍障に依り限界せられたる一定の區域内に於て爲す養殖業、此等の外一定の區域内に於て爲す養殖業等之に屬す。(三)專用漁業とは他の免許漁業に該當せずして水面を専用して爲す漁業を謂ひ、(四)特別漁業とは一定の網場又は捕獲場を有する鯨漁業、一定の追場を有する海豚漁業、一定の曳揚場を有する地曳網、地漕網、漁業、一定の曳寄場を有する船曳網、漁業、一定の網場を有する囊待網又は敷網、漁業、一定の水面に於て飼付を爲す漁業、一定の水面に漬場を設くる鰯漁業、一定の水面に築磯を設くる漁業等之に屬す(法一、二、三、四、五)。漁業者が獨占して漁業を爲し得べき水面の一定區域を漁場と稱す。漁業權は行政官廳の免許に依り發生し其の存續期間は二十年以内に於て行政官廳の定むる所に依る。仍ほ更新せらるる事を得(法四、五、六、七)。漁業權は物權と看做し土地に關する規定を準用するを以て其の得喪變更は物權の規定に従ふべきものとするも質權の設定を禁止せり(法七)。漁業權の登録は登記に代はるものなれども其の効力は對抗要件たるに過ぎず(法二)。漁業權を分割し其の他變更する

場合は行政官廳の許可を要し且つ登録したる権利者の同意あるに非ざれば之を分割し其の他變更又は拋棄する事を得ず。尙地先水面専用の漁業權の處分に就ては行政官廳の認可を要するものとせり(法一〇)。(法一八條)。漁業權は存續期間の満了拋棄又は免許の取消に因り消滅す。免許を取消さるる場合次の如し。(一)漁業の免許を受けたる日より一年間其の漁業に従事する者なきとき又は引續き二年間休業したるとき(法二)。(二)水産動植物の蕃殖・保護・船泊の航行・碇泊・繫留・水底電線の敷設若くは國防其の他の軍事上必要あるとき又は公益上害あるとき(法二)。(三)錯誤に依り免許を與へたるとき等之なり。前項(一)の場合に限り漁業免許の取消ありたるときは行政官廳は直ちに之を登録したる抵當權者及び先取特權者に通知するを以て權利者は此の通知を受けたる日より三十日以内に漁業權の競賣を請求する事を得。競賣に依る賣得金は競賣費用及び該債務の辨済に充て其の殘金は國庫に歸屬するものとす(法二)。(四)及び(五)の場合には何等の補償なし。之れ漁業權擔保の不安なる所以なり。

(一)專用漁業權は行政官廳の免許を受け海上一定の區域内に於て天然に生育する水産動植物を排

他の先占的に採捕し又は漁業者が其の所有に係る水産動植物を養殖する事を得る權利を謂ふ(大正十一年(九)第一二九九號同年十一月三日大審院判決)。

(二)漁業法第五條の專用漁業權とは一定の免許水面を專用して一定の水産動植物を採取捕獲するを其の内容とす。漁業權は物權と看做し土地に關する規定を準用せらるるも所有權の如く其の水面を排他的に占有するの權利に非ず漁業權の實行に妨なき限り該水面は何人と雖も其の使用を爲し得べし(昭和八年(オ)第二六四號同九年四月七日大審院判決)。

鐵道財團
及び軌道
財團貸付

鐵道財團及び軌道財團は勸業銀行法に於て特に之を不動産として取扱ふものとせり。元來此等の財團は法律上一個の物として抵當權の目的と爲し得るものなれども(鐵道抵當法二條)本法に於て銀行は不動産を抵當として貸付を爲すものとすと規定せるを以て銀行に財團抵當貸付を爲さしむるに付ては特に財團をも不動産と看做すと云ふ規定を設くるの要ありとして大正三年衆議院の提案に依り之を加へ更に大正十五年之を鐵道財團と改めたるものなり。大正三年衆議院提出改正法律案には鐵道財團輕便鐵道財團及び軌道財團とありしも政府は輕便鐵道財團貸付の外同意せざりしものなるが越えて大正七年に至り衆議院提案として當時物價は騰貴し石炭は暴騰し私設輕便鐵道は經營難に陥れるを以て産業

發達に大關係を有する勸農兩銀行に於て軌道を擔保として資金融通の途を開く事は資金運用と金融の圓滑を圖る上に於て緊要なりと云ふ理由を以て本條に軌道財團を加へ且つ農工銀行法第六條にも勸業銀行法同様輕便鐵道財團及び軌道財團貸付を爲し得べき規定を加へんと企てたるも、政府は勸業銀行法の改正のみに同意せるを以て農工銀行に對しては未だ之が貸付の途は打開せられざるものなり。輕便鐵道法は明治四十三年實施せられたるが之より先き明治三十三年公布せられたる私設鐵道法は鐵道國有法制定以來其の適用の範圍制限せられ、殊に輕便鐵道法實施後は私設鐵道法に依り出願するもの殆んど無く且つ輕便鐵道法も不備なりしを以て大正八年右二法を廢止し新に地方鐵道法を制定したるに依り前掲輕便鐵道財團は當然鐵道財團と改稱せらるるに至れり。次で大正十五年に至り北海道及び樺太に於ける拓殖開發上最も急務なるは交通運輸機關の整備なりとし北海道拓殖銀行法を改正し右兩財團に貸付を爲し得るものとせり。

鐵道財團
の性質

鐵道財團とは地方鐵道株式會社に於て抵當權の目的と爲す爲め鐵道の全部又は一部に付設けたるものなり(法一三條)。従つて鐵道財團は抵當權の消滅に因りて

消滅す之れ財團組成の目的に徴し當然の歸結なり。地方鐵道株式會社が其の鐵道及び附屬物件を擔保と爲す場合には鐵道抵當法に依らざるべからず(地方鐵道法八條)。地方鐵道とは軌道法に規定せるものを除くの外道府縣其の他の公共團體又は私人が公衆の用に供する爲め敷設する交通機關を謂ふ(地方鐵道法一條)。鐵道財團は左に掲ぐるものにして鐵道財團の所有者に屬するものを以て組成す。(一)鐵道線路其の他の鐵道用地及び其の上に存する工作物並に之に屬する器具機械、(二)工場倉庫發電所變壓所配電所事務所舍宅其の他工事又は運搬に要する建物及び其の敷地並に之に屬する器具機械、(三)用水に關する工作物及び其の敷地並に之に屬する器具機械、(四)鐵道用通信信號又は送電に要する工作物及び其の敷地並に之に屬する器具機械、(五)右(一)乃至(四)に掲げたる工作物を所有し又は使用する爲め他人の不動産の上に存する地上權登記したる賃借權及び右(一)乃至(四)に掲げたる土地の爲めに存する地役權、(六)車輛及び之に屬する器具機械、(七)保線其の他の修繕に要する材料及び器具機械等は當然鐵道財團に屬すべきものとし、(八)地方鐵道株式會社が鐵道に要する電氣の餘力を以て電氣供給の業を營む場合に於

ては其の供給の爲め要する右(二)乃至(五)及び(七)に掲げたるものにして鐵道財團の所有に屬するものは所有者に於て之を財團に屬せしむる事を得(法三)。抵當權設定の認可ありたるときは其の鐵道に關するものにして前掲(二)乃至(七)に掲げたるものは當然鐵道財團に屬す抵當權設定後新に鐵道財團に屬せしめたるもの亦同じ。(八)に掲げたるものも同様なり(法一)。鐵道財團は法律上一個の物として取扱ひ其の上に設定したる抵當權の消滅するに至る迄は之を所有權以外の物權又は差押假差押若くは假處分の目的と爲す事を得ず(法四)。

軌道財團
の性質

軌道財團とは抵當權の目的と爲す軌道の全部又は一部に付設けたるものなり。軌道財團は抵當權の消滅に因りて消滅す(軌道抵當法一條鐵道)。茲に軌道と稱するは一般交通の用に供する交通機關にして鐵軌を道路上に敷設するものなり(法一條二)。軌道財團は左に掲ぐるものにして軌道財團所有者に屬するものを以て組成す(軌道抵當法一條)。 (一)軌道線路其の他の軌道用地及び其の上に存する工作物並に之に屬する器具機械、(二)工場倉庫厩舎發電所變壓所配電所事務所舎宅其他工事又は運輸に要する建物及び其の敷地並に之に屬する器具機械、(三)用水に關する工

作物及び其の敷地並に之に屬する器具機械、(四)軌道用通信信號又は送電に要する工作物及び其の敷地並に之に屬する器具機械、(五)右(一)乃至(四)に掲げたる工作物を所有し又は使用する爲め他人の不動産の上に存する地上權登記したる賃借權、及び(五)右(一)乃至(四)に掲げたる土地の爲めに存する地役權、(六)車輛及び馬匹並に之に屬する器具機械、(七)保線其の他の修繕に要する材料及び器具機械、(八)尙軌道營業者が軌道に要する電氣の餘力を以て電氣供給業を營む場合に於ては其の供給の爲め要する右(三)乃至(五)及び(七)に掲げたるものを軌道財團に屬せしむる事を得。其の他本法に別段の規定あるものを除くの外鐵道抵當法の準用あり(軌道抵當法一條)。

業主權

尙今は廢止せられたれども茲に臺灣の業主權に關説するも亦一興なるべし。明治三十六年貴族院の提案に依り臺灣の農業中砂糖及び米作の改良發達を圖る目的を以て、勸業銀行は臺灣に於て貸付を爲す場合には業主權を擔保に徵する事を得。此の場合に於ては本法中の抵當に關する規定を準用すとの規定を(第十條に追加したり。當時臺灣には土地に關して大租權及び小租權あり。大租權

とは地面三尺より以下の地盤の所有権を謂ひ小租權とは地面より地下三尺までの使用收益處分權にして各權利の歸屬者を異にする事を得るものなり。小租權は即ち業主權にして臺灣に於ける土地整理の曉には大租權は政府に收め業主權を以て其の土地の所有權と看做さんとするものにして當時業主權者は地租を大租權者に收め内地の所有權と毫も其の實質を異にせざりしものなり。其の後大正十二年に至り臺灣に民法を施行し業主權に關する規定は所有權に關する規定に改められたるを以て本項は自然不必要となり遂に同年削除せられたり。

公共團體
貸付

公共團體無抵當貸付は各銀行法に最初より之を規定したり。北海道拓殖銀行法は大正十二年より樺太の公共團體にも貸付を爲すものとせり。もと府縣郡市町村又は法律を以て組織する公共團體に貸付を爲し得るものは勸業銀行のみにして農工銀行は單に市町村其の他に貸付を爲し得るに過ぎざりしものなり。依つて農工銀行は明治三十一年之に郡を加ふる事を請願し越えて同三十六年府縣郡を加ふる事を請願し同年亦衆議院提案として府縣郡を加ふる改正法律案を提出したれども政府は郡のみを加ふる事に同意したるを以て同年郡が加はりたる

公共團體
の性質

も大正十五年郡制廢止の結果郡は削除せられたり。其の後農工銀行は屢府縣貸付の途を開かれん事を請願せるも許されざりしが昭和六年に至り漸く其の目的を達したり。此等の公共團體に無抵當貸付を爲さしむる所以は公益を目的とする事は勿論なるが右の外他の理由は此等の團體は課稅權を有し抵當物に勝る擔保を具備するに因るなり。故に本條に謂ふ公共團體とは財産を有するは勿論起債權及び課稅權を有するものならざるべからず。従つて市の區は包含せざるものとす。市制第六條の規定する市の區は公共團體なれども區の權能は固有事務としては唯財産及び營造物に關する事務に限り區には獨立せる課稅權なく起債權なし。

水利組合

水利組合は本條の公共團體と認むべきものなり。水利組合は水利土工に關する事業にして特別の事情に依り府縣其の他の地方公共團體の事業と爲す事を得ざるものある場合に於て此等の事業の爲めに一定の地域内に於ける土地所有者又は土地家屋所有者を以て組織する公法人なり。水利組合は分ちて普通水利組合若くは水害豫防水利組合の二種とし、二者を兼營する事を得(法四九條)。普通水利

組合は灌漑排水に關する事業の爲め設置するものにして組合事業の爲め利益を受くる土地を以て區域とし其の區域内に於て土地を所有する者を以て組合員とす(法五)。水害豫防組合は水害防禦に關する事業の爲め設置するものにして水害を受くべき土地を以て區域とし其の區域内に於て土地家屋及び組合規約に指定する工作物を所有する者を以て組合員とす(法七)。水利組合の設立は強制的にして府縣知事に於て組合區域を指定し關係地市町村長中の一人又は數人に創立委員を命じ創立委員に於て組合規約案を作り關係者總會(又は總代總會)の議決を経府縣知事の許可を受くるに依りて成立す(法一)。但し普通水利組合の設立に付ては組合員たるべきもの五人以上の申請又は關係地市町村長の具申ある場合に限る(法一)。水利組合は組合費を土地又は土地家屋其の他の工作物に賦課するものとし且つ夫役現品を組合員に賦課する事を得(法四八)。組合費其の他の組合の収入の督促及び滯納處分に關しては市町村税の例に依る(法五)。組合は其の負債を償還する爲め又は組合永久の利益となるべき支出を要する爲め又は天災事變等の爲め已むを得ざる場合に限り組合債を起す事を得(法六)。水利組合聯合會

水利組合
聯合會

北海道土
功組合

は水利組合に於て共同事業を爲すの必要あるとき其の協議に依り府縣知事の許可を得て組織する公法人なり。聯合會には水利組合に關する規定を準用するものとし(法七)。北海道には未だ水利組合法を實施せられず目下之に代るものとして北海道土功組合法の實施あり。同法に依れば右組合は市町村又は其の組合の事業と爲す事を得ざる特別の事情ある場合に於て農業上必要なる道路橋梁用水・排水又は堤塘等を施設維持する爲め組織する公法人なり(法一)。組合事業の爲め利益を受くる土地を以て區域とし其の地區内に土地を所有する者を以て組合員とす(法三)。其の他本組合は前掲水利組合と略同様の性質を有するものなり。

農會

農會が本條の公共團體に該當するや否やに付ては議論あるべしと雖も其の公法人たる事疑なきに依り之を本條に所謂公共團體の一種として貸付を爲し得るものと解するを妥當とすべし。農會は農業の改良發達を圖るを以て目的とする公法人なり(法一)。即ち其の目的を達する爲め、(一)農業の指導獎勵に關する施設、(二)農業に従事する者の福利増進に關する施設、(三)農業に關する研究及び調査、(四)農業に關する紛議の調停又は仲裁、(五)其の他農業の改良發達を圖るに必要

なる事業を行ふものとす(法三)。農會に町村農會市農會郡農會道府縣農會及び帝國農會の五種あり。町村農會又は市農會に在りては町村若しくは町村組合又は市の區域内の耕地牧場又は原野を所有する者及び其の地區内に於て農業を營む者(但し國公共團體及び命令を以て規定せる者を除く)を會員とし、郡農會に在りては其の地區内の町村農會を會員とし、道府縣農會に在りては道府縣地區内の市農會郡農會及び郡農會の會員に非ざる町村農會を會員とし、帝國農會は内地の區域内の道府縣農會を以て其の會員とす(法九條)。農會は其の設立に付行政官廳の認可を受けたるるとき成立し(法一)、其の地區内の會員たる資格を有する者は總て之に加入したるものと看做され加入を拒否する事を得ず(法一)。農會に於て借入金を爲さんとするときは總會の決議を經行政官廳の認可を受くる事を要し(法二)、會則の定むる所に依り會員に對し經費を分賦し及び過怠金を徴收する事を得、若しも之を延滞する者あるときは會長は其の處分を市町村に請求し市町村は市町村税の例に依り之を處分するものとす。此の請求を受けたる日より三十日以内に其の處分に著手せず又は九十日以内に之を結了せざるときは會長は地方長官の認可を得て之を處分する事を

得るものとす(法三)。

耕地整理
組合貸付

耕地整理組合無抵當貸付は最初明治三十三年耕地整理法制定と同時に此の事業は農業の改良を圖るものなるが故に農工銀行に於て所要資金を貸付するは當然なりとして設けられ、次で明治三十六年衆議院の提案に依り勸業銀行に又明治四十四年北海道拓殖銀行に對し此等の事業を助成するが爲めに貸付を爲すの途を開かれたるものなるが、爾來耕地整理事業の發達に伴ひ屢法の改正あり前掲沿革に示すが如く耕地整理法の改正に伴ふ必然的結果として必要事項の改正を見たるものなり。耕地整理組合とは耕地整理を施行する目的を以て整理地區内の總ての土地所有者を組合員とする公法人なり。茲に耕地整理と稱するは土地の農業上の利用を増進する目的を以て耕地整理法に依り左に掲ぐる事項の一に該當する事業を行ふ事を謂ふ。即ち(一)土地の交換分合開墾地目變換其他區劃形質の變更湖海の埋立干拓若しくは道路堤塘畦畔溝渠溜池等の變更廢置又は之に伴ふ灌溉排水に關する設備若しくは工事、(二)の事項施行の爲め若しくは施行の結果必要なる工作物の設置其他の設備又は其の維持管理、(三)開墾又は湖海の埋

組合の性
質

立若くは干拓に依る耕地整理に附随して行ふ整理施行地の利用に關する必要な工作物の設置其の他の施設、(四)前掲(一)乃至(三)の事項に關し必要あるとき國道府縣市町村其の他公共團體の認許を得て行ふ營造物の修繕等之なり(法一)。組合を設立せんとするときは組合の地區たるべき區域内土地所有者總數の二分の一以上にして其の區域内の土地の總地積及び總賃貸價格の各三分の二以上に當る土地所有者の同意を得更に地方長官の認可を受くる事を要す(法五)。組合設立の認可ありたるときは其の地區内に土地を有する者は總て法律上當然組合員たらざるべからず(法四五)。組合は一定地區の耕地整理を目的とするものなるを以て其の目的の完成又は完成不能に因り當然解散すべき一時的存在なり(法五)。組合に於て債務を起す場合には總會の決議を経て地方長官の認可を受くる事を要す(法六一)。組合にして其の債務を完済する事能はざるときは規約に別段の規定ある場合の外組合員は連帶無限の責任を負擔するものとす(法八)。組合にして債務を完済する事能はざるときとは果して如何なる程度に達したるときなりや之に關し實際問題として疑あり。商法中合名會社に於て會社の財産を以て會

債務完済
不能の意

社の債務を完済する事能はざるときは各社員連帶して其の辨済の責に任ずと規定し(法六三)、株式會社に於ては會社の財産を以て會社の債務を完済する事能はざるに至りたるときは取締役は破産の申請を爲す事を要すと規定し(法四七)、其の他民法にも同様の例あり(法七〇)。此等の解釋として多少の説はあれども通説に依れば一般に資産と負債とを比較し若しも資産が負債よりも少きときは之を稱して其の法人の財産を以て債務を完済する事能はざるものと解すべきものとす。此の如く負債超過の場合は直ちに其の社員に請求を爲し得る事が法人に對する債權者の權利を主張するに便利なる方法なり。而して尙進んで債務辨済期に於て資金缺乏せるときは支拂不能と認むべし。支拂不能の場合は債權者に於て社員に對し其の權利を主張し得る事論なし。耕地整理組合の場合も此の通説に依るべきものなり。尙耕地整理組合貸付の爲め不動産銀行の難澁せる經驗は組合員が賦課金を納付せざるに因り融通銀行に元利金の支拂を延滞せる場合に於ける資金回収の強制手段の缺けたる事なりき。耕地整理法第七十九條に依れば組合員が組合費清算金又は延滞利息若くは過怠金を延滞せる場合には組合長は市町

延滞者の
處分

村に之が處分を請求し市町村は此の請求に依り市町村税の例に依り之を處分するものとせり。然るに組合長は通常組合員中より選舉せらるる代表者にして組合員と共通の利害關係を有するを以て組合事業の成功覺束なきときは組合費の徴収に付誠實を缺き之が處分を市町村に請求せず、且つ之を請求せる場合と雖も市町村は此の如き委託事務の執行を欲せず在再放置して時日を徒消するの弊ありて目的を達し難く之が救済に關し農工銀行は曾て再三法律の改正を請願したる事あり主務省も其の弊を認め乍ら改正の運びに至らざりしが、昭和六年に至り耕地整理法第七十九條を改正し市町村が組合員の處分を組合長より請求したる日より三十日以内に其の處分に著手せず又は九十日以内に之を結了せざる時は地方長官の認可を得て之を處分する事を得、此の場合には市町村制第一百十一條第一項及び第四項の規定を準用すとの規定を追加せり。之に依り市町村が處分を放置するの弊は除去するを得たるも猶組合長が故意に發動せざる場合を矯正する事を得ざるの憾みあり。正當の事由存するときは之を證明して債權者より直接處分を市町村に請求し得る途を開かざる可らず。

(三) 耕地整理組合の性質に關しては二個の異なる判例あり。其の一は耕地整理組合は私法人なりとするものにして(天正四年(元)第三三一六號同五年三月三十日判決)、其の二は耕地整理組合は其の性質上公法人に屬するものなり……とせるものなり(昭和六年(元)第三六二六號同七年七月七日判決)。公法人と爲せる判例に依るべきなり。

耕地整理組合無抵當貸付は大正九年耕地整理法を改正して聯合會を認めたる際新に設けられたるものなり。耕地整理組合聯合會とは耕地整理組合が事業の一部(登記手續を除く)を他の耕地整理組合と共同して行はんとする場合に於て之を代り行はしむる爲め協議に依り地方長官の認可を受け耕地整理組合の組織する公法人なり(法八二)。

共同施行者貸付

耕地整理共同施行者連帶責任無抵當貸付は明治四十二年耕地整理法の改正あり耕地整理參加土地所有者總員連帶又は整理委員を耕地整理組合と改め同時に耕地整理共同施行者を新設せられたる際新に設けられたるものなり。共同施行者とは二人以上の土地所有者(所有權者以外の權利)の合意に依り共同して各自が權利を有する土地に付耕地整理を施行する者を謂ふ。此の場合にも地方長官の認可を要す(法三)。耕地整理組合は法人なるを以て直接整理事業を行ふものは土地

聯合會貸付聯合會の性質

其の性質

所有者に非ずして組合なるに反し共同施行者は其の名稱の示すが如く共同者全員(整理施行地区内に土地を所有する者全體)が整理施行者となるを以て耕地整理の施行に關しては其の全員の合意に依りて之を決定すべきものとす。然れども規約に別段の規定ある場合に於ては之に依ること勿論なり。又共同施行者は其の性質上加入を強制せらるる事なし。

土地區劃整理組合貸付

土地區劃整理組合無抵當貸付は大正八年都市計畫法の公布あり其の後大正十五年に改正あり其の際土地區劃整理を助成する爲めに新に設けたるものなり。

其の性質

土地區劃整理組合とは都市計畫區域内に於ける土地の宅地としての利用を増進する爲め土地區劃整理を施行する事を目的とし地方長官の認可を得て整理地區内の總ての土地所有者を以て組織する公法人なり(法一二條耕地整理法四一・五一條)。茲に都市計畫と稱するは交通衛生保安經濟等に關し永久に公共の安寧を維持し又は福利を増進する爲めの重要施設の計畫にして市若くは主務大臣の指定する町村の區域内に於て又は其の區域外に互り執行すべきものを謂ふ(法一)。都市計畫事業は勅令の定むる所に依り行政廳(市又は指定町村を統轄する行政廳)之を執行するものとす(令一)。組合は整

理施行地を以て其の地區と爲し組合を設立するには該地區内に於ける土地所有者三分の二以上の同意を得る事を要し組合設立の認可ありたるときは其の地區内に土地を所有する者は總て之を組合員として強制加入せしむる等總て耕地整理組合に同じ。其他耕地整理組合に就て記述せる所のものは本組合に準用あるものとす(法一二條第二項)。

聯合會貸付

土地區劃整理組合聯合會無抵當貸付も亦前項組合貸付と同時に設けられたるものなり。其の性質は耕地整理組合聯合會に同じ(法一二條耕地整理法八一・一二條ノ二)。只耕地整理組合は耕地の效用の増進を目的とし土地區劃整理組合は宅地の效用の増進を目的とするの差あるのみなり。

共同施行者貸付

土地區劃整理共同施行者連帶責任無抵當貸付も亦前項貸付と同時に設けられたるものなり。共同施行者の性質は耕地整理共同施行者に同じ(法一二條耕地整理法三條)。

十人連帶貸付

十人連帶無抵當貸付は農工銀行には立法當時より北海道拓殖銀行には明治三十八年より勸業銀行には大正十年より設けられたるものなり。本貸付は不動産銀行業務中唯一の社會政策的貸付にして其の淵源深きものあり且つ現行法は立

創始の趣旨

法當時の法意とは稍異なれるに至りしを以て其の沿革を詳述せざる可らず。元來勸業銀行と農工銀行とは其の目的を同うし唯分業上其の事業に大小の差あるに過ぎざりしが其の間に於て著しき差異として擧ぐべきものは農工銀行には對人信用貸付を爲し得る途を開きたる事之なり。即ち農工銀行法第六條第四號の規定にして二十人以上の農業者又は工業者申合せ連帶責任を以て借用を申出でたる時は其の信用の確實なる者に限り五箇年以内に於て定期償還の方法に依り無抵當貸付を爲す事を得るものと爲せるも勸業銀行法には斯かる規定を設けざりしものなり。蓋し對人信用貸付は常に借主に親邇し借主の性質を知り平素の舉動を悉くし生計の狀況を極むるに非ざれば危険多きを以て勸業銀行の如き中央機關に在りては到底之が貸付に適せずと爲し地方機關たる農工銀行のみに之を許したるものなり。而して此の對人信用は危険なるが如きも當時の現狀生産増加の點より考察するとき甚だ必要なりとせり。即ち多少の土地を有し其の他の資金に富めるものは信用を得るの途備はれるに依り勸業銀行を俟たざるも少しく高利短期なるを忍べば一般銀行より抵當附借入を爲すに困難を感ずる

事少かるべしと雖も無産者に至りては此の途なきを以て止むを得ず高利貸等より高利なる資金を借受くるの外なし。然るに直接農業生産に従へる者は多く小作人にして此等の者は抵當に供すべき土地を有せず且つ其の農業収益は比較的薄利なるを以て一度高利貸の手に掛らんか其の元利金を償ふ事甚だ困難なり。従つて農地を改良し收穫を増加するの利益を知るも肥料牛馬農具器械等を買入るる資金を調達する事能はずして舊來の儘推移するの外なく其の結果は農業生産高の増加を阻害するものとなれり。仍つて農業生産高を増加せんと欲せば小作人自身に於て農業の改良發達を講じ得べき資金を供給するの途を開かざる可らず。他方小工業に於ても亦其の事情之に類するものあり。故に農工業の改良發達の必要に依り既に勸業兩銀行を設置し乍ら獨り抵當物なしとの理由を以て直接生産に従事せる小作人小工業者に救済を及ぼす事なくんば生産増加の上に於て一大缺點を免れずと認め農工銀行をして對人信用の方法に依る貸付の途を開きたるものなり。而して之を各人個々別々に貸付せず二十人以上の連帶責任を有する共同體を對象と爲せる所以は此の必要の目的を達すると同時に成るべ

く之に伴ひ生ずべき危険を避くるに在りとせり。

其の後明治三十八年及び大正六七年農工銀行は二十人以上連帯を十人以上連帯に改めん事を請願せるも許されず、大正八年に至り遂に衆議院提案として右改正法律案を提出し政府も之に同意し現行法の如く十人以上連帯に改正し、其の翌九年政府の提案に依り北海道拓殖銀行法にも同様の改正を見たるものなり。之が改正の理由とする所は従來二十人以上を要したるが爲めに家族親類使用人等を連帯に加へ形式上員數を整へんとする者もあり又實際上信用確實なる者を二十人以上集むる事は困難なるに因り之を十人以上に縮少し信用調査を確實に爲して危険を防止すると同時に一層小農工業者の便利を圖らんとしたるに在り。其の後大正十年漁業者救済の目的を以て之に漁業者を加へたり(北海道拓殖銀行に在りては大正十二年な)。又前述の如く此の貸付は最初農工銀行次で北海道拓殖銀行獨得のものなりしが大正十年勸農任意合併法律の制定あり農工銀行にして勸業銀行に合併せらるるものあるべきを以て其の結果農工銀行の存在せざる府縣に於ては勸業銀行に於ても農工漁業者十人以上連帯貸付を爲し得る事となれり。従つて今や本

現状

法立案者が勸農兩銀行の事業上大なる特異點は農工銀行に此の對人信用を認め勸業銀行に之を認めざるに在りと爲せる特色は全然失はれたりと云ふべし。尙此の貸付の目的は種苗肥料牛馬農具等の所要資金を融通するに在るを以て借入年度の収益を以て償還すべきものなるに依り少額に限り短期の定期償還貸付と爲せるも農村經濟の實情に徴し更に長期の年賦償還貸付の途を開くの要ありと爲し、昭和二年農工銀行之を請願し昭和六年に至り其の改正を見たるものなり。此の十人以上連帯貸付に於ては更に考究すべき事あり即ち信用組合の普及せる今日不動産銀行に於て尙此の貸付を繼續する必要ありや否やと云ふ點之なり。先づ立法上の變遷より考察するに元此の貸付(最初二十人以上連帯)は信用組合の本源にして將來分離して信用組合と爲る可きものとせり。即ち當時の立案者は「不動産抵當銀行法の制定に次ぐ經濟上の大立法は信用組合法の制定なり。此の信用組合は假令土地抵當銀行なしとするも固より設立の必要あるものにして資産に乏しき小作人小工業者に必要なる資金は之を信用組合に仰ぐを以て最も簡便有益の方法なりとす。又經濟上の大傾向たる大資本壓制の弊害を輕からしむるが爲め

には小資本の糾合を計るより急なるはなく又資本と勞力とを結合せしむるより緊要なるはなし。此等の目的を達せんとするには信用組合を設立せざるべからず。然れども茲に農工銀行法に於て二十人以上の結合を認めたる以上は在昔信用組合法の制定を待つを要せず小農工業者は進んで事實上信用組合と效用の同一なる共同體を組織し其の利益の享有を圖るは目下の急務なりとす」と謂ひ、更に「農工銀行は其の組織に於て一の株式會社なるも其の精神は組合主義に外ならず他日信用組合の成立を見る曉は信用組合の本源となるべきものにして今日二十人以上連帶と云へるは取も直さず他日の信用組合其の者となるべきなり」と斷ぜり。蓋し前述の如く農工銀行の株式金額を一株二十圓とし第一回拂込金を五圓と爲したる所以は此の二十人連帶貸付と共に信用組合主義に則りたるものに外ならず。一株の拂込金額一回五圓なるときは不動産所有者は勿論小作人小工業者と雖も農工銀行の株主と爲る事を得るを以て恰も信用組合の出資者の如く自己の株主たる銀行より有抵當又は無抵當にて資金の融通を受くる事を得と考へたる事も亦該農工銀行の營業區域内に原籍及び住所を有する者に非ざれば

株主たる事を得ずと規定せる事由の一つなるべし。然るに今日に於ては前述の如く株主に斯かる制限を置くに於ては増資の際所要株式の募集困難なりしを以て夙に廢止せられ、又一方に於ては零碎なる株主は漸次減少し小作人小工業者等の株主となる者も少く株主にして十人連帶の組織に加はる者なしと雖も此の十人連帶貸付は信用組合の爲し能はざる所を補ふの效果顯著なるものあり。近年政府の供給せる各種救済低利資金は何れも十人以上連帶貸付の形式を以て融通せらるるに由り本貸付は社會政策的效果を擧げ一面庶民金融たるの使命を果しつつあるものなり。故に此の貸付は理論上純粹不動産銀行の業務としては不適當のものなれども歴史的且つ現實的には之を廢止し難きものなるべし。

産業組合無抵當貸付は明治三十三年産業組合法の公布と同時に無限責任信用組合に對しては農工銀行に於て貸付を爲すを適當と認めて設けられしものなり。本法は主として(一)中産以下の農工業者に生産に要する資本を低利に供給し、(二)勸儉貯蓄の善風を培養し、(三)當業者中に組合を組織せしめ其の共同一致の力に依り中農若くは大農の働きを漸次に得せしめ依つて以て産業の發達を圖り國家

組合の性質

經濟の基礎を鞏固ならしめんとして制定せられたるものにして其の後時代の進運に伴ひ改正を施さるる事六回に及びたるが其の間明治四十四年日本勸業銀行法を改正して之が貸付を爲し得る事とせり。産業組合とは組合員の産業又は其の經濟の發達を企圖する爲め産業組合法に依りて組織する社團法人なり。産業組合は社團法人なりと雖も民法又は商法上の營利法人にも公益法人にも屬せず産業組合法に基く特種の中間的私法人なり。此の種の團體に法人格を認むる所以は組合をして權利義務の主體たるを得せしめ以て其の活動を便ならしむるに在り。組合の設立には地方長官の許可を要し且つ七人以上の組合員を要す(八法七條)。七人以上の組合員を要する點は七人以上の發起人を要する株式會社の創立と同様なり(九法一、二條)。組合の目的及び種類次の如し。(一)組合員に産業に必要な資金を貸付し及び貯金の便宜を得せしむる事を目的とするものを信用組合と謂ひ、(二)組合員の生産したる物に加工し又は加工せずして之を賣却する事を目的とするものを販賣組合と謂ひ、(三)産業又は經濟に必要な物を買入れ之に加工し若くは加工せずして又は之を生産して組合員に賣却する事を目的とするものを購

組合の種類

買組合と謂ひ、(四)組合員をして産業又は經濟に必要な設備を利用せしむる事を目的とするものを利用組合と稱す(一法一、二條)。組合は前掲目的二以上を兼ね行ふを得るを以て更に單營組合と兼營組合との二種を生ず。單營組合は信用、販賣、購買、利用の四種とし兼營組合は販購、販利、購利、信販、信購、信利、信販購、信販利、信購利、販購利、信販利の十一種とす。尙組合は右に掲げたる事業の外農業倉庫を營む事を得(三法四條)。農業倉庫の業務とは(イ)農産物の保管、(ロ)調製改装又は荷造、(ハ)運送の仲立又は取次、(ニ)販賣の仲立又は取次、(ホ)農業倉庫證券を擔保とする貸付等を謂ふ(二法一、二條)。産業組合の組織は無限責任有限責任及び保證責任とす。無限責任組合に在りては組合財産を以て其の債務を完済する事能はざるときは組合員全員に於て連帶無限の責任を負擔し、有限責任組合に在りては組合員の全員が其の出資額を限度として責任を負擔し、保證責任組合に在りては組合財産を以て其の債務を完済する事能はざる場合に於て組合員の全員が其の出資額の外一定の金額を限度として責任を負擔するものとす(三法三、四條)。組合には本法に別段の規定あるものを除くの外商法及び商法施行法中商人に關する規定の準用あり(五法五、六條)。

右は法人の性質の如何に拘らず組合の取引を敏速ならしめんが爲めに外ならず。

(四) 産業組合法の規定を通過するに其の第一條には本法に於て産業組合とは組合員の産業又は其の經濟の發達を企圖する爲め左の目的を以て設立する社團法人を謂ふ(中略)の規定あり。右規定に徴すれば産業組合は其の組合員の産業又は經濟の發達を企圖することを目的とするものなれども直接に公共の利益を其の目的と爲すものに非ざるを以て之を以て公益的社團法人と爲すを得ざると同時に組合員に利益を分配する事を本來の目的と爲すものに非ざるを以て之を稱して營利法人なりと解するも亦妥當に非ず。要之産業組合は民法に所謂公益法人及び私益法人の何れにも屬せざるものにして産業組合法に依り認められたる特種の中間的社團法人なりと解するの外なし(昭和二年(九)一九六號同年六月二十二日大審院判決)。

産業組合
聯合會貸
付
聯合會の
性質

産業組合聯合會無抵當貸付は明治四十二年産業組合法を改正して産業組合聯合會を設けたるに伴ひ新に設けられたるものなり。産業組合聯合會とは産業組合の機能を完全ならしめ事業の發達を圖る爲め産業組合又は産業組合聯合會を以て組織する社團法人なり。但し信用組合聯合會は同種の事業を行ふ聯合會を以て亦販賣組合聯合會及び購買組合聯合會は同種の事業を行はざる産業組合又は産業組合聯合會を以て組織する事を得ず(法七六條第二項)。聯合會の目的及び種類次

其の種類

の如し。(一) 所屬組合に必要な資金を貸付し及び貯金の便宜を得せしむる事を目的とするものは信用組合聯合會と謂ひ、(二) 所屬組合の賣却する物に加工し又は加工せずして之を賣却する事を目的とするものを販賣組合聯合會と謂ひ、(三) 所屬組合の購買する物を買入れ之に加工し若くは加工せずして又は之を生産して所屬組合に賣却する事を目的とするものを購買組合聯合會と謂ひ、(四) 所屬組合をして必要なる設備を利用せしむる事を目的とするものを利用組合聯合會と謂ふ(法七六條第一項)。聯合會も亦組合と同様四種の單營聯合會と十一種の兼營聯合會とに分たる。聯合會の組織は有限責任及び保證責任の二種とし保證責任産業組合聯合會の所屬組合及び所屬聯合會の保證責任は其の出資總額の範圍内に於て定むるものとす(法七條)。信用組合聯合會は勸業銀行・日本興業銀行北海道拓殖銀行・農工銀行又は産業組合中央金庫に對し所屬組合又は所屬聯合會の爲めに債務の保證を爲す事を得(法七六條第二項)。

生絲共同
施設組合
貸付

生絲共同施設組合無抵當貸付は昭和八年製絲業法改正と同時に新に設けられたるものなり。即ち昭和七年製絲業法を制定し製絲業を營む者は總て免許を要

組合の性質

するものとし之に依り従來製絲業界の缺陷なりし不健全なる小規模工場の出現を阻止し業界を健全ならしむるに資せんとしたるも、一方現存の製絲工場は總て同法に依り存續を認められたるに依り此等多數小規模工場を適當なる方法を以て改善するの必要を認め、中小生絲業者の改善發達を圖る爲め共同施設を爲す團體を作らしめんと企て新たに生絲共同施設組合を設けたるものなり。生絲共同施設組合とは製絲業の改良發達を圖る爲め共同の施設を爲す目的を以て組織する社團法人を謂ふ(製絲業法一、二、三條)。生絲共同施設組合は民法に謂ふ公益法人又は營利法人の何れにも屬せず生絲共同施設組合法に依る特種の中間的私法人なり。此の種の團體に法人格を附與する所以は組合をして權利義務の主體たる事を得せしめ以て活動に便利ならしむるに在る事産業組合に同じ。製絲業者とは(イ)器械生絲の製造を業とする者、(ロ)器械製絲の製造工場を有する産業組合及び産業組合聯合會、(ハ)玉絲の製造を業とする者を總稱し利用組合の有する製絲工場を利用してのみ生絲の製造を業とする者及び他の者に委託してのみ生絲の製造を業とする者は含まず(同法一條同法一條施行規則一條)。製絲業者たらんとする者は主務大臣の免許

を受くる事を要す(同法二條)。生絲共同施設組合は組合員の製造したる生絲に加工し又は加工せずして其の生絲の共同販賣を行ふ外(イ)組合員の營業に必要な物の共同購入、共同設備の設置及び資金の貸付、(ロ)製造したる生絲の検査、(ハ)營業に關する指導研究及び調査、(ニ)右の外組合の目的を達するに必要な施設を爲す事を得(同法一、四條)。組合の組織には無限責任有限責任及び保證責任の三種あり。無限責任の組合に在りては組合財産を以て其の債務を完済する事能はざる場合に於て組合員の全員が連帶無限の責任を負擔し、有限責任の組合に在りては組合員の全員が其の出資額を限度として責任を負擔し、保證責任の組合に在りては組合財産を以て其の債務を完済する事能はざる場合に於て組合員の全員が其の出資額の外一定の金額(保證金額)を限度として責任を負擔するものなり(同法五條)。本組合には取引を敏活ならしむる爲め法人の性質の如何に拘らず商法及び商法施行法中商人に關する規定の準用あり(同法七條)。

工業組合貸付

工業組合無抵當貸付は元重要輸出品工業組合貸付と謂へるものなり。大正十四年輸出中小工業の改善振興を圖る目的を以て重要輸出品工業組合法を公布し

同時に不動産銀行に對し之に無抵當貸付を爲し得る途を開きたるも同法は輸出業者間の統制を保つ上に於て缺くる所あり、徒らに無益なる競争を爲すが如き將又其の資力信用薄くして海外販路を開拓するの力に乏しきものある等の實狀に鑑み、昭和六年之を工業組合法と改め重要輸出品工業に限らず廣く之を一般工業に及ぼし輸出組合の統制を畫一ならしめ、輸出組合聯合會の制度を設け輸出業者の全國的統制を徹底し且つ組合の事業範圍を擴張し輸出金融をも認め更に組合をして其の組合員に對する營業に關する金融の便を圖る事を期すると同時に不動産銀行法をも改めて工業組合貸付を爲し得るものとせり。工業組合とは重要工產品(五)の製造に關する工業者が其の工業の改良發達を圖る爲め共同の施設を爲す目的を以て組織する社團法人なり(二法一)。工業組合法に依る特種の中間的法人なる事生絲共同施設組合と同じ。組合は(一)組合員の製品其の原料若くは材料又は製造若くは加工の設備に對する検査其の他必要なる取締又は事業經營に對する制限、(二)組合員の製品の加工又は販賣、組合員の營業に必要な物の供給、共同設備の設置其の他組合員の營業に關する共同施設、(三)組合員の營業に關す

組合の性質

る指導研究調査其の他組合の目的を達するに必要な施設等の事業を行ふ事を得るものとす(法三)。組合を設立せんとするときは豫め地區を定め其の地區内に於て組合員たる資格を有する者三分の二以上の同意を得行政官廳の認可を受くる事を要す(法一)。組合員たる資格を有する者工業組合に加入せんとするときは組合は正當の理由なくして加入に困難なる條件を附し又は其の加入を拒む事を得ず(法二)。組合員は命令の定むる所に依り一定の期間前に豫告を爲し工業組合の承諾を得たる場合には事業年度の終りに於て脱退する事を得るものとし(法二)。加入脱退を強制せずと雖も行政官廳は營業上の弊害を矯正する爲め特に必要と認むるときは組合員又は組合に加入せざるも組合員たる資格を有する者に對し其の組合に定めたる取締又は制限に従ふべき事を命ずる事を得(法八)。工業組合は定款の定むる所に依り其の經費の一部を組合員に分賦する事を得るも(法五)。組合員の責任は右の外其の出資額を限度とす(法一)。又組合は定款の定むる所に依り組合財産を以て其の債務を完済する事能はざるときは組合員の全員が其の出資額の外一定の金額(保證金額)を限度として責任を負擔するものと爲す事を得(法一)